

危 険 物 行 政 の 現 況 と
危険物施設等における事故の概要
(平成 30 年)

東 京 消 防 庁
予防部危険物課

凡 例

- 1 本書は、東京消防庁管内（稲城市を除いた東京都全区域。以下同じ。）における危険物行政の現況と、全国及び東京消防庁管内における危険物施設等における事故の発生状況について、原則として平成 30 年の統計を分析しています。
- 2 本書に記載されている「平成 30 年中」とあるものは「平成 30 年 1 月から 12 月まで」、「平成 30 年度」とあるものは「平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで」を示しています。
- 3 本書に記載されている危険物施設等の数は、各年度末における数値であり、設置許可を受けて建設中の施設を含みます（第 4 章を除く。）。
- 4 本書に記載されている小数点以下の数値にあつては四捨五入しており、個々の数値の和が合計と合致しない場合があります。
- 5 本書に記載されている法令名は、次により略称を用いています。

法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
危政令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
危規則	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
条例	火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）

目 次

第 1 危険物施設等の概要

1	危険物施設等の実態	1
2	危険物施設の状況	2
(1)	施設区分別にみた危険物施設	2
(2)	危険物施設の分布状況	6
(3)	類別にみた危険物施設	8
(4)	許可倍数別にみた危険物施設	11
3	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の状況	12

第 2 危険物規制に関する事務処理の状況

1	危険物施設の計画から使用開始まで	13
2	危険物規制に関する各種申請	14
(1)	危険物施設の設置	14
(2)	変更許可及び仮使用の承認	14
(3)	完成検査前検査の実施	15
(4)	完成検査の実施	15
(5)	仮貯蔵及び仮取扱いの承認	16
(6)	予防規程の認可	16
(7)	保安検査の実施	17
3	危険物規制に関する各種届出	18
(1)	譲渡引渡届出	18
(2)	品名、数量及び指定数量の倍数変更届出	18
(3)	廃止届出	19
(4)	危険物保安監督者選任・解任届出	19
4	少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出	20
5	条例に基づく試験及び証明	21
(1)	タンク検査及び安全装置の機能検査	21
(2)	危険物の確認試験	22
6	危険物の判定試験	22

第 3 危険物取扱者試験の実施及び危険物取扱者等の育成等

1	危険物取扱者試験等の実施状況	23
(1)	危険物取扱者試験	23
(2)	免状の書換え・再交付	24
2	危険物取扱者保安講習	25
3	危険物安全週間中の各種行事等	26

第4 平成30年中の全国の危険物に係る事故の概要

1 危険物に係る事故の概要	27
2 火災事故	29
(1) 火災事故の発生及び被害の状況	29
(2) 出火原因に関係した物質等	33
(3) 火災事故の発生原因及び着火原因	35
3 流出事故	39
(1) 流出事故の発生及び被害の状況	39
(2) 流出した危険物	42
(3) 流出事故の発生原因	44
4 平成30年中に発生した特徴的な事故	46

第5 平成30年中の東京消防庁管内における危険物施設等の事故概要

1 危険物施設等の事故概要	48
(1) 事故種別ごとの発生状況	48
(2) 施設区分別の発生状況	49
(3) 発生要因別の発生状況	50
(4) 危険物流出事故等の事故原因調査の実施状況	51
(5) 深刻度評価指標別の事故発生状況	54
2 危険物施設等の事故事例	57
(1) 平成30年中に発生した主な事故事例	57
(2) 全事故の概要等	62

資 料

- 1 地域別及び消防署別の危険物施設数（最近5年間）
- 2 危険物施設別の許可数量（貯蔵・取扱最大数量、平成31年3月末現在）
- 3 地域別及び消防署別の事務処理状況（最近5年間）
- 4 地域別及び消防署別の許可状況（最近5年間）
- 5 施設区分別の許可状況（最近5年間）
- 6 地域別及び消防署別のセルフ給油取扱所の施設数（平成31年3月末現在）
- 7 地域別及び消防署別の危険物施設等における事故発生状況（平成30年中）
- 8 近年発生した地震による危険物施設の被害状況（平成31年3月末現在）
- 9 危険物規制に係る法令改正経過と主な事故等（平成31年3月末現在）
- 10 規制改革の推進による措置事項等
- 11 危険物規制事務に係る依命通達・通知等（平成30年度中）

第1 危険物施設等の概要

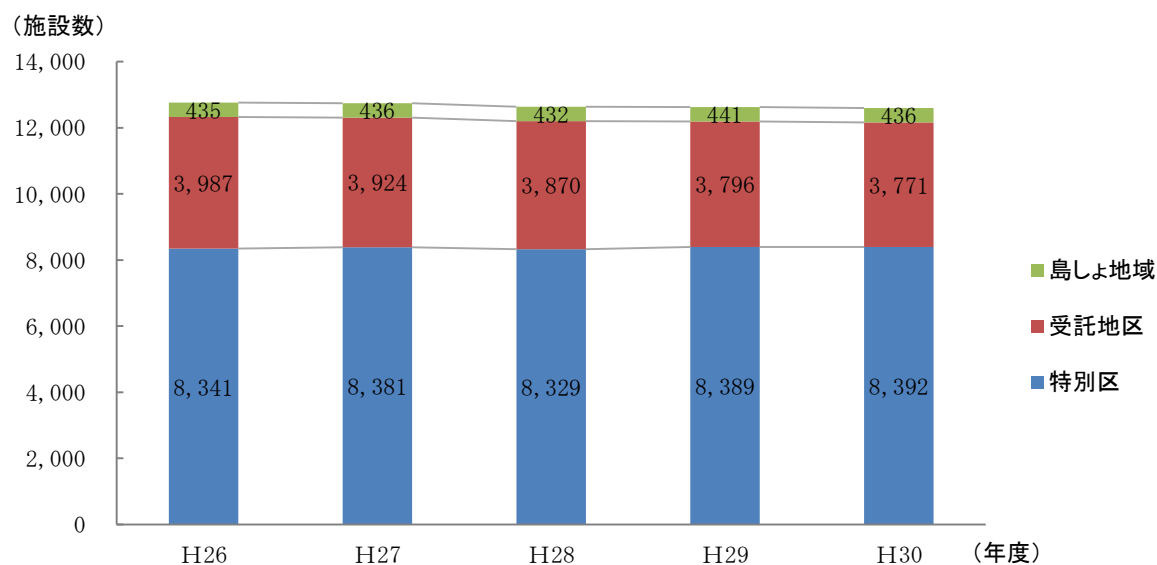
東京消防庁管内では、法で規制する危険物の貯蔵又は取扱いを行う施設の総数が年々減少しています。本項目では、危険物関連施設に関わる数字に着目し、年度毎の施設数の推移、区市町村ごとの施設数、危険物施設区分別の施設数、危険物の取扱数量、許可倍数別の施設数等について様々な視点から分析しています。

1 危険物施設等の実態

東京消防庁管内及び島しょ地域における危険物施設（危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下同じ。）の総数は12,599施設で、前年と比較すると減少しています。一方で少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の総数並びに特別区の危険物施設数は、いずれも増加しています（第1表、第1図参照）。

第1表 危険物施設等の状況（最近5年間）

	危険物施設数					少量危険物 貯蔵取扱所数			指定可燃物 貯蔵取扱所数		
	合計	東京消防庁管内			島しょ 地域	合計	特別 区	受託 地区	合計	特別 区	受託 地区
		小計	特別 区	受託 地区							
26	12,763	12,328	8,341	3,987	435	25,860	17,302	8,558	5,799	4,639	1,160
27	12,741	12,305	8,381	3,924	436	26,330	17,646	8,684	5,863	4,663	1,200
28	12,631	12,199	8,329	3,870	432	26,620	17,820	8,800	5,903	4,679	1,224
29	12,626	12,185	8,389	3,796	441	27,090	18,129	8,961	5,910	4,661	1,249
30	12,599	12,163	8,392	3,771	436	27,334	18,342	8,992	5,965	4,665	1,300
前 年 比	-27	-22	3	-25	-5	244	213	31	55	4	51

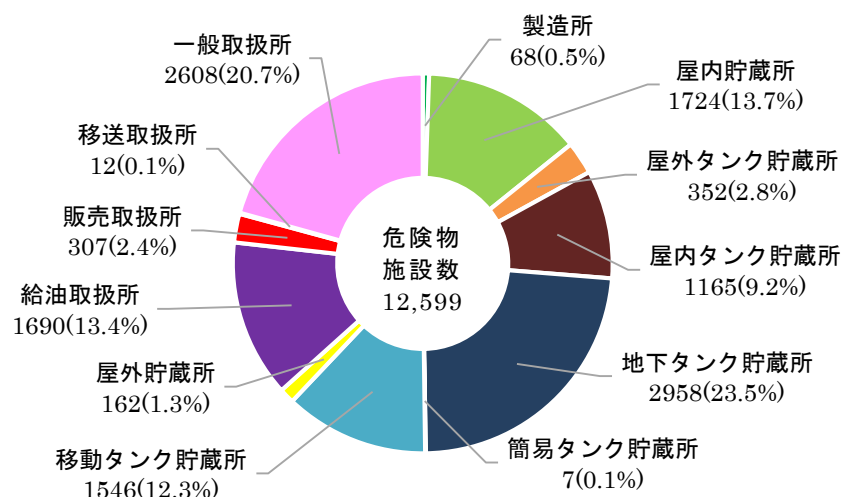


第1図 危険物施設数の推移（最近5年間）

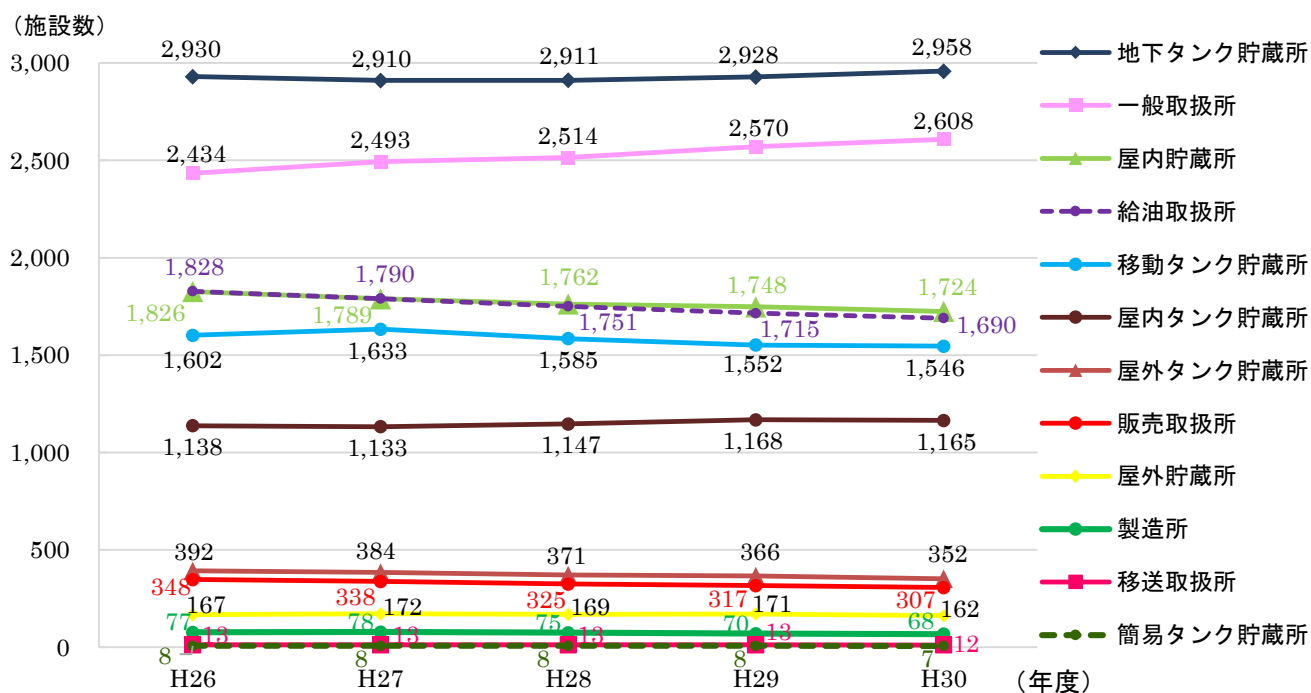
2 危険物施設の状況

(1) 施設区別にみた危険物施設

危険物施設は、施設形態ごとに区分されています。平成31年3月末現在の危険物施設を施設区別にみると、地下タンク貯蔵所が2,958施設と最も多く、次いで一般取扱所の2,608施設、屋内貯蔵所の1,724施設の順となっています（第2図、第3－1図参照）。全体的に危険物施設数は減少傾向である一方、一般取扱所、地下タンク貯蔵所についてはやや増加傾向にあります。

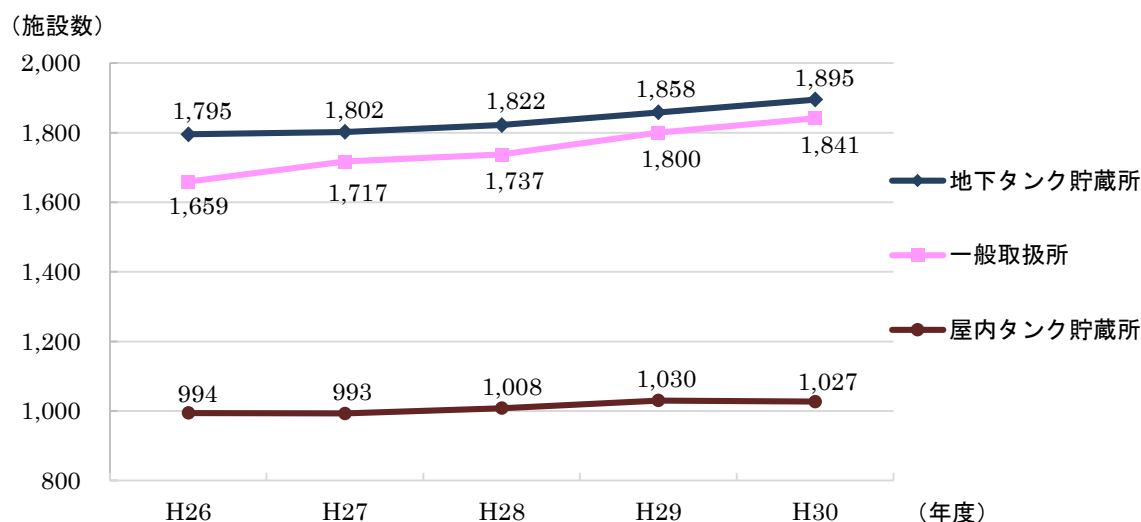


第2図 危険物施設の施設区別構成（平成31年3月末現在）

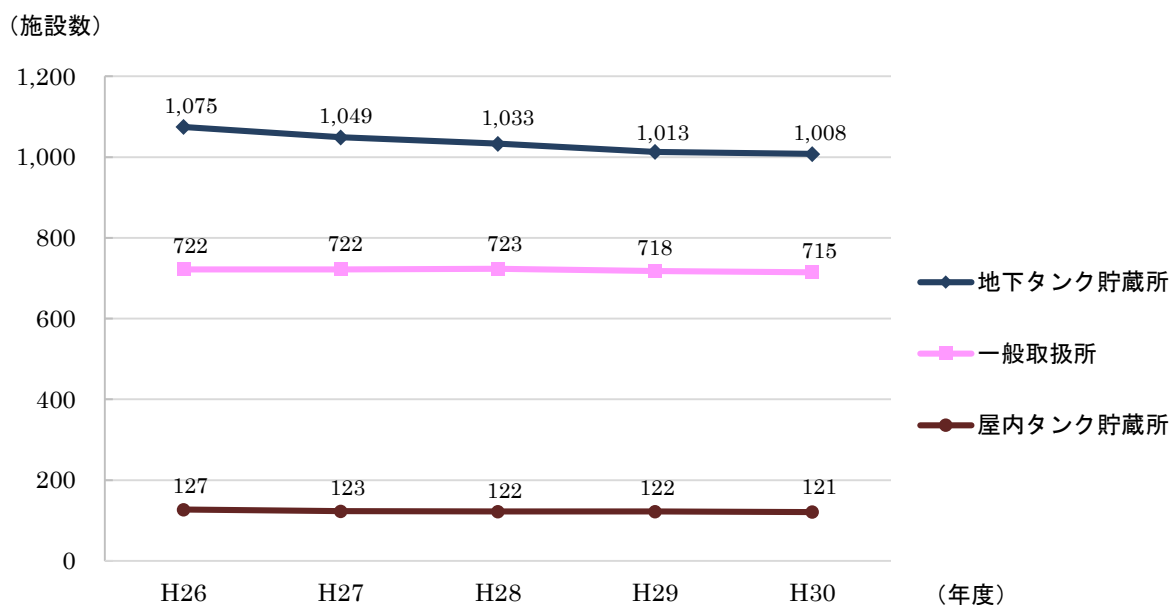


第3－1図 施設区別の危険物施設数の推移（最近5年間）

特別区と受託地区では地下タンク貯蔵所、一般取扱所及び屋内タンク貯蔵所の増減傾向に違いが見られます。特別区では過去5年間で地下タンク貯蔵所は100件、一般取扱所182件、屋内タンク貯蔵所は33件と、それぞれ増加傾向にある一方、受託地区ではいずれの施設もやや減少傾向にあります（第3－2図、第3－3図参照）。



第3－2図 特別区における危険物施設数の推移（最近5年間）



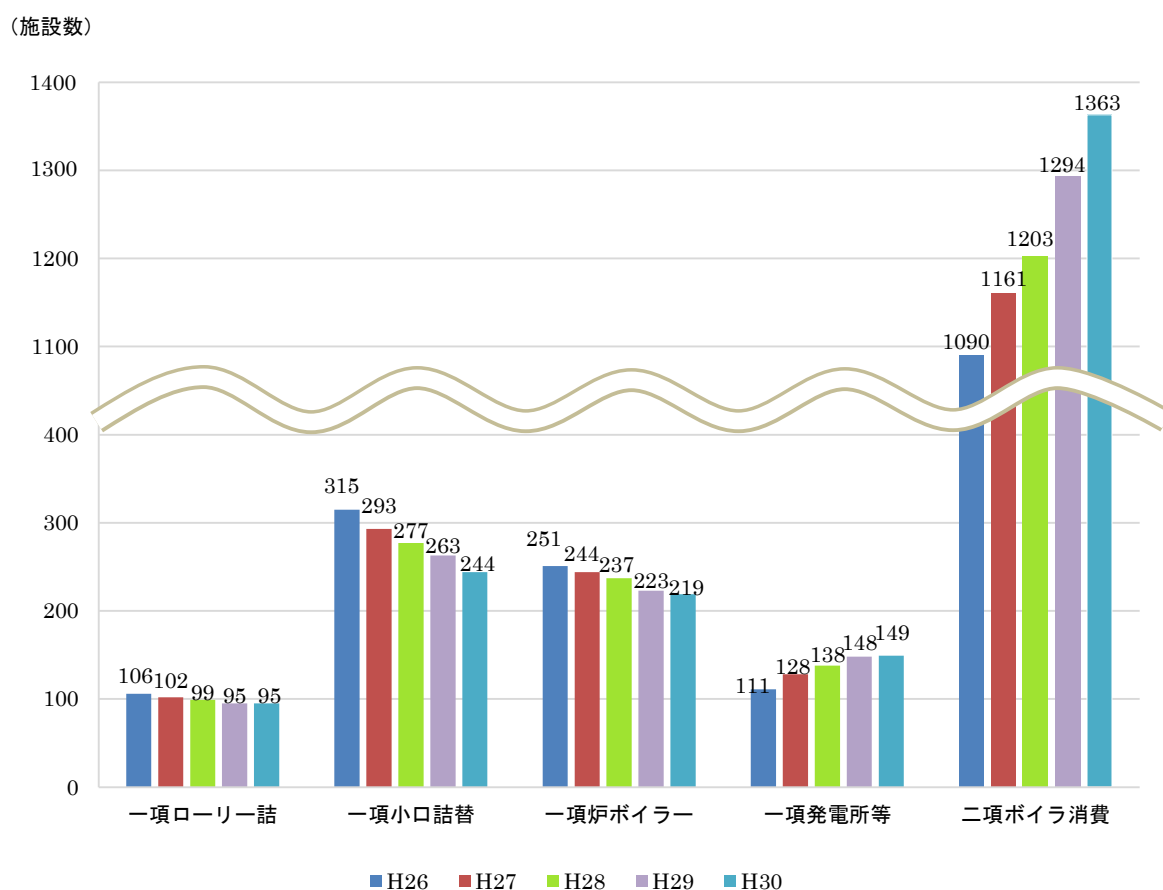
第3－3図 受託地区における危険物施設数の推移（最近5年間）

増加傾向である一般取扱所に着目してみると、施設形態により施設数の推移に違いが見られます。中でも危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所は5年間で 273 件増加しています。

この増加の要因の一つとして、大地震等の災害などの緊急事態においても重要な業務が継続できるよう、事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)の一環として、非常用発電機を導入する企業が増えていることが考えられます。

内閣府の調査(平成 29 年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査)によると、平成 19 年度ではBCPを策定している大企業は2割に満たなかったものの、平成 29 年度の調査では6割強が策定済みとなっており、2割以上の大企業が被災経験後に新たに非常用発電機を購入したと回答しているとされています。

一方で小口詰替を行う一般取扱所は年々その数が減少しており、5年間でみると 71 件減少しています。その他、増減傾向がみられる一般取扱所の形態別施設数の推移は第4図のとおりです。



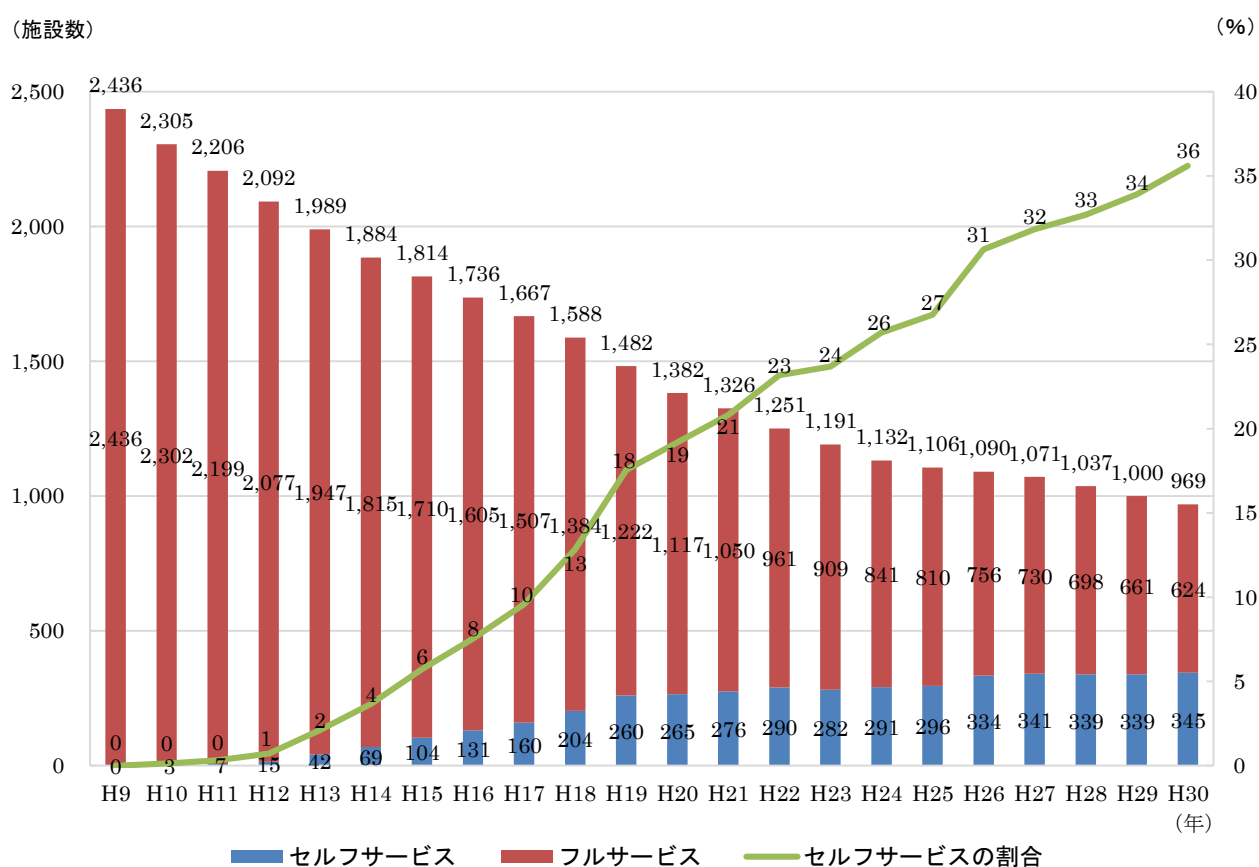
第 4 図 一般取扱所の形態別施設数の推移（最近 5 年間）

営業用給油取扱所について着目すると、様々な要因により施設数は減少傾向にあります。

従業員が給油を行うフルサービスの給油取扱所については、減少傾向が特に顕著で、最近 10 年間では 426 件減少(-40.6%)しています。

一方で、平成 10 年に危険物の規制に関する政令の一部が改正され、設置が認められるようになった顧客に自ら給油等をさせるセルフサービスの給油取扱所については、ほぼ毎年増加しており、最近 10 年間では 69 件(+25%)増加しています。

そのため、営業用給油取扱所において、セルフサービスの施設数の割合は増加傾向が続いており、近年は3割を超えています(第5図参照)。



第5図 営業用給油取扱所の施設数の推移

(2) 危険物施設の分布状況

危険物施設数を区市町村別にみると、特別区では千代田区の 755 施設が最も多く、次いで江東区の 750 施設、大田区の 711 施設の順となっています。地域面積を考慮した施設密度（施設数／km²）の高いものからみると、千代田区の 64.8 が最も高く、次いで中央区 51.7、港区 34.4 の順となっています（第 2 表参照）。これら都心部の地域には屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、一般取扱所等の施設が多く分布しており、そのほとんどが事業継続計画の取組みなどによるビルの自家発電設備及び燃料の貯蔵施設となっています。

また、受託地区では、八王子市の 702 施設が最も多く、次いで青梅市の 271 施設、府中市、町田市の 243 施設の順となっています。島しょ地域では、小笠原村の 141 施設、大島町の 85 施設、八丈町の 67 施設の順となっています。

第 2 表 区市町村別の危険物施設数と施設密度（平成 31 年 3 月末現在）

特別区	施設数	密度	受託地区	施設数	密度	受託地区	施設数	密度
千代田区	755	64.8	立川市	226	9.3	瑞穂町	165	9.8
中央区	528	51.7	国立市	53	6.5	あきる野市	134	1.8
港区	701	34.4	昭島市	181	10.4	日の出町	45	1.6
品川区	560	24.5	国分寺市	34	3.0	檜原村	15	0.1
大田区	711	11.7	小金井市	43	3.8	奥多摩町	44	0.2
目黒区	126	8.6	小平市	147	7.2	多摩市	115	5.5
世田谷区	304	5.2	武蔵野市	40	3.6			
渋谷区	282	18.7	東久留米市	99	7.7	島しょ地域	施設数	密度
新宿区	385	21.1	西東京市	71	4.5	大島町	85	0.9
中野区	80	5.1	三鷹市	139	8.5	利島村	12	2.9
杉並区	110	3.2	調布市	138	6.4	新島村	41	1.5
文京区	184	16.3	府中市	243	8.3	神津島村	28	1.5
豊島区	125	9.6	東村山市	95	5.5	三宅村	47	0.9
北区	265	12.9	狛江市	16	2.5	御蔵島村	9	0.4
板橋区	372	11.5	東大和市	41	3.1	八丈町	67	0.9
練馬区	221	4.6	武蔵村山市	87	5.7	青ヶ島村	6	1.0
台東区	144	14.2	清瀬市	36	3.5	小笠原村	141	1.3
荒川区	185	18.2	八王子市	702	3.8			
足立区	546	10.3	日野市	149	5.4			
墨田区	287	20.8	町田市	243	3.4			
江東区	750	18.7	青梅市	271	2.6			
葛飾区	286	8.2	福生市	70	6.9			
江戸川区	485	9.7	羽村市	129	13.0			

危険物施設数を所管する消防署別にみると、八王子消防署の 702 施設が最も多く、次いで深川消防署の 453 施設、丸の内消防署の 379 施設の順となっています（第 3 表参照）。

第 3 表 消防署別の危険物施設数（平成 31 年 3 月末現在）

署	施設数	署	施設数	署	施設数	署	施設数	署	施設数
丸 の 内	379	目 黒	123	赤 羽	114	深 川	453	狛 江	16
麴 町	242	世 田 谷	113	滝 野 川	85	城 東	297	北多摩西部	128
神 田	133	玉 川	82	板 橋	79	本 田	222	清 瀬	36
京 橋	201	成 城	112	志 村	293	金 町	64	東 久 留 米	99
日 本 橋	212	渋 谷	282	練 馬	65	江 戸 川	174	西 東 京	71
臨 港	116	四 谷	50	光 が 丘	78	葛 西	216	八 王 子	702
芝	334	牛 込	105	石 神 井	78	小 岩	95	青 梅	271
麻 布	92	新 宿	230	上 野	60	立 川	279	町 田	243
赤 坂	132	中 野	53	浅 草	39	武 蔵 野	40	日 野	149
高 輪	143	野 方	27	日 本 堤	45	三 鷹	139	福 生	364
品 川	219	杉 並	63	荒 川	102	府 中	244	多 摩	115
大 井	286	荻 窪	47	尾 久	83	昭 島	181	秋 川	194
荏 原	55	小 石 川	85	千 住	96	調 布	138	奥 多 摩	44
大 森	265	本 郷	99	足 立	221	小 金 井	42	島しょ地域	436
田 園 調 布	66	豊 島	93	西 新 井	229	小 平	147	合 計	12, 599
蒲 田	329	池 袋	32	本 所	100	東 村 山	95		
矢 口	51	王 子	66	向 島	187	国 分 寺	34		



工事中の縦置円筒型地下タンク貯蔵所



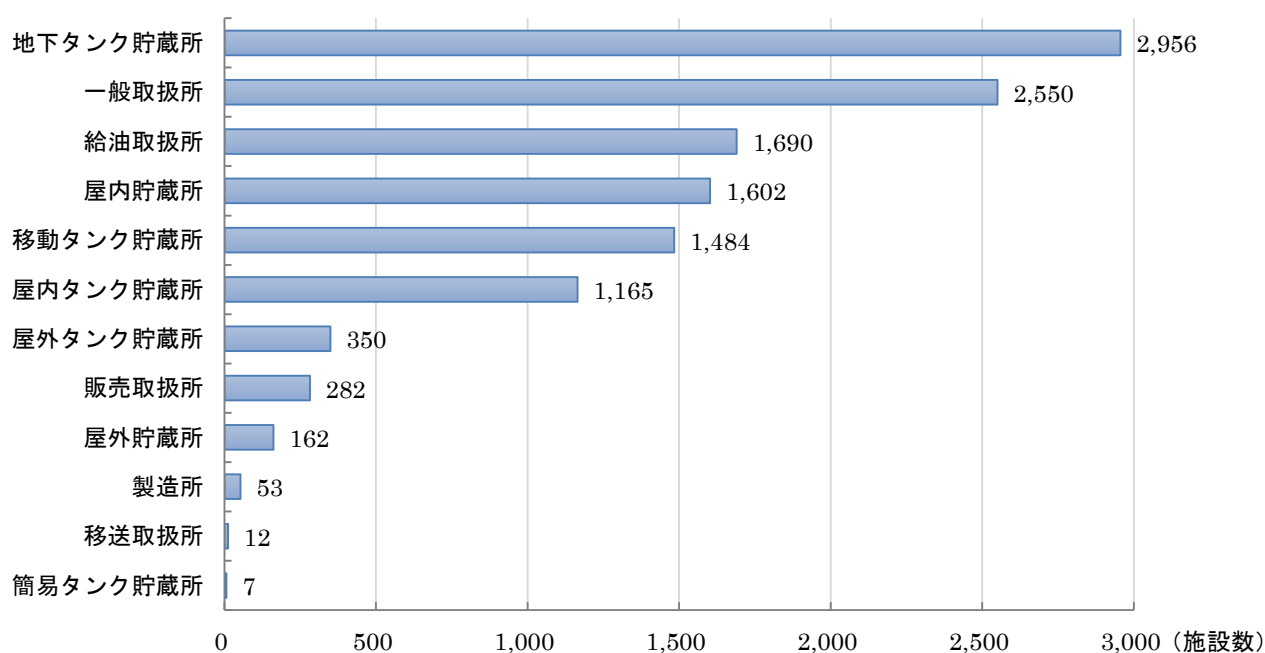
区画室設置の非常用発電設備（一般取扱所）

(3) 類別にみた危険物施設

危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物を類別にみると、第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う施設が12,313施設で最も多く、全体の97.7%を占めています（第4表参照）。第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う危険物施設としては、地下タンク貯蔵所の2,956施設（24.0%）が最も多く、次いで一般取扱所が2,550施設（20.7%）、給油取扱所が1,690施設（13.7%）の順となっています（第6図参照）。

第4表 類別の危険物施設数（平成31年3月末現在）

施設別 \ 類別		合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	混在
製造所		68	0	0	1	53	1	0	13
貯蔵所	屋内貯蔵所	1,724	10	9	1	1,602	3	0	99
	屋外タンク貯蔵所	352	0	0	0	350	1	1	0
	屋内タンク貯蔵所	1,165	0	0	0	1,165	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	2,958	2	0	0	2,956	0	0	0
	簡易タンク貯蔵所	7	0	0	0	7	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	1,546	0	1	2	1,484	0	0	59
	屋外貯蔵所	162	0	0	0	162	0	0	0
取扱所	給油取扱所	1,690	0	0	0	1,690	0	0	0
	販売取扱所	307	3	0	0	282	0	0	22
	移送取扱所	12	0	0	0	12	0	0	0
	一般取扱所	2,608	1	0	0	2,550	1	1	55
合計		12,599	16	10	4	12,313	6	2	248



第6図 第4類危険物のみを貯蔵・取り扱う危険物施設数（平成31年3月末現在）

危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物の許可数量を類別に見ると、第5表のとおりであり、第4類の危険物が578,716.7kLで、第2類が915.8千kg、第3類が234.1千kgとなっています。

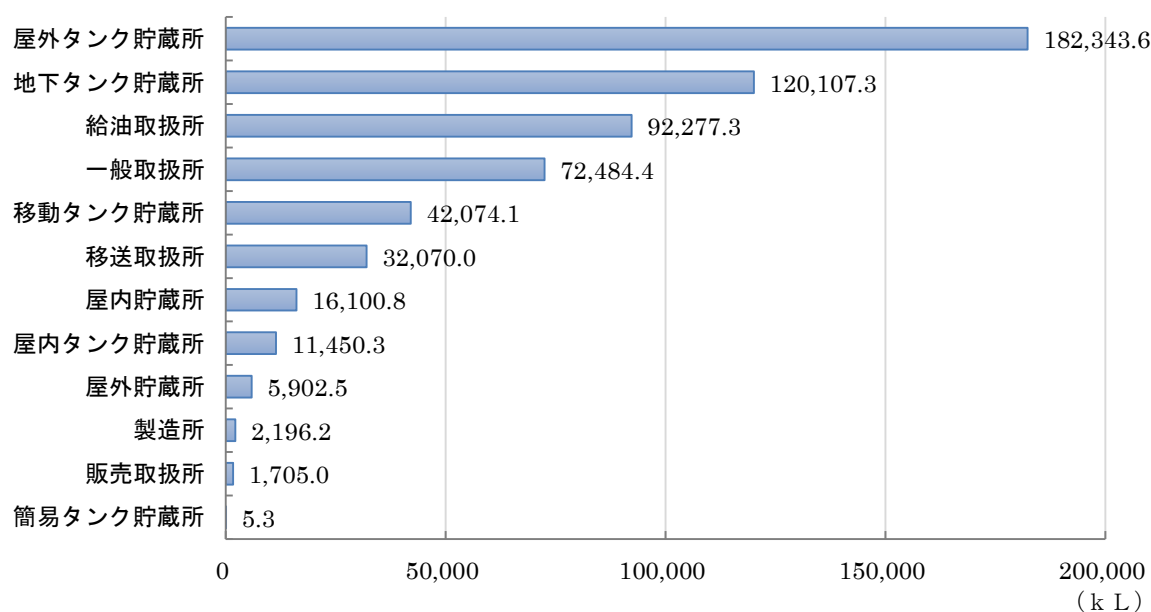
第5表 類別の許可数量（平成31年3月末現在）

施設別		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
製 造 所		0.4	2.9	0.1	2,196.2	17.6	0
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	72.7	98.4	1.1	16,100.8	14.1	4.2
	屋外タンク貯蔵所	0	0	0	182,343.6	20.3	17.9
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	11,450.3	0	0
	地下タンク貯蔵所	22.4	0	0	120,107.3	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	5.3	0	0
	移動タンク貯蔵所	8.9	338.8	1.3	42,074.1	11.6	187.7
	屋 外 貯 蔵 所	0	0	0	5,902.5	0	0
取 扱 所	給 油 取 扱 所	0	0	0	92,277.3	0	0
	販 売 取 扱 所	16.9	10.0	0.2	1,705.0	0.1	1.2
	移 送 取 扱 所	0	0	0	32,070.0	0	0
	一 般 取 扱 所	18.9	465.7	231.4	72,484.4	12.1	3.8
合 計		140.2	915.8	234.1	578,716.7	75.8	214.7

※1 単位は、第4類はkL、その他は千kg

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が内訳の和と一致しない場合がある。

施設区別にみた第4類危険物の許可数量は、屋外タンク貯蔵所が182,343.6kL（31.5%）で最も多く、次いで地下タンク貯蔵所が120,107.3kL（20.8%）、給油取扱所が92,277.3kL（15.9%）の順となっています（第7図参照）。



第7図 施設区別にみた第4類危険物の許可数量（平成31年3月末現在）

危険物のうち、その大部分を占めるのは石油製品です。都内における最近5年間の石油製品の販売量は年々減少傾向にあります（第6表参照）。

第6表 都内における石油製品の販売量（平成31年3月末現在）

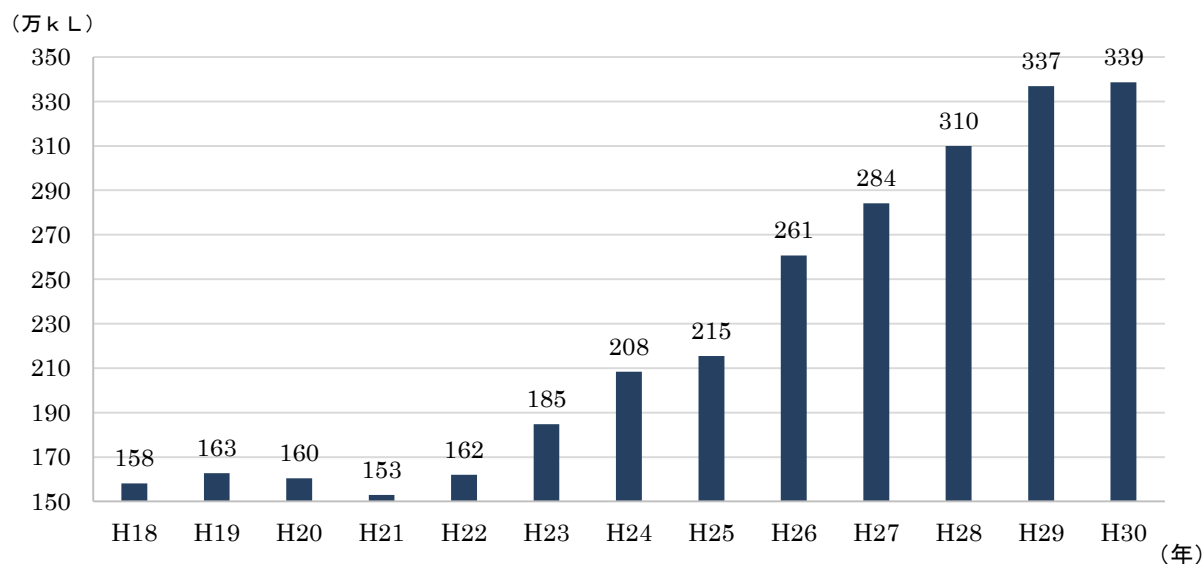
区分 年度	合計	ガソリン	灯油	軽油	重油	潤滑油	ナフサ・ ジェット 燃料油
26	2,089	674	266	390	287	9	463
27	2,051	716	241	400	314	8	372
28	1,990	665	223	392	301	8	401
29	1,770	570	184	357	259	7	393
30	1,658	522	145	356	235	7	394

※1 資料：石油連盟「都道府県別石油製品販売総括《速報》2018年04月～2019年03月」

2 単位：万kL

3 小数点以下を四捨五入しているため、合計値が内訳の和と一致しない場合がある。

都内の主要空港である東京国際空港（羽田空港）における航空機燃料供給量は年々増加しており、航空機燃料等の危険物の貯蔵取扱いの増加に伴い、平成30年8月に東京国際空港（羽田空港）地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されました。この指定を受け、新たな消防車両や防災資機材等を整備し消防力を増強するとともに、事業所との連携強化を図り、実践的な防災訓練等を推進しています（第8図参照）。



第8図 東京国際空港（羽田空港）の航空燃料供給量の推移

※資料：国土交通省「平成30年空港管理状況調査」

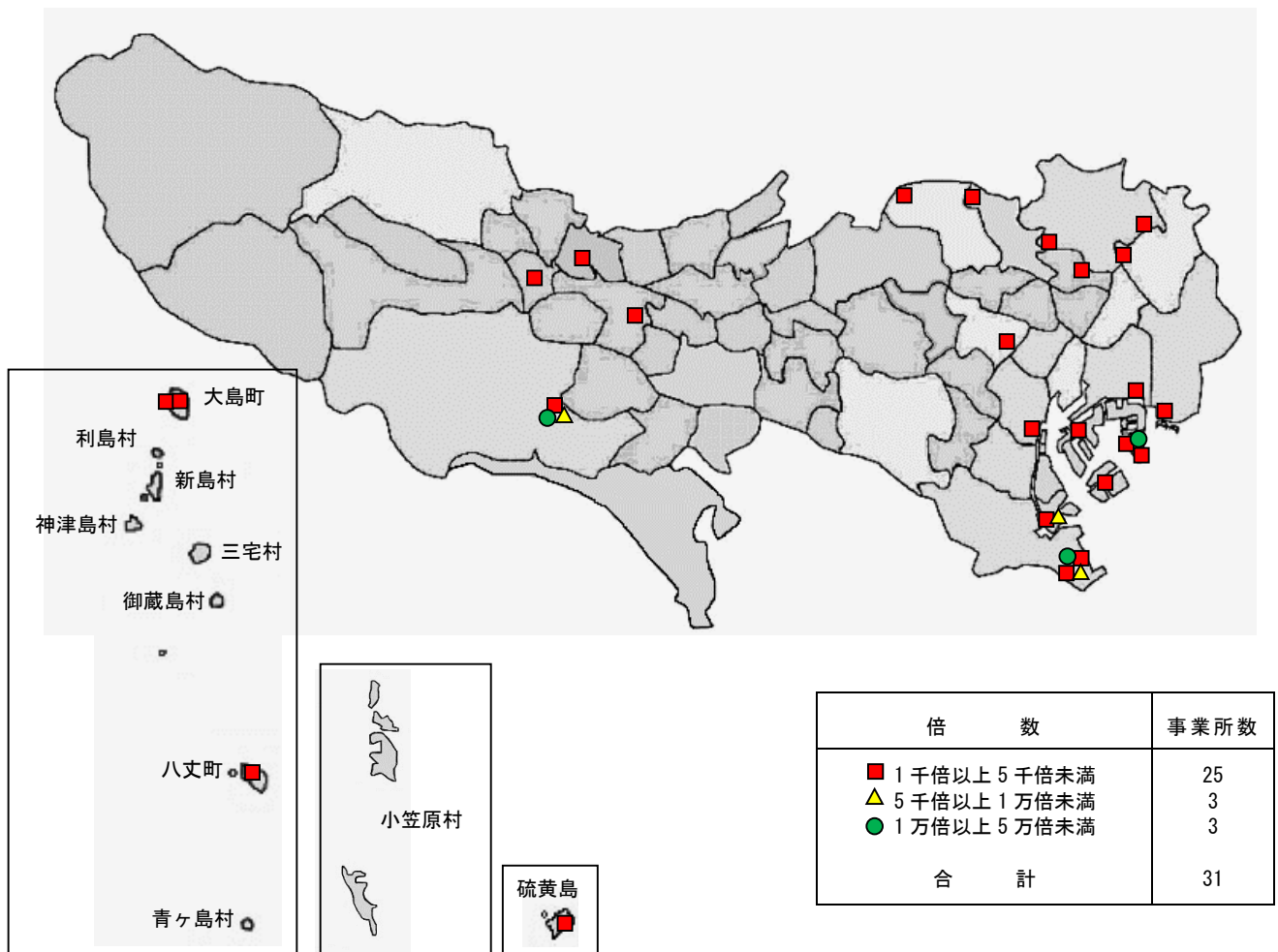
(4) 許可倍数別にみた危険物施設

平成 31 年 3 月末現在の危険物施設数を許可倍数別にみると、10 倍以下の施設は 7,549 施設（59.9%）で、全体の約 6 割を占めています（第 7 表参照）。

また、許可倍数が 1,000 倍以上の施設を有する事業所は 31 事業所となっています（第 9 図参照）。

第 7 表 許可倍数別の危険物施設数（平成 31 年 3 月末現在）

許可倍数 \ 年度	26	27	28	29	30
5 倍以下	5,107	5,040	4,958	4,899	4,859
5 倍を超え 10 倍以下	2,630	2,656	2,664	2,710	2,690
10 倍を超え 50 倍以下	2,806	2,815	2,809	2,842	2,876
50 倍を超え 100 倍以下	762	773	763	758	777
100 倍を超え 150 倍以下	349	343	340	336	340
150 倍を超え 200 倍以下	266	265	258	253	250
200 倍を超え 1,000 倍以下	776	777	769	757	743
1,000 倍を超え 5,000 倍以下	39	44	43	44	41
5,000 倍を超え 10,000 倍以下	16	16	16	17	17
10,000 倍を超えるもの	12	12	11	10	6
合 計	12,763	12,741	12,631	12,626	12,599



第 9 図 許可倍数が 1,000 倍以上の危険物施設を有する事業所（平成 31 年 3 月末現在）

3 少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の状況

平成 31 年 3 月末現在の少量危険物貯蔵取扱所数は 27,334 施設で、前年と比較すると 244 施設増加しており、その内訳をみると第 8 表のようになります。

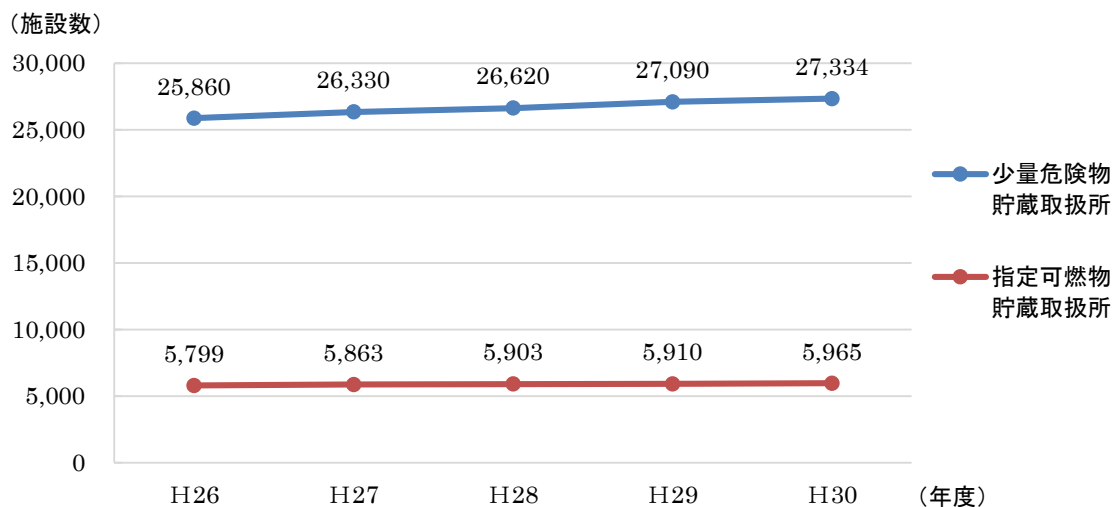
また、指定可燃物貯蔵取扱所数は 5,965 施設で、前年と比較すると 55 施設増加しており、その内訳をみると第 9 表のようになります。最近 5 年間の施設数の推移は第 10 図のとおりです。

第 8 表 少量危険物貯蔵取扱所の施設数
(平成 31 年 3 月末現在)

施設形態	施設数
屋内貯蔵	11,054
屋外貯蔵	498
屋内タンク	4,149
屋外タンク	3,133
地下タンク	1,222
移動タンク	1,013
その他	6,265
合 計	27,334

第 9 表 指定可燃物貯蔵取扱所の施設数
(平成 31 年 3 月末現在)

貯蔵取扱品名		施設数
綿 花 類		78
木毛・かんなくず		25
ぼ ろ ・ 紙 く ず		277
糸 類		35
わ ら 類		31
再 生 資 源 燃 料		18
可 燃 性 固 体 類		300
石 炭 ・ 木 炭 類		70
可 燃 性 液 体 類		260
木材加工品・木くず		1,744
合 成 樹脂類	発泡させたもの	176
	その他のもの	969
紙 類		1,708
穀 物 類		99
布 類		175
合 計		5,965



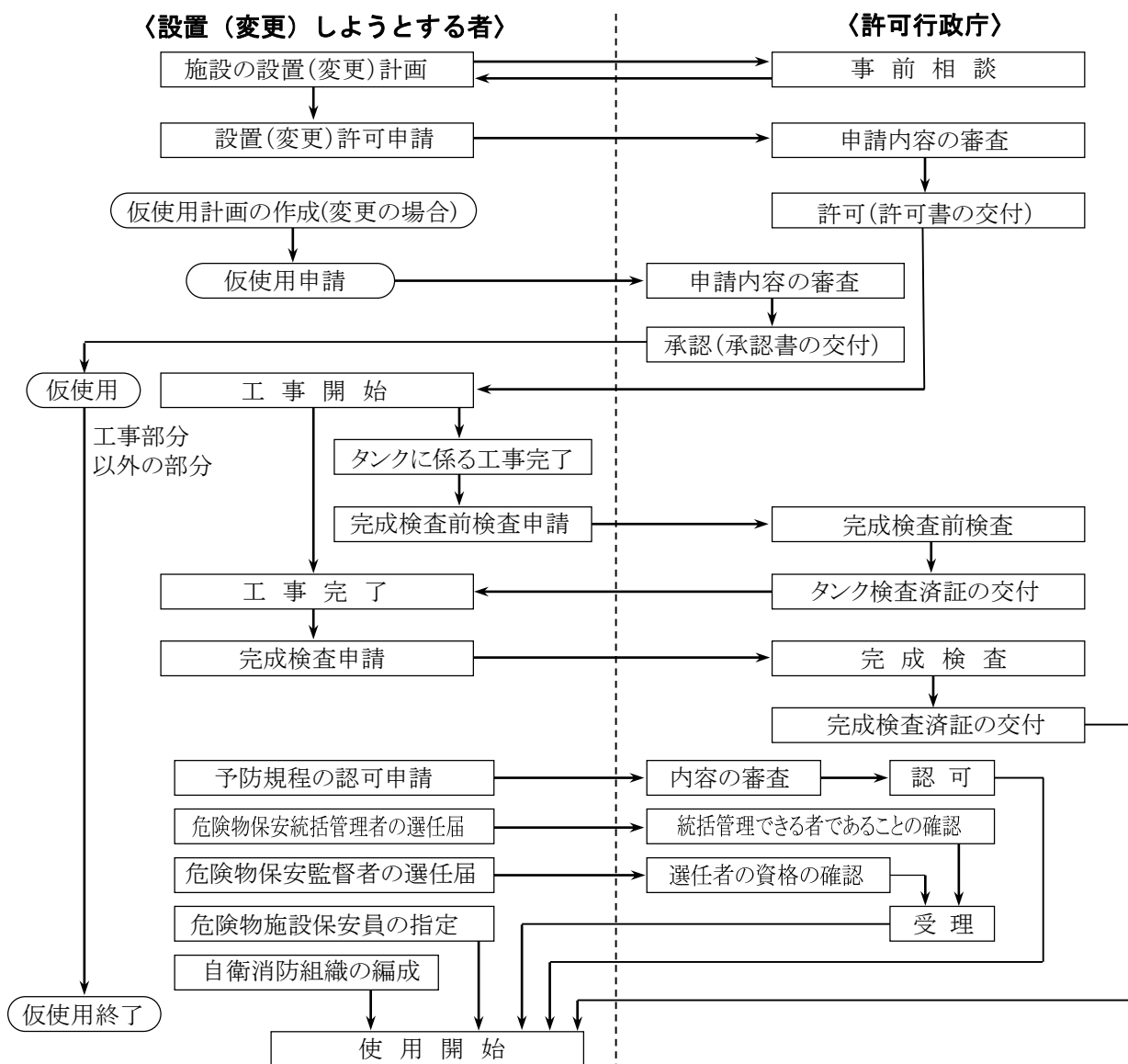
第10図 少量危険物及び指定可燃物貯蔵取扱所の施設数の推移（最近 5 年間）

第2 危険物規制に関する事務処理の状況

1 危険物施設の計画から使用開始まで

危険物施設を設置し、又は既存危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合は、市町村長等の許可を受けなければなりません。この許可は、設置者等の申請に基づいて行政庁がその位置、構造及び設備について審査し、基準に適合している場合に与えられます。

また、この許可を受けた者は、工事完了後に行政庁が行う完成検査を受け、法令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ施設を使用することができません。このほか、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません（第11図参照）。



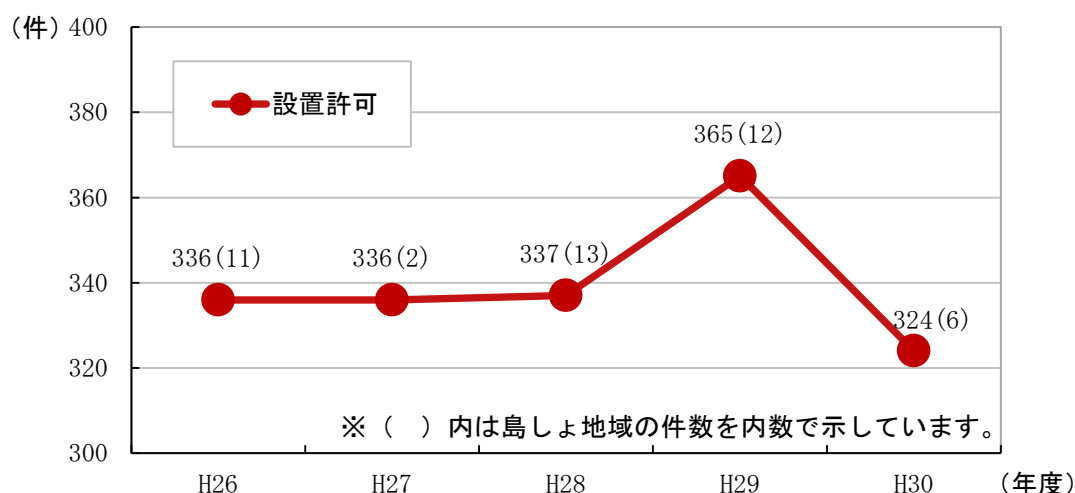
第11図 計画から使用開始まで

2 危険物規制に関する各種申請

(1) 危険物施設の設置

危険物施設を設置し、又は変更しようとする者は、施設ごとに許可を受けなければなりません（法第 11 条第 1 項）。

東京消防庁管内及び島しょ地域における設置許可の申請件数の推移は第 12 図のとおりです。平成 30 年度は設置許可が 324 件で前年度より 41 件減少しています。

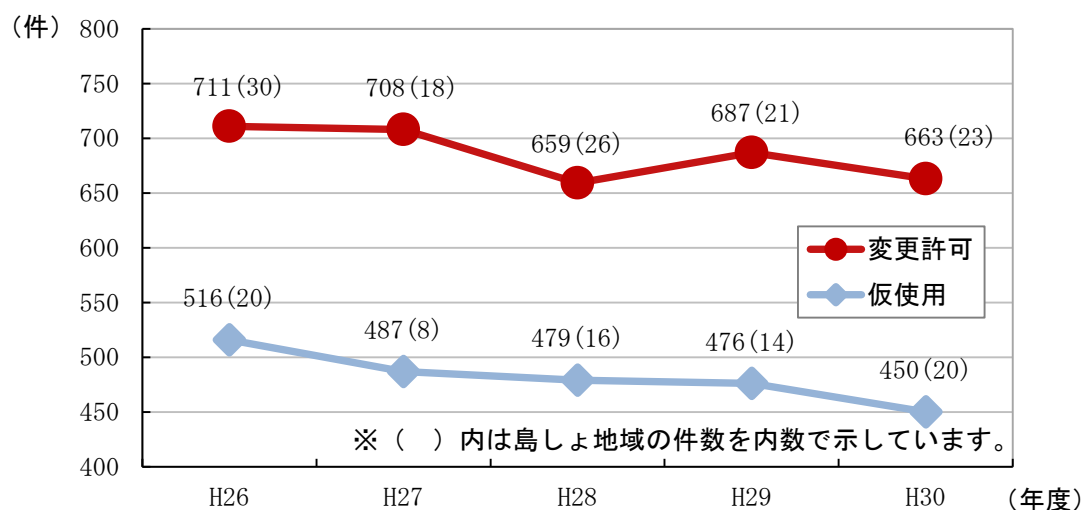


第 12 図 危険物施設の設置件数の推移（最近 5 年間）

(2) 変更許可及び仮使用の承認

危険物施設の変更許可を受けた者は、完成検査済証の交付後でなければ施設を使用することができません。ただし、市町村長等の承認を受ければ、変更工事に係る部分以外の部分について、完成検査前であっても仮に使用することができます（法第 11 条第 5 項）。

変更許可の申請件数及び仮使用の承認件数はいずれも減少傾向にあり、平成 30 年度は変更許可が 663 件で前年度より 24 件減少、仮使用が 450 件で前年度より 26 件減少しています（第 13 図参照）。

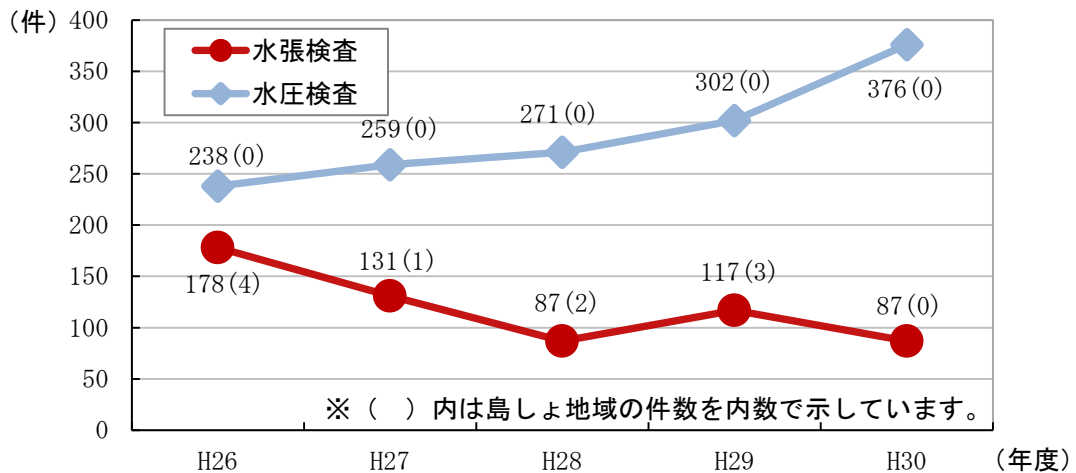


第 13 図 変更許可件数及び仮使用の承認件数の推移（最近 5 年間）

(3) 完成検査前検査の実施

液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません（法第 11 条の 2 第 1 項）。完成検査前検査には、主に基礎・地盤検査、溶接部検査、水張検査及び水圧検査があります。検査の結果、基準に適合している場合、基礎・地盤検査及び溶接部検査には適合している旨の通知書が、水張検査及び水圧検査にはタンク検査済証が交付されます。

平成 30 年度の水張検査の実施件数は 87 件で前年度より 30 件減少し、水圧検査の実施件数は 376 件で前年度より 74 件増加しています。最近 5 年間の推移をみると、水張検査は減少傾向、水圧検査は増加傾向にあります（第 14 図参照）。

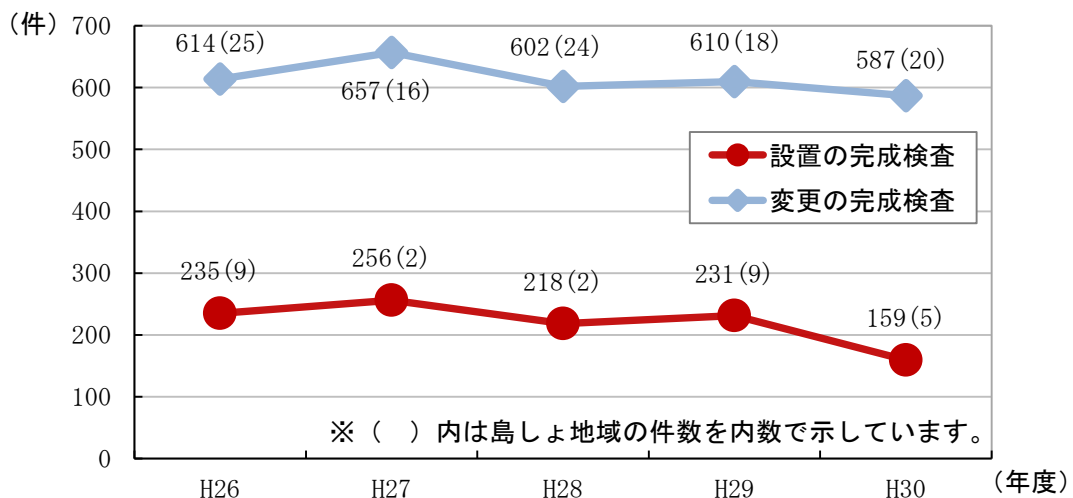


第 14 図 完成検査前検査の実施件数の推移（最近 5 年間）

(4) 完成検査の実施

危険物施設の設置又は変更の工事が完了し使用する前に、完成検査を受けなければなりません（法第 11 条第 5 項）。検査の結果、基準に適合している場合は、完成検査済証が交付されます。

完成検査の実施件数の推移は第 15 図のとおりで、平成 30 年度は設置の完成検査が 159 件で前年度より 72 件減少し、変更の完成検査は 587 件で前年度より 23 件減少しています。

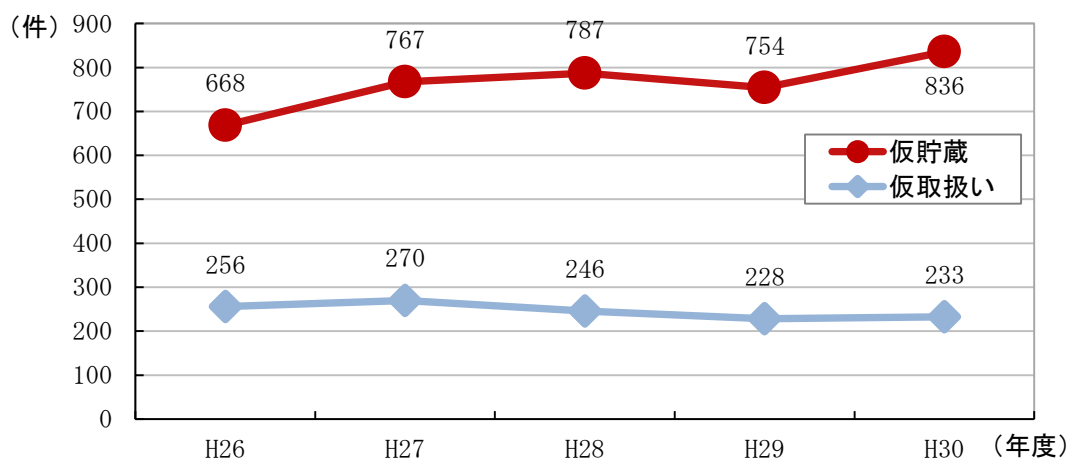


第 15 図 完成検査の実施件数の推移（最近 5 年間）

(5) 仮貯蔵及び仮取扱いの承認

一時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防長又は消防署長の承認を受けければ 10 日以内の期間に限り、許可施設以外で仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます（法第 10 条第 1 項）。

仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数の推移は第 16 図のとおりであり、仮貯蔵は最近 5 年間をみると増加傾向、仮取扱いは概ね横ばいとなっています。平成 30 年度の仮貯蔵の承認件数は 836 件で前年度より 82 件増加し、仮取扱いの承認件数は 233 件で前年度より 5 件増加しています。

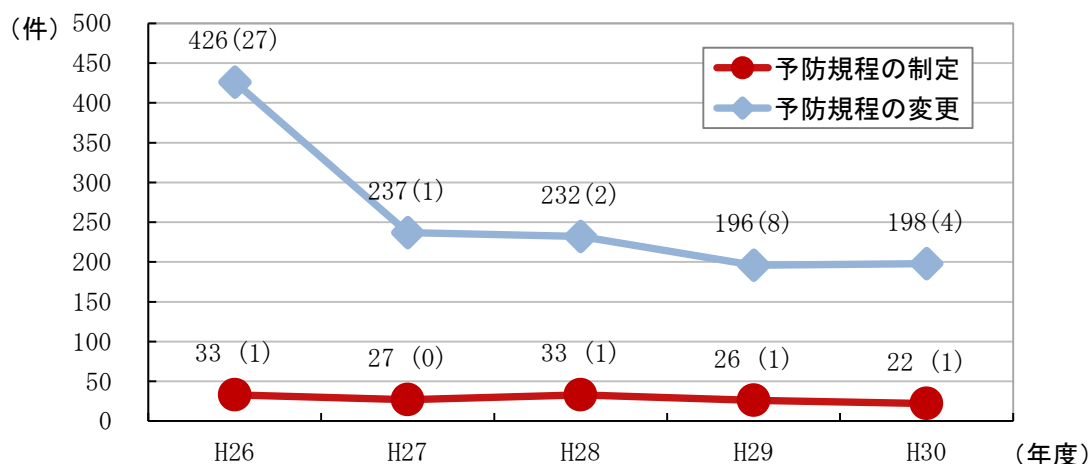


第 16 図 仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数の推移（最近 5 年間）

(6) 予防規程の認可

危険物施設のうち一定規模以上の危険物施設の所有者等は、自主保安基準として予防規程を作成し、市町村長等の認可を受けなければなりません（法第 14 条の 2 第 1 項）。

予防規程の認可件数の推移は第 17 図のとおりであり、平成 30 年度は制定件数が 22 件で前年度より 4 件の減少、また変更件数は 198 件で前年度より 2 件の増加となっております。なお、平成 31 年 3 月末の東京消防庁管内及び島しょ地域における予防規程を定めなければならない施設数は第 10 表のとおりです。



※ () 内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

第 17 図 予防規程の認可件数の推移（最近 5 年間）

第 10 表 予防規程を定めなければならない危険物施設（平成 31 年 3 月末現在）

施設 区分	製造所	屋 内 貯蔵所	屋外タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯蔵所	給 油 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所	合 計
施設数	27(0)	19(0)	86(24)	7(2)	1,050(58)	12(11)	656(17)	1,857(112)

※ （ ）内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

(7) 保安検査の実施

液体の危険物を貯蔵する 10,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所及び特定の移送取扱所は、定期的に市町村長等の行う保安に関する検査（定期保安検査）を受けなければなりません。（法第 14 条の 3 第 1 項）また、1,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所に不等沈下等が生じた場合も同様の検査（臨時保安検査）を受けることとされています。（法第 14 条の 3 第 2 項）

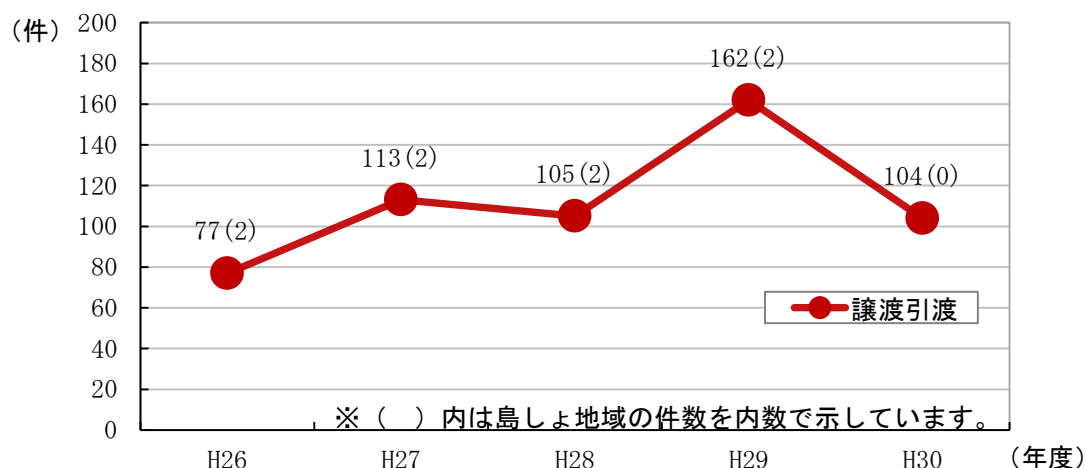
平成 30 年度中は、定期保安検査、臨時保安検査は共に実施されませんでした。

3 危険物規制に関する各種届出

(1) 譲渡引渡届出

危険物施設の譲渡又は引渡があったときは、譲渡又は引渡を受けた者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第 11 条第 6 項）。

譲渡引渡届出件数の推移は第 18 図のとおりであり、平成 30 年度は 104 件で前年度より 58 件減少しています。

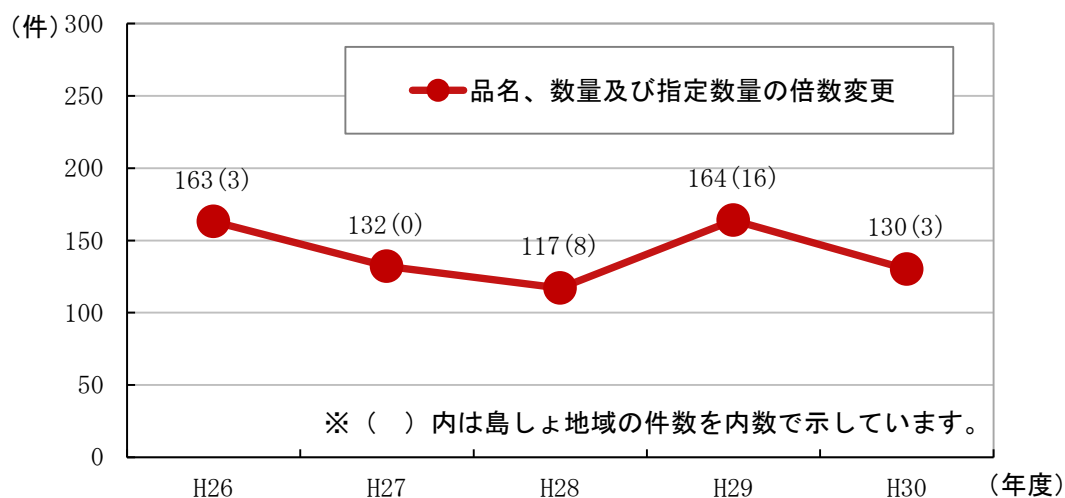


第 18 図 譲渡引渡届出件数の推移（最近 5 年間）

(2) 品名、数量及び指定数量の倍数変更届出

危険物施設の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の 10 日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第 11 条の 4 第 1 項）。

品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移は第 19 図のとおりであり、平成 30 年度は 130 件で前年度より 34 件減少しています。

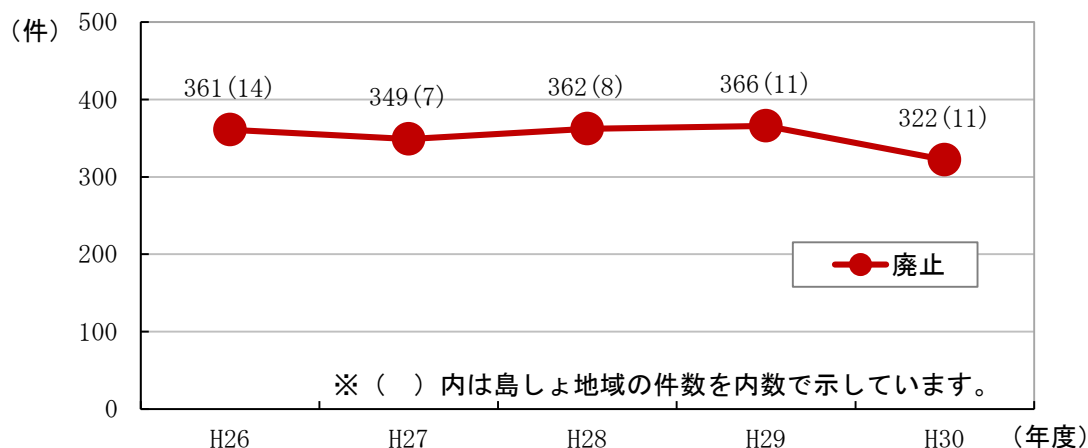


第 19 図 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移（最近 5 年間）

(3) 廃止届出

危険物施設の所有者等は、当該施設を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第 12 条の 6）。

廃止届出件数の推移は第 20 図のとおりであり、平成 30 年度の届出件数は 322 件で前年度より 44 件減少しています。



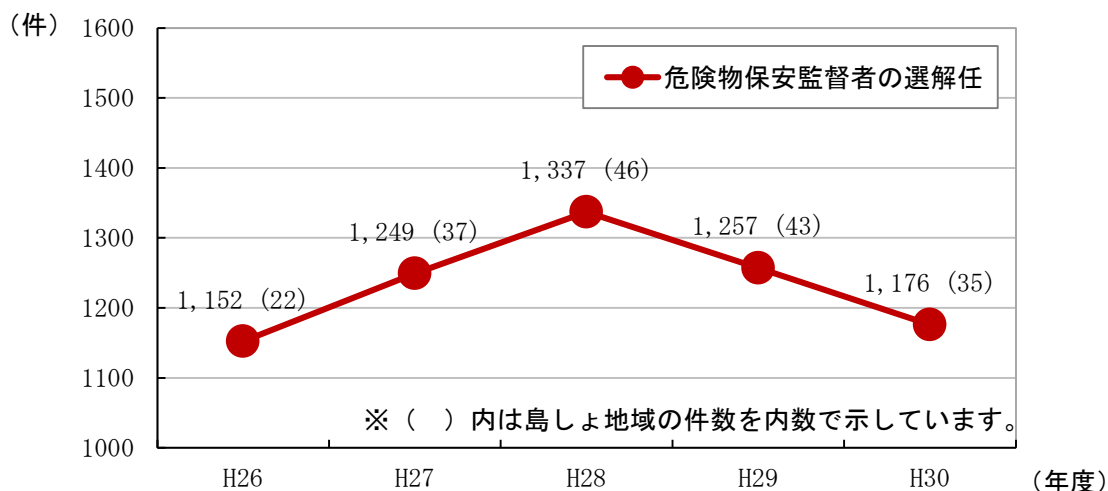
第 20 図 危険物施設の廃止届出件数の推移（最近 5 年間）

(4) 危険物保安監督者選任・解任届出

一定規模以上の危険物施設の所有者等は、甲種又は乙種危険物取扱者の中から 6 か月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者に選任し、その旨を市町村長等に届け出た上で、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければなりません（法第 13 条）。

危険物保安監督者の選任・解任の届出件数の推移は第 21 図のとおりであり、平成 30 年度の届出件数は 1,176 件で前年度より 81 件減少しています。

なお、平成 31 年 3 月末現在、危険物保安監督者の選任を要する施設は 5,314 施設で、6,887 名が選任されています。



第 21 図 危険物保安監督者の選任・解任届出件数の推移（最近 5 年間）

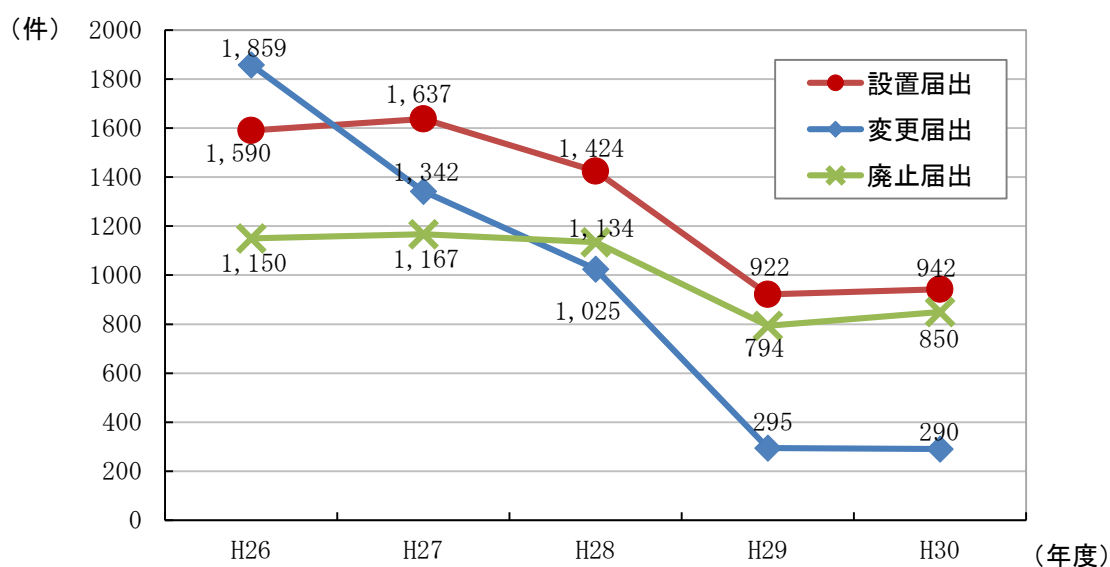
4 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出

少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに消防署長に届け出なければならず、届出内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者も同様です（条例第58条第1項）。

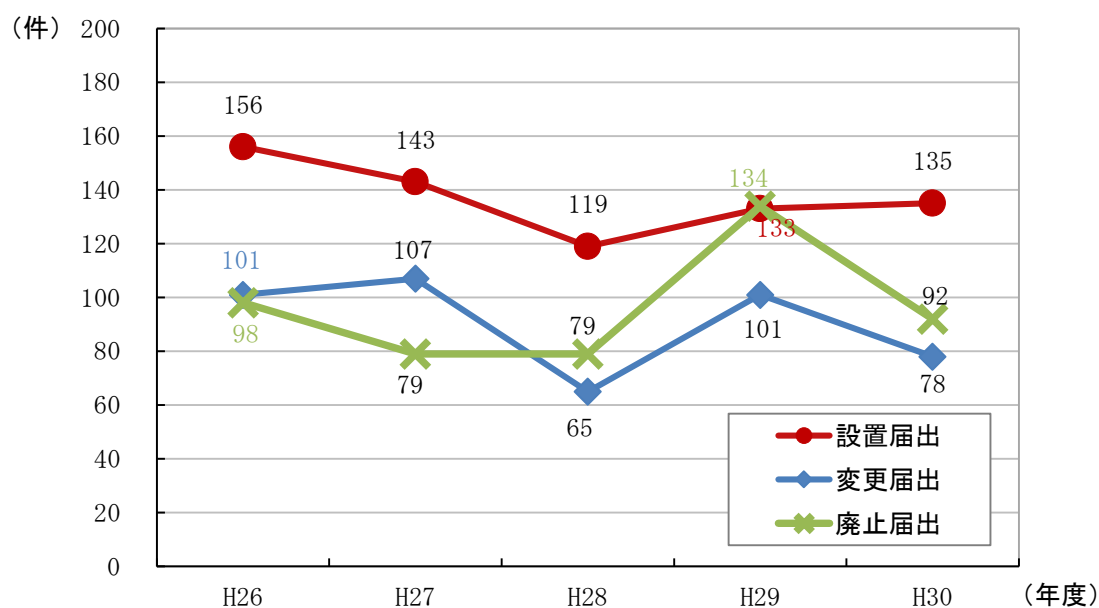
また、施設を廃止した者は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません（条例第58条第5項）。

少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移は第22図、第23図のとおりです。平成30年度の少量危険物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が942件、変更が290件、廃止が850件となっています。

指定可燃物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が135件、変更が78件、廃止が92件となっています。



第22図 少量危険物貯蔵取扱所の届出件数の推移（最近5年間）



第23図 指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移（最近5年間）

5 条例に基づく試験及び証明

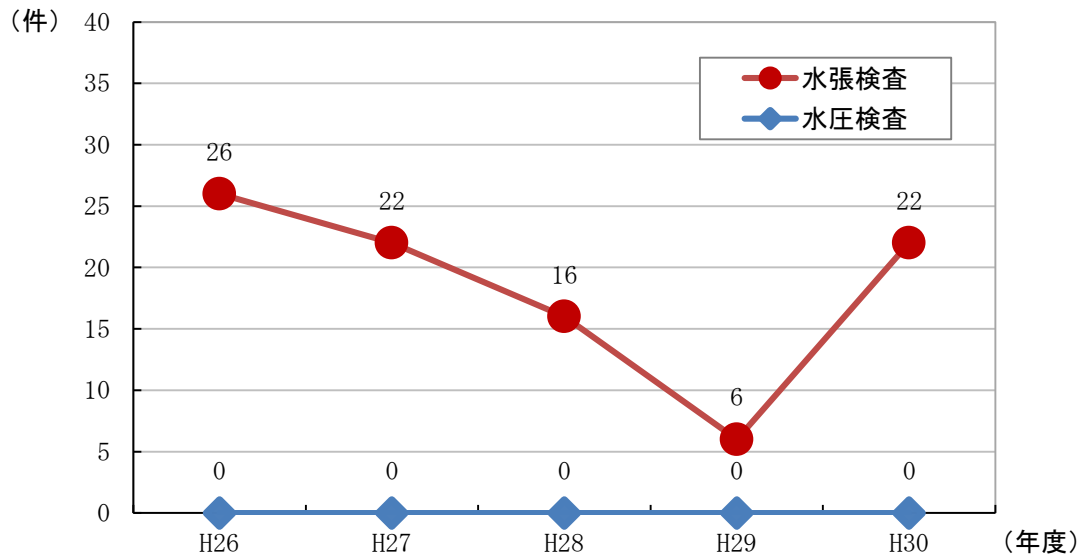
(1) タンク検査及び安全装置の機能検査

危険物や指定可燃物を貯蔵するタンクについて、条例に基づく水張検査又は水圧検査、タンクに設ける安全装置についての機能検査をそれぞれ実施し、その結果を証明しています（条例第 63 条第3項）。

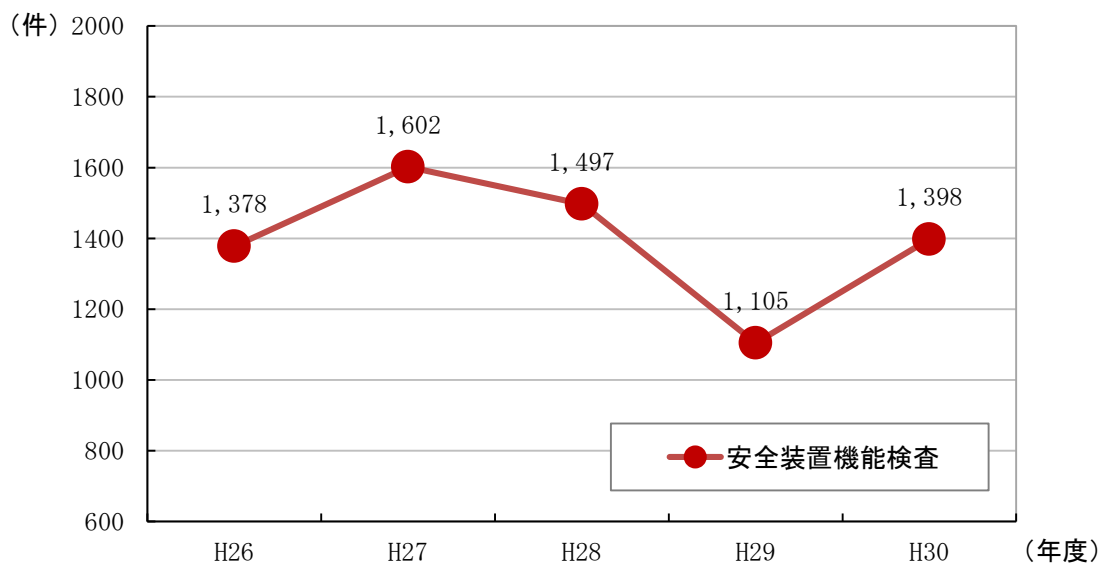
タンク検査及び安全装置機能検査の実施件数の推移は第 24 図、第 25 図のとおりです。

平成 30 年度の水張検査件数は 22 件で前年度より 16 件増加しており、水圧検査件数は前年に引き続き 0 件です。

安全装置の機能検査件数は 1,398 件で、前年度より 293 件増加しています。



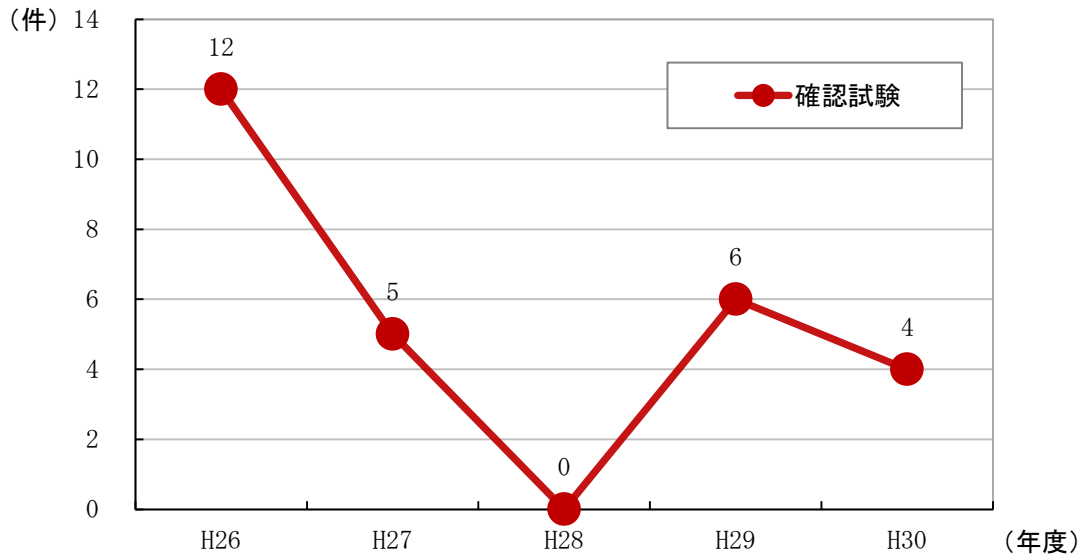
第 24 図 タンク検査の実施件数の推移（最近 5 年間）



第 25 図 安全装置機能検査の実施件数の推移（最近 5 年間）

(2) 危険物の確認試験

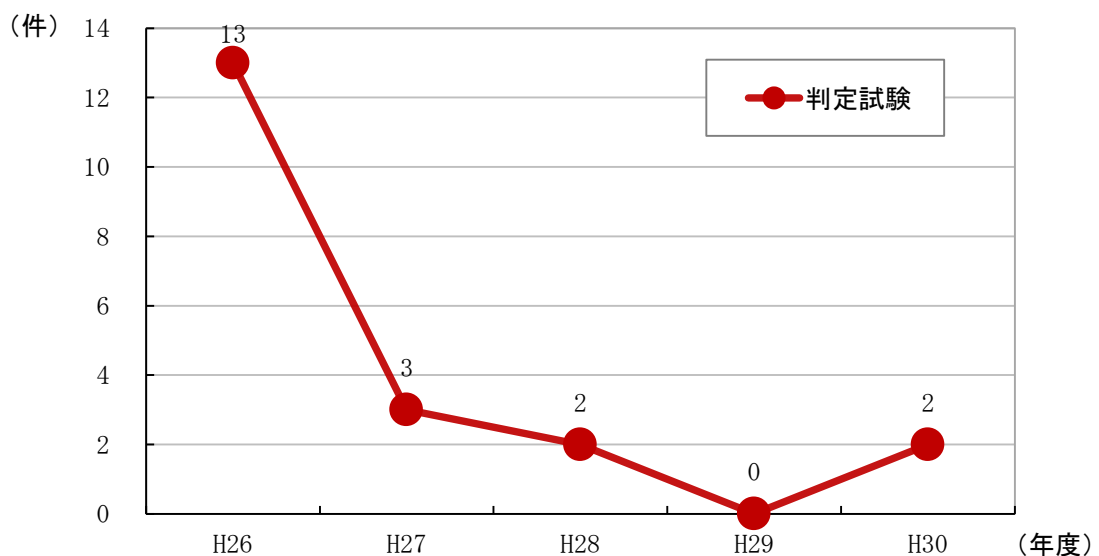
危険物又は危険物であることの疑いのある物品について、危険物に該当するか否か等を確認するための試験（確認試験）を実施し、その結果を証明しています（条例第 63 条第 4 項）。確認試験の実施件数の推移は第 26 図のとおりであり、平成 30 年度の実施件数は 4 件です。



第 26 図 確認試験の実施件数の推移（最近 5 年間）

6 危険物の判定試験

法第 16 条の 5 に基づき収去した物品が危険物に該当するか否か等を試験、判定し、法令違反を是正させるための基礎資料としています（危険物規程第 25 条第 1 項）。判定試験の実施状況は第 27 図のとおりであり、平成 30 年度の実施件数は 2 件です。



第 27 図 判定試験の実施件数の推移（最近 5 年間）

第3 危険物取扱者試験の実施及び危険物取扱者等の育成等

本項目では、平成30年度中の危険物取扱者試験や講習等の実施状況、危険物安全週間中に実施された行事の実施状況等についてまとめています。

1 危険物取扱者試験等の実施状況

(1) 危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、法第13条第3項より危険物に関する正しい知識と一定の技能を有する危険物取扱者免状の交付を受けている者でなければ行うことができず、資格のない者は危険物取扱者の立会いがなければ取り扱うことができません。

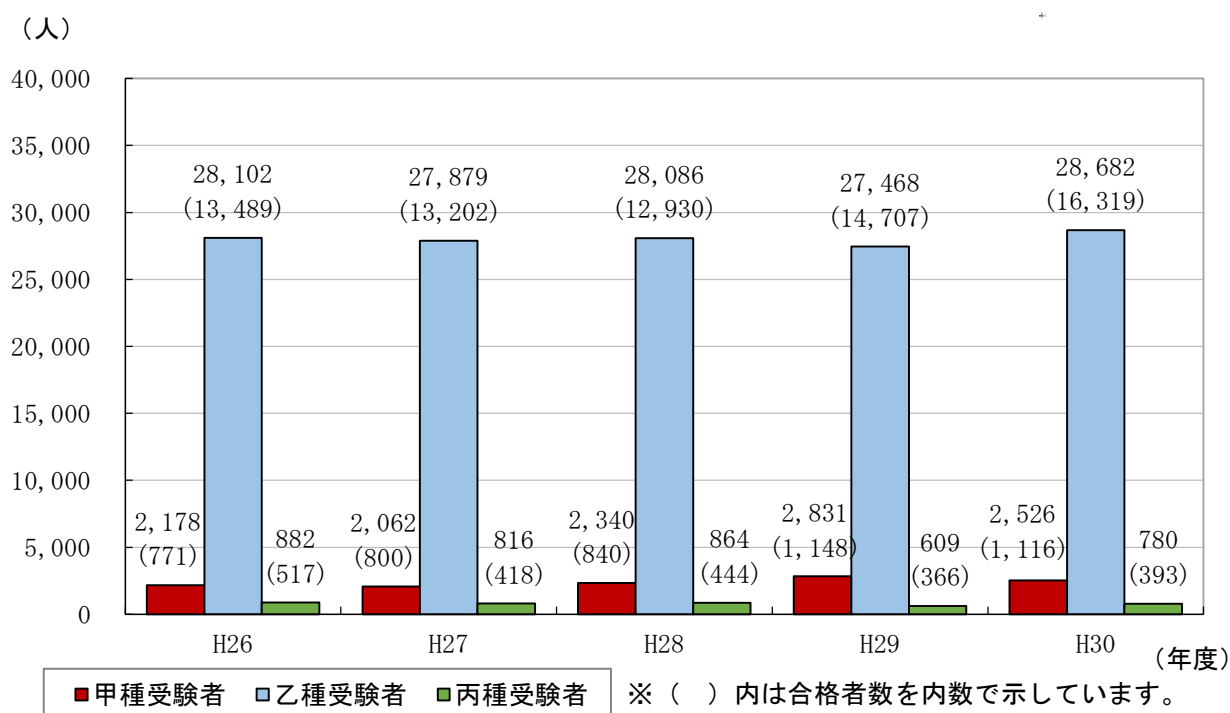
危険物取扱者試験の実施に関する事務について、東京都知事は、昭和60年4月1日から一般財団法人消防試験研究センターに委任しています。また、昭和63年4月1からは危険物取扱者試験の合格者に対する免状の作成及び交付事務を、平成元年4月1からは書換え・再交付事務に係る免状作成事務を、平成22年8月1からは書換え・再交付に係る免状の交付事務の一部を同センターに委託しています。

危険物取扱者の免状は、甲種、乙種及び丙種の3種類に区分され、試験に合格した者に交付されています。東京都における危険物取扱者試験の実施状況、平成30年度中の受験状況については第11表のとおりです。

第11表 危険物取扱者試験の実施状況（平成30年度中）

試験区分		受験者（人）	合格者（人）	合格率（％）
甲 種		2,526	1,116	44.2
乙 種	第 1 類	698	543	77.8
	第 2 類	704	572	81.3
	第 3 類	981	787	80.2
	第 4 類	24,711	13,154	53.2
	第 5 類	873	700	80.2
	第 6 類	715	563	78.7
	小 計	28,682	16,319	56.9
丙 種		780	393	50.4
合 計		31,988	17,828	55.7

最近 5 年間の危険物取扱者試験の受験状況は第 28 図のとおりです。



第 28 図 危険物取扱者試験の受験状況（最近 5 年間）

(2) 免状の書換え・再交付

危険物取扱者免状に記載されている本籍、氏名等に変更があった場合は書換えが必要です。また、免状を亡失、破損等した場合は再交付を受けることができます。平成元年 4 月 1 日からは、当該免状の写真が 10 年を経過するまでに、写真の書換えが必要となりました。

最近 5 年間の書換え・再交付申請件数の推移は第 12 表のとおりです。

平成 30 年度の書換え件数は、写真以外の書換えが 156 件で前年度より 9 件減少し、写真書換えは 5,798 件で前年度より 228 件増加しています。

再交付件数は 903 件で、前年度より 37 件増加しています。

第 12 表 危険物取扱者免状の書換え・再交付状況（最近 5 年間）

申請別		年度	H26	H27	H28	H29	H30
書換え (件)	写真以外		215	192	185	165	156
	写 真		6,373	6,505	6,180	5,570	5,798
再交付 (件)			993	1,015	901	866	903

2 危険物取扱者保安講習

平成 30 年度中は、危険物取扱者保安講習を 32 回実施しました（第 13 表参照）。

危険物取扱者保安講習は、危険物施設等の形態によって受講者を区分して実施し、危険物規制の概要、危険物施設の安全管理等に関し視聴覚教材を活用した講習を行っています。

なお、危険物取扱者保安講習の実施に関する事務の一部は、昭和 61 年 4 月 1 日から公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

第 13 表 危険物取扱者保安講習の実施状況（平成 30 年度中）

区分	従 事 施 設	実施回数 (回)	受講修了者 (人)
第 1	給油取扱所	8	1,940
第 2	製造所・一般取扱所	6	1,473
第 3	屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・移送取扱所	2	235
第 4	地下タンク貯蔵所・移動タンク貯蔵所	6	1,384
第 5	屋内貯蔵所・屋外貯蔵所・簡易タンク貯蔵所・販売取扱所	3	641
特定	全区分	7	521
合 計		32	6,194

3 危険物安全週間中の各種行事等

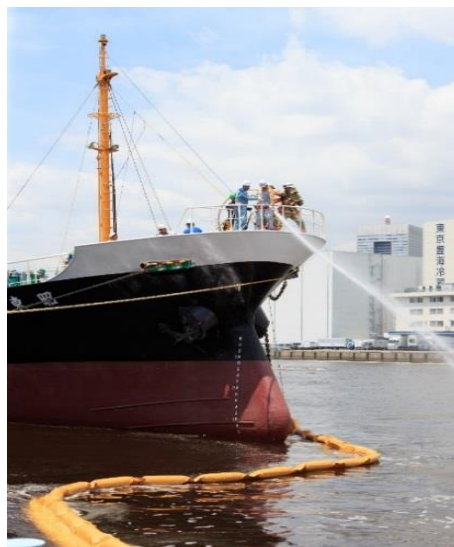
危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を推進し、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として各種行事等を実施しています。

平成30年度は「知っておこう 暮らしの中の 危険物」を推進標語として6月3日（日）から9日（土）の間、研修会や自衛消防訓練、消防演習等を実施しました（第14表参照）。平成30年度の危険物安全週間中の行事实施件数は前年度より200件増加し、参加人数は15,340人減少しています。

また、平成30年6月5日に中央区晴海五丁目1番先臨港消防署敷地内朝潮ふ頭岸壁周辺において、第一消防方面本部及び臨港消防署により、平成30年度危険物安全週間に伴う消防演習を実施しました。危険物油槽タンカーが船籍不明の船舶に激突され操縦不能となり、護岸に衝突、その衝撃により甲板上の乗組員が海面に投げ出されるとともに、積載している燃料が海面に流出したとの想定で行われました。消防車両6台、消防艇6艇のほか、東京危険物災害相互応援協議会Hブロックの事業所が連携して活動し、オイルフェンスの展張や、拡散注水による放水活動など、実践的な演習を行い、危険物流出災害への対応能力並びに自主保安体制の向上を図りました。



一斉放水の様子



事業所との連携活動の様子

第14表 危険物安全週間の行事实施結果及び参加人数（平成30年度中）

種別	実施状況	実施件数	参加人数	従事職員数
研 修 会 等		154 (136)	5,222 (7,936)	610 (539)
訓 練 ・ 演 習 等		833 (1,076)	66,582 (80,600)	3,589 (3,576)
立 入 検 査		771 (826)	1,996 (2,011)	1,996 (2,002)
事 業 所 指 導		1,172 (1,168)	3,340 (4,005)	1,400 (1,556)
広 報 活 動		7,509 (5,897)	3,268 (3,518)	3,191 (2,688)
そ の 他		996 (2,132)	21,888 (19,566)	1,823 (1,389)
合 計		11,435 (11,235)	102,296 (117,636)	12,609 (11,750)

※ （ ）内の数字は平成29年度の数値

※ 参加人数は従事職員数を含む。

第 4 平成 30 年中の全国における危険物に係る事故の概要

1 危険物に係る事故の概要

平成30年中に全国で発生した危険物に係る事故件数は633件（前年582件）で、前年と比べて51件増加しています。火災事故が211件（前年197件）、流出事故が422件（前年385件）となっており、前年と比べ、火災事故は14件、流出事故は37件それぞれ増加しています。

これら危険物に係る事故による被害は、火災事故によるものが死者2人（前年2人）、負傷者122人（前年51人）、損害額24億7,860.0万円（前年26億7,320.0万円）、流出事故によるものが死者0人（前年0人）、負傷者28人（前年34人）、損害額4億9,482.0万円（前年4億4,247.0万円）となっています（第15、16表参照）。

なお、本概要は、最大震度6弱以上の地震による被害（事故件数、死傷者数、損害額等全て）を除外しています。

第 15 表 平成 30 年中に発生した危険物に係る事故の概要

事故種別等 区分		事故発生件数の合計	火 災				流 出			
			発生件数	被害			発生件数	被害		
				死者(人)	負傷者(人)	損害額(万円)		死者(人)	負傷者(人)	損害額(万円)
危険物施設		609	206 (12)	2	120	241,852.0	403 (70)	0	27	49,462.0
危険物施設以外	無許可施設	9	2	0	1	5,936.0	7	0	0	14.0
	危険物運搬中	14	2	0	0	72.0	12	0	1	6.0
	仮貯蔵・仮取扱い	1	1	0	1	0.0	0	0	0	0.0
	小計	24	5	0	2	6,008.0	19	0	1	20.0
合 計		633	211	2	122	247,860.0	422	0	28	49,482.0

※1 () 内の数値は重大事故件数を示す。

※2 火災事故における重大事故は、危険物施設で発生した火災事故のうち、①死者が発生した事故（人的評価指標）、②事業所外に物的被害が発生した事故（影響範囲指標）、③収束時間（事故発生から鎮圧までの時間）が4時間以上要した事故（収束時間指標）のいずれかに該当する事故をいう。また、流出事故における重大事故は、危険物施設で発生した流出事故のうち、①死者が発生した事故（人的評価指標）、②河川や海域など事業所外へ広範囲に流出した事故（流出範囲指標）、③流出した危険物量が指定数量の10倍以上の事故（流出量指標）のいずれかに該当する事故をいう（「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について」（平成28年11月2日付け消防危第203号））。

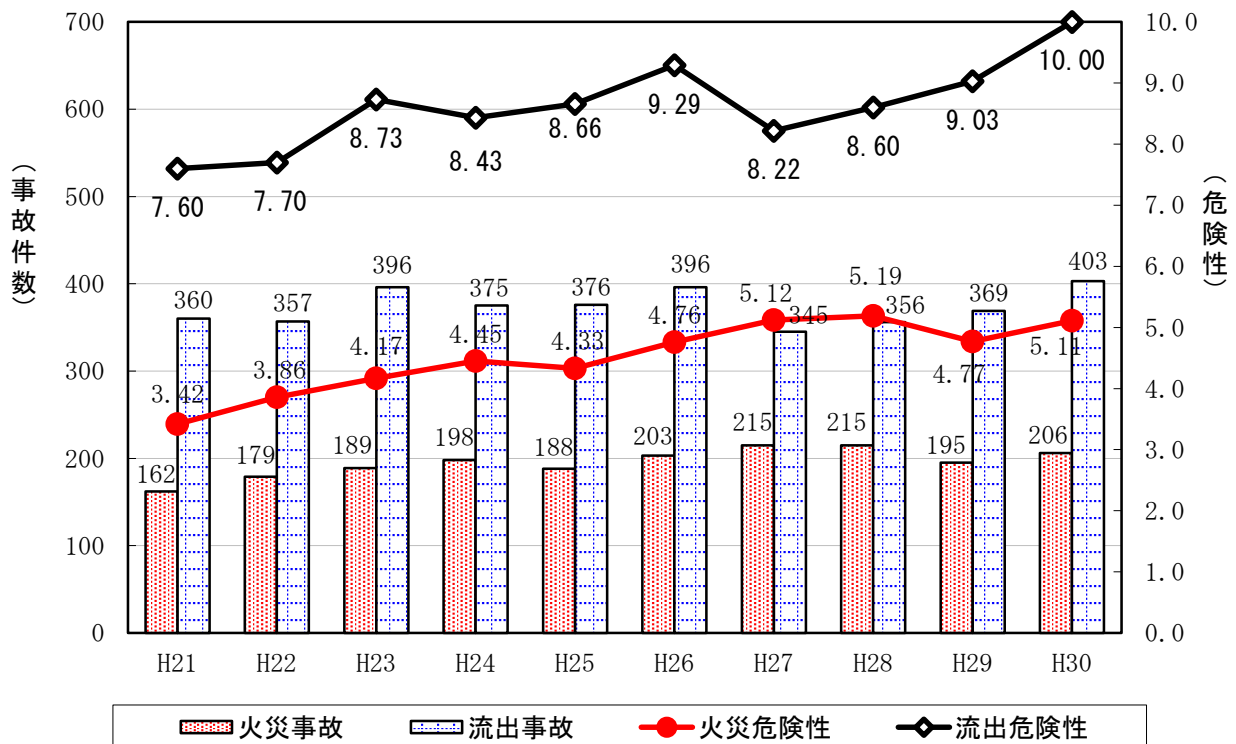
※3 深刻度評価指標の詳細は、第5の1(5)のとおり。

第 16 表 危険物に係る事故の発生件数等の推移

事故種別等 年	事故発生 件数の合計	火 災				流 出			
		発 生 件 数	被 害			発 生 件 数	被 害		
			死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)
平成 21 年	553	172	2	67	105,034.5	381	0	21	46,473.0
平成 22 年	565	189	1	72	57,207.5	376	0	13	47,660.5
平成 23 年	610	201	1	67	105,634.0	409	0	19	27,619.0
平成 24 年	597	203	6	108	287,363.0	394	0	27	38,630.0
平成 25 年	594	198	10	60	441,150.0	396	0	18	44,132.0
平成 26 年	621	209	2	69	218,622.0	412	0	30	42,421.0
平成 27 年	589	226	2	45	813,688.0	363	2	11	38,624.0
平成 28 年	598	225	2	57	130,682.0	373	0	30	28,308.0
平成 29 年	582	197	2	51	267,320.0	385	0	34	44,247.0
平成 30 年	633	211	2	122	247,860.0	422	0	28	49,482.0

※危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱い中の火災及び流出事故を集計した。

危険物施設 1 万施設当たりの事故発生件数（以下「危険性」という。）の推移をみると、火災事故の危険性は 5.11 件（前年 4.77 件）で、前年と比べて 0.34 件増加しています。また、流出事故の危険性は 10.00 件（前年 9.03 件）で、前年と比べて 0.97 件増加しています（第 29 図参照）。



※ 危険性：危険物施設 1 万施設当たりの事故発生件数（1 万施設当たりの発生件数における施設数は各年 3 月 31 日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。ただし、東日本大震災の影響により、平成 23 年中及び平成 24 年中にあっては、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部の管内の分のみ平成 22 年 3 月 31 日現在のデータを使用している。）

第 29 図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数と危険性の推移（最近 10 年間）

2 火災事故

(1) 火災事故の発生及び被害の状況

平成 30 年中に発生した危険物に係る火災事故の内訳は、危険物施設におけるものが 206 件、無許可施設におけるものが 2 件、危険物運搬中のものが 2 件、仮貯蔵・仮取扱いのものが 1 件となっており、それぞれの状況は第 15 表のとおりです。

ア 危険物施設における火災事故の概要

平成 30 年中に危険物施設において発生した火災事故件数は 206 件（前年 195 件）であり、被害は、死者 2 人（前年 2 人）、負傷者 120 人（前年 51 人）、損害額 24 億 1,852 万円（前年 26 億 6,780 万円）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は 11 件増加し、死者は増減なく、負傷者は平成 30 年中に発生した風水害による被害等により 71 人増加、損害額は 2 億 4,928 万円減少しています。また、火災事故 1 件当たりの損害額は 1,174 万円であり、前年と比べて 194 万円減少しています（第 17 表参照）。

第 17 表 危険物施設における火災事故発生件数等の推移（最近 5 年間）

年	件数等 発生 件数	被害			
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損害額 (万円)
平成 26 年	203	1	64	214,007.0	1,054
平成 27 年	215	0	31	795,606.0	3,700
平成 28 年	215	2	53	127,662.0	594
平成 29 年	195	2	51	266,780.0	1,368
平成 30 年	206	2	120	241,852.0	1,174

火災事故の発生件数を施設区分別にみると、一般取扱所が 131 件で最も多く、次いで、製造所が 39 件、給油取扱所が 23 件の順となっています。

火災事故 1 件当たりの損害額では、一般取扱所が 1,530 万円で最も高く、次いで、製造所が 1,022 万円、移送取扱所が 500 万円の順となっています。

火災事故の危険性は、危険物施設全体では 5.11 件となっています（第 18 表参照）。

危険物施設における火災事故のうち、重大事故は 12 件（前年 9 件）発生しており、被害は、死者 2 人（前年 2 人）、負傷者 87 人（前年 21 人）、損害額は 9 億 7,287 万円（前年 12 億 4,092 万円）となっている。前年に比べ、重大事故の発生件数は 3 件増加し、死者は増減なく、負傷者は 66 人増加、損害額は 2 億 6,805 万円減少しています。

また、重大事故 1 件当たりの損害額は 8,107 万円（前年 1 億 3,788 万円）であり、5,681 万円減少しています。

これを製造所等の別にみると、重大事故の発生件数は、一般取扱所が最も多く 8 件、次いで製造所が 3 件、移動タンク貯蔵所が 1 件の順となっており、1 件当たりの損害額では、一般取扱所が 1 億 2,100 万円で最も高く、次いで、移動タンク貯蔵所が 231 万円となっています。（第 19 表参照）

危険物施設における火災事故の発生件数の推移を製造所等の別にみると、最近の 5 年間では、一般取扱所、製造所及び給油取扱所の 3 施設が上位を占めています（第 20 表参照）。

第 18 表 危険物施設における火災事故の概要（平成 30 年中）

件数等 施設区分		発 生 数 件	危 険 性	被 害				火 災 の 程 度			
				死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損 害 額 (万 円)	A	B	C	D
製 造 所		39	77.33	0	13	39,849.0	1,022	37	2	0	0
貯 蔵 所	屋 内	2	0.40	0	0	31.0	16	1	1	0	0
	屋外タンク	2	0.33	0	1	0.0	0	2	0	0	0
	屋内タンク	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	地下タンク	1	0.13	0	0	8.0	8	1	0	0	0
	簡易タンク	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	移動タンク	7	1.07	1	3	513.0	73	0	5	2	0
	屋 外	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	小 計	12	0.44	1	4	552.0	46	4	6	2	0
取 扱 所	給 油	23	3.86	0	3	495.0	22	21	2	0	0
	第一種販売	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	第二種販売	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	移 送	1	9.25	0	0	500.0	500	1	0	0	0
	一 般	131	21.72	1	100	200,456.0	1,530	126	2	3	0
	小 計	155	12.65	1	103	201,451.0	1,300	148	4	3	0
合 計		206	5.11	2	120	241,852.0	1,174	189	12	5	0

※ 1 危険性については、第 29 図の※を参照。

※ 2 A…………… 危険物施設から出火し、当該危険物施設の火災でとどまったもの。

B…………… 他の施設からの類焼により危険物施設が火災となったもの。

C…………… 当該危険物施設の火災により他の施設にまで延焼したもの。

D…………… 危険物の流出に起因して施設外から火災となったもの。

なお、Bには、危険物施設又は無許可施設の火災からの類焼は含まない。

※ 3 危険性及び 1 件あたりの損害額の合計は、小計の合計値とは一致しない。

第 19 表 危険物施設における火災事故に係る重大事故の概要（平成 30 年中）

発生件数等 施設区分		重大事故 発生件数	重 大 事 故 の 内 訳			1 万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被 害			
			人的評価 指標	影響範囲 指標	収束時間 指標		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損 害 額 (万 円)
製 造 所		3	0	0	3	5.94	0	0	260.0	87
貯 蔵 所	屋 内	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	屋外タンク	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	屋内タンク	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	地下タンク	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	簡易タンク	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	移動タンク	1	1	0	0	0.15	1	3	231.0	231
	屋 外	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	小 計	1	1	0	0	0.04	1	3	231.0	231
取 扱 所	給 油	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	第一種販売	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	第二種販売	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	移 送	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	一 般	8	1	2	6	1.31	1	84	96,796.0	12,100
	小 計	8	1	2	6	0.65	1	84	96,796.0	12,100
合 計		12	2	2	9	0.29	2	87	97,287.0	8,107

※ 1 1 万施設当たりの重大事故発生件数における施設数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

※ 2 「重大事故の内訳」欄の各指標の数値は要件に該当した件数を計上しているため、合計値が「重大事故発生件数」

欄の数値と一致しない場合がある。人的評価指標、影響評価指標及び収束時間指標は、第 15 表の※ 2 を参照。

第 20 表 危険物施設における火災事故の危険性の推移（最近 5 年間）

等 施設区分		件数		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
		発 件	生 数	危 険 性	発 件	生 数	危 険 性	発 件	生 数	危 険 性	発 件	生 数	危 険 性
製 造 所		36	70.48	28	55.28	30 (1)	59.48 (1.98)	38 (3)	75.25 (5.94)	39 (3)	77.33 (5.94)		
貯 蔵 所	屋 内	5	0.99	1	0.20	4	0.80	2 (1)	0.40 (0.20)	2	0.40		
	屋外タンク	1	0.16	4	0.64	6	0.97	12 (1)	1.97 (0.16)	2	0.33		
	屋内タンク	0	0.00	1	0.91	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	地下タンク	1	0.11	0	0.00	1	0.12	0	0.00	1	0.13		
	簡易タンク	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	移動タンク	8	1.19	3	0.45	8 (2)	1.19 (0.30)	2	0.30	7 (1)	1.07 (0.15)		
	屋 外	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	小 計	15	0.51	9	0.31	19 (2)	0.67 (0.07)	16 (2)	0.57 (0.07)	12 (1)	0.44 (0.04)		
取 扱 所	給 油	26	4.13	19	3.06	32	5.23	26	4.31	23	3.86		
	第一種販売	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	第二種販売	0	0.00	1	19.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	移 送	0	0.00	2	17.83	1	9.02	0	0.00	1	9.25		
	一 般	126	19.95	156	25.06	133 (5)	21.59 (0.81)	115 (4)	18.90 (0.66)	131 (8)	21.72 (1.31)		
	小 計	152	11.78	178	14.00	166 (5)	13.22 (0.40)	141 (4)	11.38 (0.32)	155 (8)	12.65 (0.65)		
合 計		203	4.76	215	5.12	215 (8)	5.19 (0.19)	195 (9)	4.77 (0.22)	206 (12)	5.11 (0.29)		

※1 危険性については、第29図の※を参照。

※2 () 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

イ 無許可施設における火災事故の概要

平成 30 年中の無許可施設における火災事故は 2 件（前年 1 件）発生し、被害は死者 0 人（前年 0 人）、負傷者 1 人（前年 0 人）、損害額は 5,936 万円（前年 0 万円）となっています。前年に比べ、発生件数は 1 件増加、死者は引き続きなし、負傷者は 1 人増加、損害額は 5,936 万円増加しています（第 21 表参照）。

第 21 表 無許可施設における火災事故の概要（最近 5 年間）

年	件数等 発生 件数	被 害				火 災 の 程 度			
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損害額(万円)	A	B	C	D
平成 26 年	6	1	5	4,615.0	769	6	0	0	0
平成 27 年	9	2	14	18,011.0	2,001	7	2	0	0
平成 28 年	8	0	4	2,881.0	360	7	0	1	0
平成 29 年	1	0	0	0.0	0	1	0	0	0
平成 30 年	2	0	1	5,936.0	2,968	2	0	0	0

※ 火災の程度 A～D については、第 18 表の※ 2 を参照。

ウ 危険物運搬中における火災事故の概要

平成 30 年中の危険物運搬中の火災事故は 2 件（前年 1 件）発生し、被害者は死傷者 0 人（前年 0 人）、損害額 72 万円（前年 540 万円）となっています。前年に比べ、発生件数は 1 件増加、死傷者は引き続きなし、損害額は 468 万円減少しています（第 22 表参照）。

第 22 表 危険物運搬中における火災事故発生件数等の推移（最近 5 年間）

年	件数等 発生 件数	被 害			
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損害額(万円)
平成 26 年	0	0	0	0.0	0
平成 27 年	2	0	0	71.0	36
平成 28 年	2	0	0	139.0	70
平成 29 年	1	0	0	540.0	540
平成 30 年	2	0	0	72.0	36

(2) 出火原因に関係した物質等

ア 危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質等

平成 30 年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、206 件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となる火災事故が 102 件（49.5%）発生しており、このうち 97 件（95.0%）が第 4 類の危険物で占められています（第 23 表参照）。

第 4 類の危険物が出火原因物質となった火災 97 件を品名別にみると、第 1 石油類が 48 件（49.5%）で最も多く、次いで第 3 石油類が 25 件（25.8%）、第 4 石油類が 14 件（14.4%）、第 2 石油類が 8 件（8.2%）の順となっています（第 24 表参照）。

第 23 表 危険物施設における火災事故の出火原因物質及び推移（最近 5 年間）

年・施設 区分 出火原因 物質		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年															合 計
						製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所							
							屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般 取	小 計	
危険物	第 1 類	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 類	3	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 3 類	2	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
	第 4 類	108	94	101 (3)	81 (3)	26 (1)	1	1	0	0	0	2 (1)	0	4 (1)	14	0	0	1	52 (1)	67 (1)	97 (3)
	第 5 類	2	1	4	2 (1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	第 6 類	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	116	103	109 (3)	89 (4)	27 (1)	1	1	0	0	0	2 (1)	0	4 (1)	14	0	0	1	56 (1)	71 (1)	102 (3)
その他	危険物以外 の物品	74	100	26 (1)	22 (4)	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	10 (2)	11 (2)	17 (2)
	類焼によ るもの	2	4	2	6	2 (2)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	4 (2)
	その他	11	8	78 (4)	78 (1)	5	0	0	0	1	0	5	0	6	8	0	0	0	64 (5)	72 (5)	83 (5)
	小計	87	112	106 (5)	106 (5)	12 (2)	1	1	0	1	0	5	0	8	9	0	0	0	75 (7)	84 (7)	104 (9)
合計		203	215	215	195 (9)	39 (3)	2	2	0	1	0	7 (1)	0	12 (1)	23	0	0	1	131 (8)	155 (8)	206 (12)

※（ ）内の数値は重大事故に係る数値を示す。

第 24 表 危険物施設における火災事故の出火原因物質及び推移（最近 5 年間）

年・施設区分 出火原因物質			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年															
							製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所						合 計
								屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販売	第 二 種 販売	移 送	一 般 取 扱	小 計	
第1類	酸化物	亜硫酸塩類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1類	酸化物	砒素類	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1類	酸化物	その他の政令で定め るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	赤りん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	硫黄	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	金属粉	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	引火性固体	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	鉄粉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2類	可燃性固体	マグネシウム	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	ナトリウム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	アルキルアルミニウム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	黄りん	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	有機金属化合物（アルカリ 及びアルカリ土類金属を除く）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	金属の水素化物	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カルシウム又はアルミ ニウムの炭化物	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	その他の政令で定めるもの （塩化水素を除く）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	前各号に掲げるもののす べてを含有するもの	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4類	引火性液体	特殊引火物	0	2	3 (1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
第4類	引火性液体	第1石油類	53	32	47 (1)	35 (2)	15 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	19	33	48 (1)
第4類	引火性液体	アルコール類	2	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4類	引火性液体	第2石油類	18	15	15 (1)	15	3	0	0	0	0	2 (1)	0	2	0	0	0	0	1	2	3	8
第4類	引火性液体	第3石油類	14	27	18	12	7	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	17 (1)	17	25	25
第4類	引火性液体	第4石油類	21	16	15	13 (1)	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12	12 (1)	14 (1)	14 (1)
第5類	自己反応性物質	有機過酸化物	1	1	2	2 (1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
第5類	自己反応性物質	硝酸エステル類	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第5類	自己反応性物質	ニトロ化合物	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第6類	酸化物	過酸化水素	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（ ）内の数値は重大事故に係る数値を示す。

イ 危険物施設以外の場所における火災事故の出火原因に関する物質

平成 30 年中に発生した危険物施設以外の場所における火災事故は 5 件発生しており、危険物が出火原因物質となる事故については、第 1 類、第 4 類第 1 石油類、第 2 石油類、第 4 石油類の危険物がそれぞれ 1 件ずつ発生しています（第 15 表、第 25 表参照）。

第 25 表 危険物施設以外の場所における火災事故の出火原因物質等（平成 30 年中）

区分 出火原因物質等			無許可施設	危険物運搬中	仮貯蔵・仮取扱い	合 計
危険物	第 1 類		1	0	0	1
	第 4 類	第 1 石油類	0	1	0	1
		第 2 石油類	0	1	0	1
		第 4 石油類	0	0	1	1
	小 計		1	2	1	4
危険物以外		その他	1	0	0	1
合 計			2	2	1	5

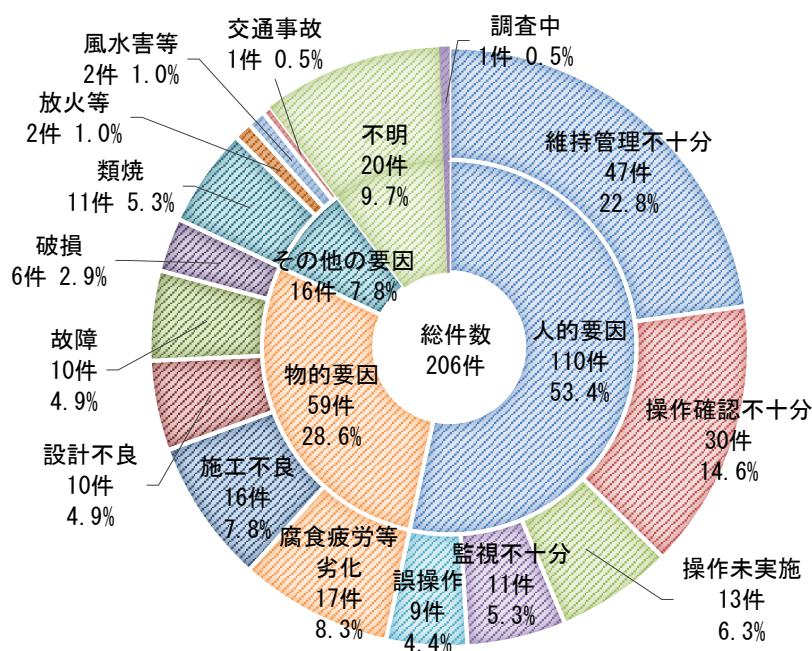
※ 出火原因物質等が複数ある火災事故は、より危険性の高い物質にて計上した。

(3) 火災事故の発生原因及び着火原因

平成 30 年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区分してみると、人的要因が 110 件（53.4%）で最も多く、次いで物的要因が 59 件（28.6%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が 37 件（18.0%）の順となっています。

個別にみると、維持管理不十分、操作確認不十分、腐食疲労等劣化が高い数値となっています（第 30 図、第 26 表参照）。

また、主な着火原因は、高温表面熱が 37 件（18.0%）で最も多く、次いで静電気火花が 32 件（15.5%）、過熱着火が 21 件（10.2%）の順となっています（第 27 表参照）。



第 30 図 危険物施設における火災事故の発生原因（平成 30 年中）

第 26 表 危険物施設における火災事故の発生原因（平成 30 年中）

区分 発生原因		製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						合 計	比率 (%)	平成 29 年	
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般取	小計			件数	比率 (%)
人的要因	維持管理不十分	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	42 (1)	44 (1)	47 (1)	22.8 (8.3)	32 (1)	16.4 (11.1)
	誤 操 作	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5 (1)	6 (1)	9 (1)	4.4 (8.3)	19	9.7
	操作確認不十分	10	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	16 (2)	19 (2)	30 (2)	14.6 (16.7)	31	15.9
	操作未実施	6	0	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1	0	0	0	5	6	13 (1)	6.3 (8.3)	6	3.1
	監視不十分	1	0	1	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	7 (1)	8 (1)	11 (1)	5.3 (8.3)	6 (1)	3.1 (11.1)
	小 計	23	0	1	0	0	0	3 (1)	0	4 (1)	7	0	0	1	75 (5)	83 (5)	110 (6)	53.4 (50.0)	94 (2)	48.2 (22.2)
物的要因	腐食疲労等劣化	2 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	14 (1)	15 (1)	17 (2)	8.3 (16.7)	23 (3)	11.8 (33.3)
	設 計 不 良	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	10	4.9	16 (1)	8.2 (11.1)
	故 障	1	0	0	0	0	0	3	0	3	2	0	0	0	4	6	10	4.9	7	3.6
	施 工 不 良	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10	10	16	7.8	15	7.7
	破 損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	6	6	2.9	8 (1)	4.1 (11.1)
	小 計	11 (1)	0	1	0	0	0	3	0	4	5	0	0	0	39 (1)	44 (1)	59 (2)	28.6 (16.7)	69 (5)	35.4 (55.6)
その他の要因	放 火 等	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1.0	5	2.6
	交 通 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0.5	3	1.5
	類 焼	2 (2)	1	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	2	8	11 (2)	5.3 (16.7)	9	4.6
	風 水 害 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1.0 (8.3)	2	1.0
	悪 戯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	小 計	2 (2)	1	0	0	1	0	0	0	2	8	0	0	0	4 (1)	12 (1)	16 (3)	7.8 (25.0)	19	9.7
不 明		2	1	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	13 (1)	16 (1)	20 (1)	9.7 (8.3)	11 (1)	5.6 (11.1)
調 査 中		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	2 (1)	1.0 (11.1)
合 計		39 (3)	2	2	0	1	0	7 (1)	0	12 (1)	23	0	0	1	131 (8)	155 (8)	206 (12)	100.0 (100.0)	195 (9)	100.0 (100.0)

※ 1 調査中とは、平成 31 年 4 月 1 日現在において未だ調査中のものをいう。

2 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。

3 () 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

第 27 表 危険物施設における火災事故の着火原因（平成 30 年中）

区分 着火原因	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						合計	比率 (%)	平成 29 年	
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般取扱	小計			件数	比率 (%)
裸 火	3 (3)	1	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	10 (2)	13 (2)	17 (5)	8.3 (41.7)	4	2.1
高温表面熱	9	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	0	24	25	37	18.0	35 (1)	17.9 (11.1)
溶接・溶断等火花	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	8	9	15	7.3	8	4.1
静電気火花	11	0	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)	5	0	0	0	15 (2)	20 (2)	32 (3)	15.5 (25.0)	22 (1)	11.3 (11.1)
電気火花	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	11	14	15	7.3	20 (2)	10.3 (22.2)
衝撃火花	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	5	5	2.4	6	3.1
自然発熱	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 (1)	5 (1)	6 (1)	2.9 (8.3)	10 (1)	5.1 (11.1)
化学反応熱	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	6	2.9	10	5.1
摩 擦 熱	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	7	8	11	5.3	8	4.1
過熱着火	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	21	10.2	24	12.3
放射熱	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2	3	1.5	3	1.5
そ の 他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	12 (2)	17 (2)	19 (2)	9.2 (16.7)	23 (1)	11.8 (11.1)
不 明	2	1	0	0	1	0	0	0	2	3	0	0	0	11 (1)	14 (1)	18 (1)	8.7 (8.3)	20 (2)	10.3 (22.2)
調 査 中	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	2 (1)	1.0 (11.1)
合計	39 (3)	2	2	0	1	0	7 (1)	0	12 (1)	23	0	0	1	131 (8)	155 (8)	206 (12)	100.0 (100.0)	195 (9)	100.0 (100.0)

※ 1 着火原因の分類は、推定によるものを含む。

2 調査中とは、平成 31 年 4 月 1 日現在において、未だ調査中のものをいう。

3 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。

4 () 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

平成 30 年中に発生した危険物施設以外の場所における火災事故の発生原因は第 28 表、着火原因は第 29 表のとおりです。

第 28 表 危険物施設以外の場所における火災事故の発生原因（平成 30 年中）

区分 発生原因		無許可施設	危険物運搬中	仮貯蔵・仮取扱い	計
人的要因	維持管理不十分	1	2	0	3
	操作確認不十分	0	0	1	1
	操 作 未 実 施	1	0	0	1
合 計		2	2	1	5

第 29 表 危険物施設以外の場所における火災事故の着火原因（平成 30 年中）

区分 着火原因	無許可施設	危険物運搬中	仮貯蔵・仮取扱い	計
裸 火	0	1	0	1
高 温 表 面 熱	0	1	0	1
溶 接 ・ 溶 断 等 火 花	1	0	0	1
電 気 火 花	0	0	1	1
化 学 反 応 熱	1	0	0	1
合 計	2	2	1	5

※ 1 着火原因の分類は、推定によるものを含む。

3 流出事故

(1) 流出事故の発生及び被害の状況

平成 30 年中に発生した危険物に係る流出事故 422 件の内訳は、危険物施設におけるものが 403 件、無許可施設におけるものが 7 件、危険物運搬中のものが 12 件となっており、それぞれの状況は第 15 表のとおりです。

ア 危険物施設における流出事故の概要

平成 30 年中に危険物施設において発生した流出事故件数は 403 件（前年 369 件）で、前年と比べて 34 件増加しています。被害は、死者 0 人（前年 0 人）、負傷者 27 人（前年 29 人）、損害額 4 億 9,462 万円（前年 4 億 3,403 万円）となっています。前年と比べると、死者は引き続き発生しておらず、負傷者は 2 人減少、損害額は平成 30 年中に発生した風水害の被害等により 6,059 万円増加しています。

また、流出事故 1 件当たりの損害額は 123 万円となっています（第 30 表参照）。

第 30 表 危険物施設における流出事故発生件数等の推移（最近 5 年間）

年	件数等 発生 件 数	被 害			
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの損 害 額 (万円)
平成 26 年	396	0	25	42,391.0	107
平成 27 年	345	2	10	38,127.0	111
平成 28 年	356	0	28	27,140.0	76
平成 29 年	369	0	29	43,403.0	118
平成 30 年	403	0	27	49,462.0	123

※ 発生件数には、危険物施設に配管で接続されていた少量危険物施設等において、指定数量以上の危険物が流出したものを含む。

流出事故の発生件数を施設区別にみると、一般取扱所が 88 件で最も多く、次いで給油取扱所が 77 件、屋外タンク貯蔵所が 76 件、移動タンク貯蔵所が 72 件の順となっています。

流出事故 1 件当たりの損害額では、地下タンク貯蔵所が 292 万円で最も高く、次いで、屋外タンク貯蔵所が 247 万円、移送取扱所が 151 万円の順となっています。

危険物施設 1 万施設当たりの流出事故の発生件数は、危険物施設全体では 10.00 件となっています（第 31 表参照）。

危険物施設における流出事故のうち重大事故は 70 件（前年 80 件）発生しており、被害は、死者 0 人（前年 0 人）、負傷者 3 人（前年 6 人）、損害額は 7,855 万円（前年 2 億 0,416 万円）となっています。前年に比べ、重大事故の発生件数は 10 件減少、死者は引き続きなし、負傷者は 3 人減少、損害額は 1 億 2,561 万円の減少となっています。

また、重大事故 1 件当たりの損害額は 112 万円でした。

これを危険物施設区別にみると、重大事故の発生件数は、移動タンク貯蔵所が最も多く 27 件、次いで屋外タンク貯蔵所が 18 件、一般取扱所が 9 件の順となっており、1 件当たりの損害額では、一般取扱所が 249 万円で最も高く、次いで屋外タンク貯蔵所が 232 万円、移動タンク貯蔵所が 38 万円の順となっています（第 32 表参照）。

危険物施設における流出事故の発生件数の推移を製造所等の別にみると、最近の 5 年間では、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所が上位を占めています（第 33 表参照）。

第 31 表 危険物施設における流出事故の概要（平成 30 年中）

件数等 施設区分		発生 件数	危険性	被 害			
				死者 (人)	負傷者 (人)	損害額 (万円)	1 件あたりの 損害額 (万円)
製造所		33	65.44	0	5	4,886.0	148
貯蔵所	屋内	2	0.40	0	0	0.0	0
	屋外タンク	76	12.65	0	3	18,761.0	247
	屋内タンク	4	3.87	0	0	1.0	0
	地下タンク	39	4.92	0	1	11,399.0	292
	簡易タンク	0	0.00	0	0	0.0	0
	移動タンク	72	10.98	0	12	5,656.0	79
	屋外	2	2.05	0	0	2.0	1
	小計	195	7.08	0	16	35,819.0	184
取扱所	給油	77	12.94	0	6	2,467.0	32
	第一種販売	0	0.00	0	0	0.0	0
	第二種販売	0	0.00	0	0	0.0	0
	移送	10	92.51	0	0	1,512.0	151
	一般	88	14.59	0	0	4,778.0	54
	小計	175	14.29	0	6	8,757.0	50
合計		403	10.00	0	27	49,462.0	123

※ 1 発生件数については、第 30 表の※を参照

2 危険性については、第 29 図の※を参照。

第 32 表 危険物施設における流出事故に係る重大事故の概要（平成 30 年中）

発生件数等 施設区分		重大事故 発生件数	重 大 事 故 の 内 訳			1 万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被 害			
			人的評価 指標	流出 範囲 指標	流出量 指標		死 者 (人)	負傷者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損害額 (万円)
製 造 所		1	0	0	1	1.98	0	0	19.0	19
貯蔵所	屋 内	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	屋外タンク	18	0	10	8	3.00	0	3	4,175.0	232
	屋内タンク	1	0	1	0	0.97	0	0	0.0	0
	地下タンク	5	0	4	1	0.63	0	0	170.0	34
	簡易タンク	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	移動タンク	27	0	27	0	4.12	0	0	1,029.0	38
	屋 外	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	小 計	51	0	42	9	1.85	0	3	5,374.0	105
取扱所	給 油	8	0	7	2	1.34	0	0	224.0	28
	第一種販売	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	第二種販売	0	0	0	0	0.00	0	0	0.0	0
	移 送	1	0	0	1	9.25	0	0	0.0	0
	一 般	9	0	6	3	1.49	0	0	2,238.0	249
	小 計	18	0	13	6	1.47	0	0	2,462.0	137
合 計		70	0	55	16	1.74	0	3	7,855.0	112

※ 1 1 万施設当たりの重大事故発生件数における施設数は、第 19 表※1 を参照。

2 「重大事故の内訳」欄の各指標の数値は要件に該当した件数を計上しているため、合計値が「重大事故発生件数」欄の数値と一致しない場合がある。人的指標、流出範囲指標及び流出量指標は、第 15 表※2 を参照。

第 33 表 危険物施設における流出事故の危険性の推移（最近 5 年間）

件 数等 施設区分		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
		発生 件数	危険 性	発生 件数	危険 性	発生 件数	危険 性	発生 件数	危険 性	発生 件数	危険 性
製 造 所		40	78.31	20	39.49	22	43.62	26 (2)	51.49 (3.96)	33 (1)	65.44 (1.98)
貯 蔵 所	屋 内	0	0.00	2	0.40	1	0.20	0	0.00	2	0.40
	屋外タ ンク	73	11.41	63	10.03	64 (17)	10.35 (2.75)	77 (27)	12.66 (4.44)	76 (18)	12.65 (3.00)
	屋内タ ンク	5	4.45	9	8.22	7 (2)	6.52 (1.86)	6 (2)	5.70 (1.90)	4 (1)	3.87 (0.97)
	地下タ ンク	43	4.92	44	5.17	33 (8)	3.98 (0.96)	44 (13)	5.43 (1.61)	39 (5)	4.92 (0.63)
	簡易タ ンク	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	移動タ ンク	75	11.12	46	6.84	57 (10)	8.51 (1.49)	72 (21)	10.82 (3.16)	72 (27)	10.98 (4.12)
	屋 外	1	0.95	1	0.97	1	0.99	1	1.00	2	2.05
	小 計	197	6.74	165	5.74	163 (37)	5.75 (1.30)	200 (63)	7.16 (2.25)	195 (51)	7.08 (1.85)
取 扱 所	給 油	65	10.32	61	9.84	69 (3)	11.28 (0.49)	52 (2)	8.62 (0.33)	77 (8)	12.94 (1.34)
	第一種 販売	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	第二種 販売	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	移 送	7	61.62	12	106.95	10 (1)	90.17 (9.02)	9 (1)	82.80 (9.20)	10 (1)	92.51 (9.25)
	一 般	87	13.77	87	13.98	92 (13)	14.93 (2.11)	82 (12)	13.47 (1.97)	88 (9)	14.59 (1.49)
	小 計	159	12.32	160	12.59	171 (17)	13.62 (1.35)	143 (15)	11.54 (1.21)	175 (18)	14.29 (1.47)
合 計		396	9.29	345	8.22	356 (54)	8.60 (1.30)	369 (80)	9.03 (1.96)	403 (70)	10.00 (1.74)

- ※ 1 発生件数については、第 30 表の※を参照。
 2 危険性については、第 29 図の※を参照。
 3 () 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

イ 危険物施設以外における流出事故の概要

平成 30 年中に発生した危険物施設以外の場所における流出事故の内訳は、無許可施設におけるものが 7 件、危険物運搬中におけるものが 12 件となっています。仮貯蔵・仮取扱い中における流出事故は発生していません。それぞれの状況は次のとおりです（第 15 表、第 34 表参照）。

第 34 表 危険物施設以外における流出事故の概要（平成 30 年中）

区分	件数等 発生 件数	被 害			
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (万円)	1 件あたりの 損害額 (万円)
無許可施設	7	0	0	14	2.0
危険物運搬中	12	0	1	6	0.5
仮貯蔵・仮取扱い	0	0	0	0	0.0

(2) 流出した危険物

ア 危険物施設における流出した危険物

平成 30 年中に発生した危険物施設における流出事故 403 件を流出した危険物についてみると、ほとんどの事故が第 4 類危険物で発生しており、398 件 (98.8%) となっています（第 35 表参照）。

これを危険物の品名別にみると、第 2 石油類が 152 件 (38.2%) で最も多く、次いで第 3 石油類が 122 件 (30.7%)、第 1 石油類が 94 件 (23.6%) の順となっています（第 36 表参照）。

第 35 表 危険物施設における流出した危険物別件数及び推移（最近 5 年間）

年・施設 区分 流出物質等		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年															
						製造所	貯 蔵 所							取 扱 所						合 計	
							屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般 取		小 計
危 険 物	第 1 類	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	第 2 類	4	0	3	4 (2)	2	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	4 (1)	
	第 3 類	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	第 4 類	389	343	351 (54)	364 (78)	30 (1)	2	75 (17)	4 (1)	39 (5)	0	72 (27)	2	194 (50)	77 (8)	0	0	10 (1)	87 (9)	174 (18)	398 (69)
	第 5 類	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第 6 類	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		396	345	356 (54)	369 (80)	33 (1)	2	76 (18)	4 (1)	39 (5)	0	72 (27)	2	195 (51)	77 (8)	0	0	10 (1)	88 (9)	175 (18)	403 (70)

※（ ）内の数値は重大事故に係る数値を示す。

第 36 表 危険物施設における流出した危険物別件数及び推移（最近 5 年間）

年・施設区分 出火原因物質			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年															
							製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所						合 計	
								屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般 取 扱		小 計
第 1 類	酸化物固体	硝酸塩類	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
第 2 類	可燃性固体	硫黄	3	0	3	4 (2)	2	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	1	4 (1)
第 2 類	可燃性固体	金属粉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 3 類	自然発火性物質 及禁水性物質	アルキル アルミニウム	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 4 類	引火性液体	特殊引火物	0	0	2 (2)	0	2 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 (1)
第 4 類	引火性液体	第 1 石油類	88	86	81 (10)	81 (17)	9	1	23 (4)	0	0	0	3	0	27 (4)	37 (2)	0	0	4 (1)	17 (1)	58 (4)	94 (8)
第 4 類	引火性液体	アルコール類	6	2	9	2 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4
第 4 類	引火性液体	第 2 石油類	171	122	138 (16)	146 (28)	9	0	14	1	12 (1)	0	49 (16)	1	77 (17)	37 (5)	0	0	1	28 (3)	66 (8)	152 (25)
第 4 類	引火性液体	第 3 石油類	101	111	100 (26)	122 (31)	8	0	31 (12)	3 (1)	27 (4)	0	20 (11)	1	82 (28)	3 (1)	0	0	5	24 (3)	32 (4)	122 (32)
第 4 類	引火性液体	第 4 石油類	23	21	21	13 (1)	2	1	7 (1)	0	0	0	0	0	8 (1)	0	0	0	0	14 (2)	14 (2)	24 (3)
第 4 類	引火性液体	動植物油類	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 5 類	自己反応性物質	有機過酸化物	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 5 類	自己反応性物質	ニトロ化合物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 6 類	酸化物液体	過酸化水素	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 6 類	酸化物液体	硝酸	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（ ）内の数値は重大事故に係る数値を示す。

イ 危険物施設以外の場所における流出した危険物

平成 30 年中に発生した危険物施設以外の場所における流出事故は 19 件で、流出した危険物は第 37 表のとおりです。

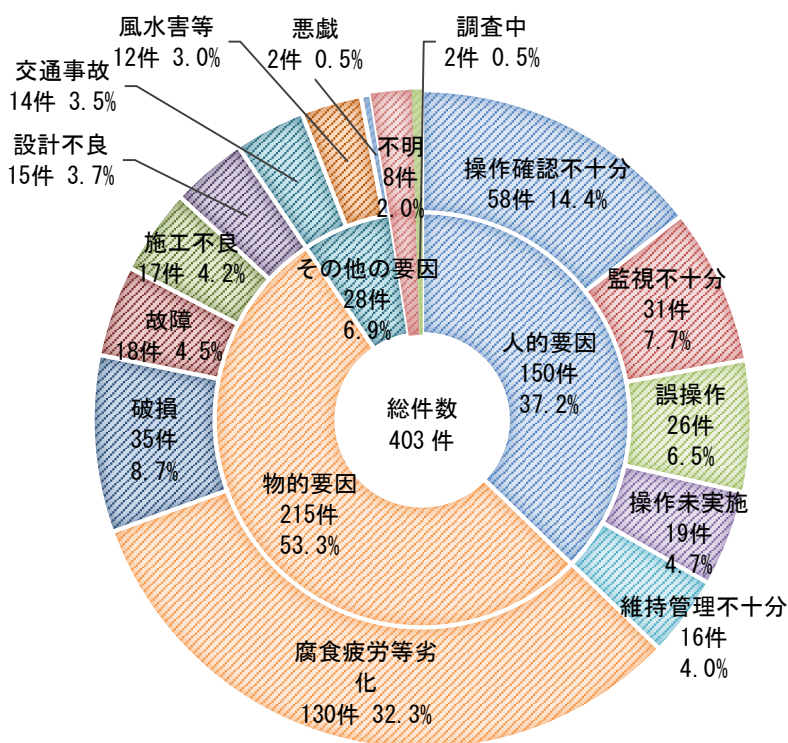
第 37 表 危険物施設以外の場所における流出した危険物別件数（平成 30 年中）

流出危険物		区分	無許可 施設	危険物 運搬中	仮貯蔵・ 仮取扱い	合 計
第 4 類	第 1 石油類		0	4	0	4
第 4 類	アルコール類		0	0	0	0
第 4 類	第 2 石油類		4	4	0	8
第 4 類	第 3 石油類		3	2	0	5
第 4 類	第 4 石油類		0	2	0	2
合 計			7	12	0	19

(3) 流出事故の発生原因

平成 30 年中に発生した危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因等に区分してみると、物的要因が 215 件（53.3%）で最も多く、次いで人的要因が 150 件（37.2%）、その他の要因等（不明及び調査中を含む。）が 38 件（9.4%）の順となっています（第 31 図参照）。

また、主な発生原因は、腐食疲労等劣化によるものが 130 件（32.3%）で最も多く、次いで操作確認不十分が 58 件（14.4%）、破損によるものが 35 件（8.7%）の順となっています（第 38 表参照）。



第 31 図 危険物施設における流出事故の発生原因（平成 30 年中）

第 38 表 危険物施設における流出事故の発生原因（平成 30 年中）

区分 発生原因		製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所						合 計	比率 (%)	平成 29 年	
			屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販売	第 二 種 販売	移 送	一 般 取	小 計			件 数	比率 (%)
人 的 要 因	維持管理不十分	1	0	2 (1)	0	2 (1)	0	5 (2)	0	9 (4)	1 (1)	0	0	0	5 (1)	6 (2)	16 (6)	4.0 (8.6)	15 (2)	4.1 (2.5)
	誤 操 作	2	0	2	0	1	0	6 (4)	0	9 (4)	11	0	0	0	4 (1)	15 (1)	26 (5)	6.5 (7.1)	25 (3)	6.8 (3.8)
	操作確認不十分	5	0	3 (2)	1	2 (1)	0	21 (9)	1	28 (12)	10 (1)	0	0	2 (1)	13 (1)	25 (3)	58 (15)	14.4 (21.4)	42 (10)	11.4 (12.5)
	操作未実施	1 (1)	0	1	0	0	0	10 (4)	0	11 (4)	0	0	0	1	6	7	19 (5)	4.7 (7.1)	14 (6)	3.8 (7.5)
	監視不十分	1	1	1	0	1	0	5 (4)	0	8 (4)	12 (2)	0	0	0	10 (3)	22 (5)	31 (9)	7.7 (12.9)	29 (7)	7.9 (8.8)
	小 計	10 (1)	1	9 (3)	1	6 (2)	0	47 (23)	1	65 (28)	34 (4)	0	0	3 (1)	38 (6)	75 (11)	150 (40)	37.2 (57.1)	125 (28)	33.9 (35.0)
物 的 要 因	腐食疲労等劣化	11	1	43 (8)	2	20 (1)	0	4 (1)	0	70 (10)	16 (2)	0	0	4	29 (3)	49 (5)	130 (15)	32.3 (21.4)	121 (24)	32.8 (30.0)
	設 計 不 良	5	0	3 (1)	0	0	0	0	0	3 (1)	2	0	0	1	4	7	15 (1)	3.7 (1.4)	3 (1)	0.8 (1.3)
	故 障	1	0	2	1 (1)	4 (2)	0	1	0	8 (3)	4	0	0	1	4	9	18 (3)	4.5 (4.3)	15 (2)	4.1 (2.5)
	施 工 不 良	3	0	3 (1)	0	2	0	1	0	6 (1)	5 (1)	0	0	0	3	8 (1)	17 (2)	4.2 (2.9)	22 (1)	6.0 (1.3)
	破 損	2	0	5 (3)	0	6	0	5 (3)	1	17 (6)	10	0	0	1	5	16	35 (6)	8.7 (8.6)	42 (11)	11.4 (13.8)
	小 計	22	1	56 (13)	3 (1)	32 (3)	0	11 (4)	1	104 (21)	37 (3)	0	0	7 (0)	45 (3)	89 (6)	215 (27)	53.3 (38.6)	203 (39)	55.0 (48.8)
そ の 他 の 要 因	放 火 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	交 通 事 故	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	14	3.5	25 (8)	6.8 (10.0)
	類 焼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	風 水 害 等	0	0	8 (2)	0	1	0	0	0	9 (2)	2	0	0	0	1	3	12 (2)	3.0 (2.9)	4 (3)	1.1 (3.8)
	悪 戯	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0.5	0	0.0
	小 計	0	0	9 (2)	0	1	0	14	0	24 (2)	3	0	0	0	1	4	28 (2)	6.9 (2.9)	29 (11)	7.9 (13.8)
不 明		1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	4	6	8	2.0	9 (1)	2.4 (1.3)
調 査 中		0	0	1	0	0	0	0	0	1	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	2 (1)	0.5 (1.4)	3 (1)	0.8 (1.3)
合 計		33 (1)	2	76 (18)	4 (1)	39 (5)	0	72 (27)	2	195 (51)	77 (8)	0	0	10 (1)	88 (9)	175 (18)	403 (70)	100.0 (100.0)	369 (80)	100.0 (100.0)

※ 1 調査中とは、平成 31 年 4 月 1 日現在において未だ調査中のものをいう。

2 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。

3 () 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

平成 30 年中に発生した危険物施設以外の場所における流出事故の発生原因は第 39 表のとおりです。

第 39 表 危険物施設以外の場所における流出事故の発生原因（平成 30 年中）

区分 発生原因		無 許 可 施 設	危 険 物 運 搬 中	仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 い	合 計
人 的 要 因	維持管理不十分	1	0	0	1
	誤 操 作	1	0	0	1
	操作確認不十分	1	3	0	4
	操作未実施	0	4	0	4
	監視不十分	1	0	0	1
	小 計	4	7	0	11
物 的 要 因	腐食疲労等劣化	1	0	0	1
	破 損	2	2	0	4
	小 計	3	2	0	5
の そ の 他	交 通 事 故	0	2	0	2
	小 計	0	2	0	2
不 明		0	1	0	1
合 計		7	12	0	19

4 平成 30 年中に発生した特徴的な事故

平成 30 年中は全国的に大規模な風水害が発生し、多くの危険物施設でも被害が発生しました。被害を受けた危険物施設数は 797 施設であり、危険物施設区分ごとの発生事故種別数は第 40 表のとおりです。

また、事故種別ごとの代表的な事故事例は第 41 表のとおりです。

第 40 表 風水害に起因する危険物施設の被害状況（平成 30 年中）

被災種別 施設区分			火災・爆発	流出	破損	その他 (危険物への水の 混入)	合計
危険物施設	製 造 所		0	0	57	0	57
	貯 蔵 所	屋 内	0	0	90	0	90
		屋 外 タ ン ク	0	7	57	3	67
		屋 内 タ ン ク	0	0	3	0	3
		地 下 タ ン ク	0	1	9	6	16
		簡 易 タ ン ク	0	0	1	0	1
		移 動 タ ン ク	0	0	18	0	18
		屋 外	0	0	7	0	7
		小 計	0	8	185	9	202
	取 扱 所	給 油	0	2	391	3	396
		第 一 種 販 売	0	0	0	0	0
		第 二 種 販 売	0	0	0	0	0
		移 送	0	0	8	0	8
		一 般 取	2	2	130	0	134
	小 計	2	4	529	3	538	
危険物施設以外	仮貯蔵・仮取扱い		0	0	0	0	0
合 計			2	12	771	12	797

※1 「その他」は、「火災・爆発」「流出」「破損」が発生せず、危険物に水が混入した事象をいう。

2 被災種別が重複している場合は、「火災・爆発」、「流出」、「破損」、「危険物への水混入」の順で集計している。

第 41 表 風水害に起因する危険物施設の代表的な事故事例（平成 30 年中）

事故種別	発生場所	被害状況
火災・爆発	岡山県	平成 30 年7月豪雨により発生した高梁川の河川氾濫に伴い、アルミ缶等を炉で溶融し、成形する施設において、爆発事故が発生したもの。アルミニウム溶融炉内に大量の水が侵入したため、炉内の溶融アルミニウムと水が接触し水蒸気爆発が発生したと推定されている。当該施設では、炉を加熱するためのバーナーで重油を消費する一般取扱所及び重油を貯蔵するための地下タンク貯蔵所が設置されていた。
流出	和歌山県	高潮や高波の影響により、船舶給油取扱所の固定給油設備及び配管が破損し、軽油約9kLが流出したもの。
流出	広島県	土砂崩れにより、屋外タンク貯蔵所の配管が破損し、危険物第四類第2石油類約4kLが流出したもの。
流出	沖縄県	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根が強風により破損し、浮き屋根上及び防油堤内に貯蔵しているガソリン約 150Lが流出したもの。
破損	福島県	強風により屋内貯蔵所の屋根が破損したもの。
破損	茨城県	給油取扱所のキャノピーが強風により倒壊し、下敷きとなった固定給油設備が破損したもの。
破損	京都府	給油取扱所の固定給油設備が強風により転倒したもの。
破損	大阪府	台風の強風により、特定屋外タンク貯蔵所の側板に変形が生じたもの。変形発生時は、タンク内の危険物は高さ4m程度までの貯蔵量であった。

※ 平成 31 年 3 月 28 日消防庁危険物保安室事務連絡「風水害発生時における危険物施設の被害状況調査に関する結果概要について」より抜粋

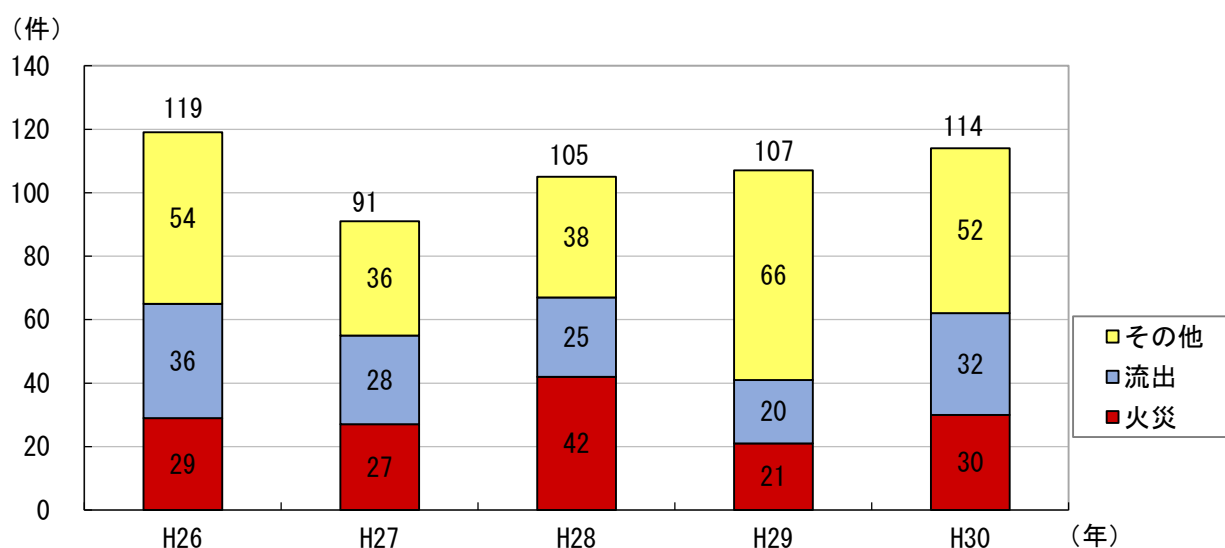
第5 平成30年中の東京消防庁管内における危険物施設等の事故概要

1 危険物施設等の事故概要

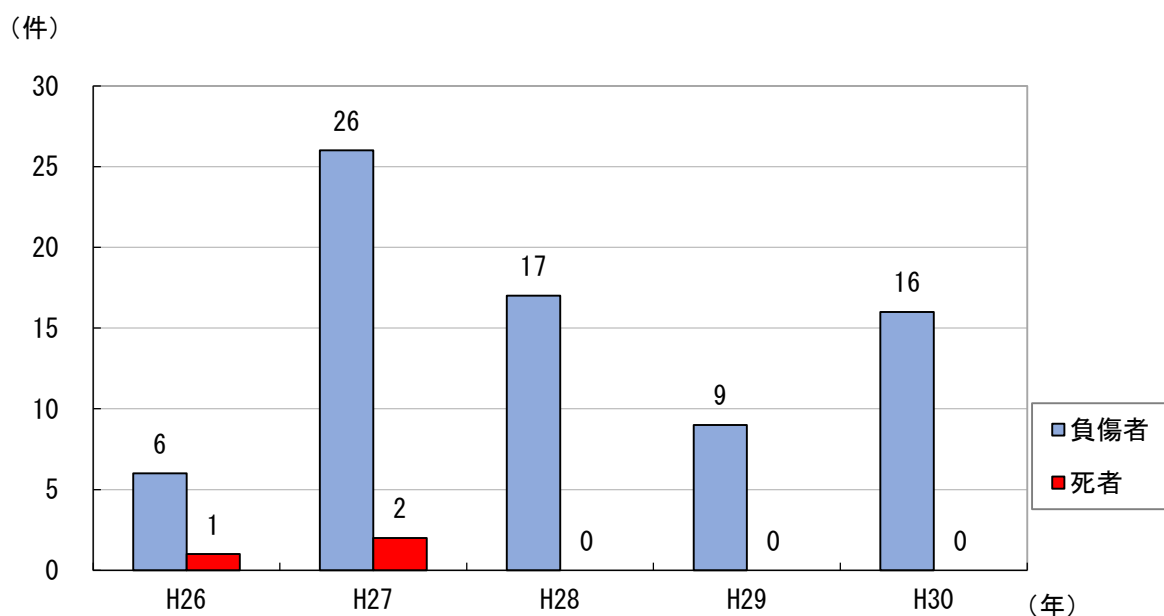
(1) 事故種別ごとの発生状況

平成30年中に発生した危険物施設等における事故件数は114件で、前年と比べて7件増加しています。火災事故が30件（26.3%、前年比9件増加）、流出事故が32件（28.1%、同12件増加）、その他の事故が52件（45.6%、同14件減少）となっています（第42表及び第32図参照）。

危険物施設等における事故で、死者は発生しておらず（前年と同じ）、負傷者が16人（同7人増加）発生しています（第33図参照）。



第32図 危険物施設等における事故件数の推移（最近5年間）



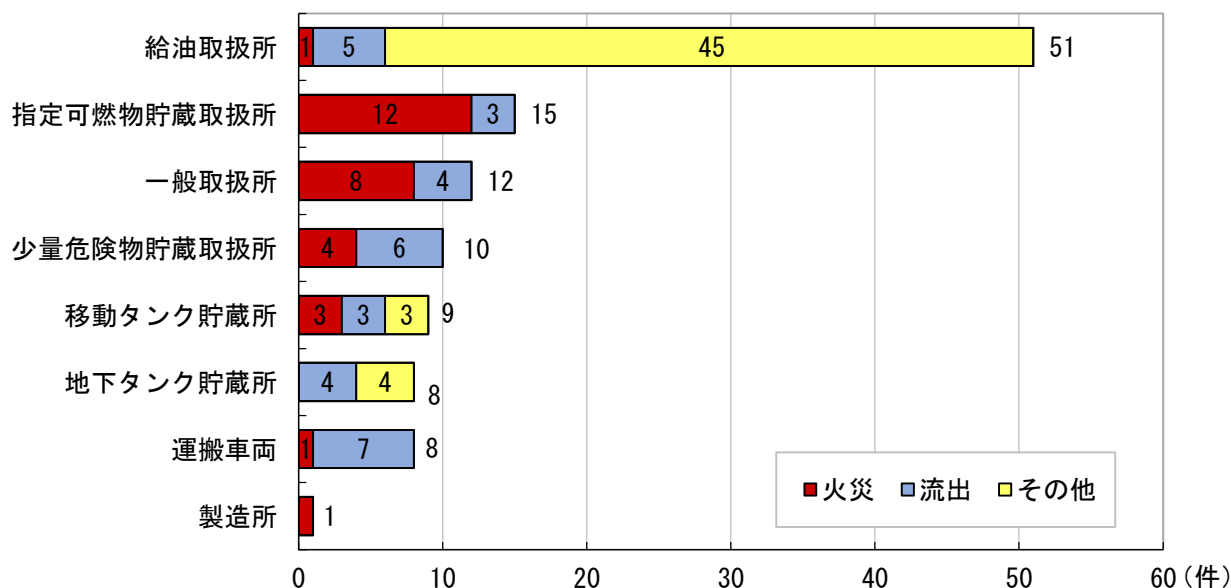
第33図 危険物施設等における事故による死傷者数の推移（最近5年間）

第 42 表 危険物施設等の事故状況の推移（最近 5 年間）

事 故 種 別	火 災					流 出					そ の 他					合 計				
	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
製 造 所	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1
貯 蔵 所	屋 内	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0
	屋 外 タ ン ク	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0
	屋 内 タ ン ク	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0
	地 下 タ ン ク	0	0	0	0	0	3	3	0	0	4	11	4	3	2	4	14	7	3	2
	簡 易 タ ン ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	移 動 タ ン ク	0	0	1	0	3	2	1	2	1	3	2	0	1	0	3	4	1	4	1
取 扱 所	屋 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	0	2	0	3	8	6	2	1	7	13	5	5	2	7	22	11	9	3
給 油 取 扱 所	給 油	4	2	8	2	1	15	11	9	5	5	39	30	31	64	45	58	43	48	71
	販 売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	移 送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一 般	7	8	13	6	8	1	2	4	3	4	0	0	1	0	0	8	10	18	9
	小 計	11	10	21	8	9	16	13	13	8	9	39	30	32	64	45	66	53	66	80
危 険 物 施 設 小 計	13	10	23	8	13	24	19	15	9	16	53	35	37	66	52	90	64	75	83	81
仮貯蔵・仮取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無 許 可 施 設	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0
運 搬 車 両	1	0	0	0	1	6	2	2	4	7	0	0	0	0	0	7	2	2	4	8
少量危険物貯蔵取扱所	6	7	11	6	4	6	7	8	6	6	1	1	1	0	0	13	15	20	12	10
指定可燃物貯蔵取扱所	9	7	7	6	12	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	9	7	7	7	15
高圧ガス関係施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	29	27	42	21	30	36	28	25	20	32	54	36	38	66	52	119	91	105	107	114

(2) 施設区分別の発生状況

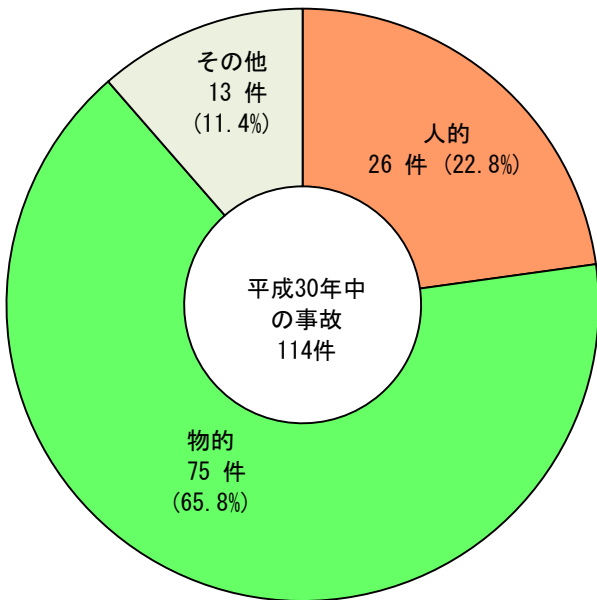
施設区分別の事故発生状況をみると、給油取扱所が 51 件（44.7%、前年比 20 件減少）で最も多く 4 割以上を占め、次いで指定可燃物貯蔵取扱所（無届 3 件を含む）が 15 件（13.2%、同 8 件増加）、一般取扱所が 12 件（10.5%、同 3 件増加）、少量危険物貯蔵取扱所が 10 件（8.8%、同 2 件減少）となっており、危険物施設で発生した事故が 81 件（71.7%、前年比 2 件減少）で事故全体の 7 割以上を占めています（第 34 図参照）。



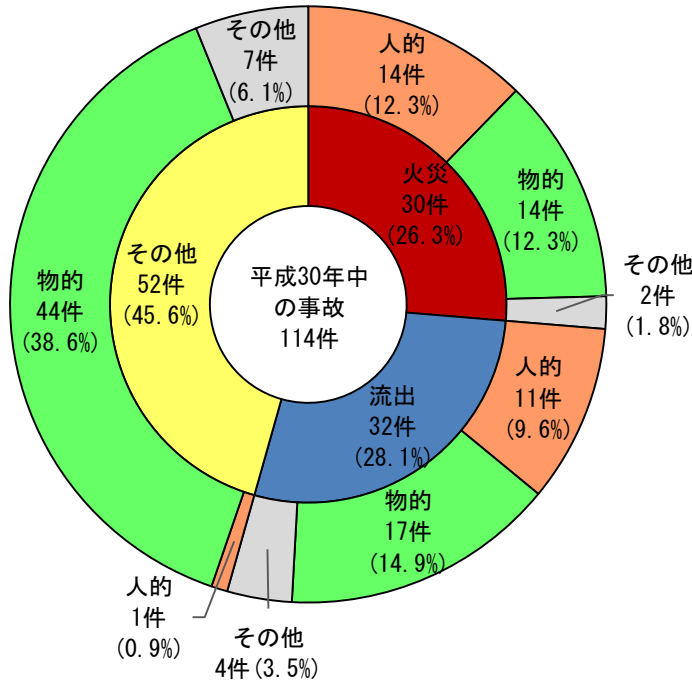
第 34 図 施設区分別の危険物施設等の事故状況（平成 30 年中）

(3) 発生要因別の発生状況

事故を発生要因別にみると、物的要因が 75 件（65.8%）で最も多く、次いで人的要因が 26 件（22.8%）、その他の要因が 13 件（11.4%）となっています（第 35、36 図及び第 43 表参照）。
事故種別ごとの主な発生原因は、第 44～46 表のとおりです。



第 35 図 発生要因別の状況



第 36 図 事故種別ごとの発生要因

第 43 表 発生要因と発生原因

人的要因	維持管理不十分 誤操作 操作確認不十分 操作未実施 監視不十分	物的要因	腐食疲労等劣化 故障 施工不良 破損	その他の要因	放火等 交通事故 地震等災害 不明
------	---	------	-----------------------------	--------	----------------------------

ア 火災事故の発生要因について

火災事故 30 件を発生要因別にみると、人的要因及び物的要因がそれぞれ 14 件（12.3%）、その他の要因が 2 件（1.8%）となっています（第 36 図参照）。

発生原因をみると、人的要因は「維持管理不十分」が 8 件（57.1%）で最も多く、次いで「操作確認不十分」が 3 件（21.4%）、「監視不十分」が 2 件（14.3%）、「操作未実施」が 1 件（7.1%）となっており、物的要因は「腐食疲労等劣化」が 6 件（42.9%）で最も多く、次いで「破損」が 4 件（28.6%）、「故障」及び「施工不良」が各 2 件（14.3%）となっています。その他の要因は「放火等」及び「不明」が各 1 件となっています（第 44 表参照）。

イ 流出事故の発生要因について

流出事故 32 件を発生要因別にみると、物的要因が 17 件（14.9%）で最も多く、次いで人的要因が 11 件（9.6%）、その他の要因が 4 件（3.5%）となっています（第 36 図参照）。

発生原因をみると、人的要因は「操作未実施」が5件（45.5%）で最も多く、次いで「維持管理不十分」が3件（27.3%）、「誤操作」、「操作確認不十分」及び「監視不十分」が各1件（各9.1%）となっており、物的要因は「腐食疲労等劣化」が10件（58.8%）で最も多く、次いで「破損」が4件（23.5%）、「施工不良」が2件（11.8%）、「故障」が1件（5.9%）となっています。その他の要因は「交通事故」が2件、「地震等災害」及び「不明」が各1件となっています（第45表参照）。

ウ その他の事故の発生要因について

その他の事故52件を発生要因別にみると、物的要因が44件（38.6%）で最も多く、次いでその他の要因が7件（6.1%）、人的要因が1件（0.9%）となっています（第36図参照）。

発生原因をみると、人的要因は「誤操作」が1件となっており、物的要因は「破損」が28件（63.6%）で最も多く、次いで「腐食疲労等劣化」が15件（34.1%）、「施工不良」が1件（2.3%）となっています。その他の要因は「不明」が3件「交通事故」及び「地震等災害」が各2件となっています（第46表参照）。

(4) 危険物流出事故等の事故原因調査の実施状況

平成30年中に実施した消防法第16条の3の2に規定する危険物流出等の事故原因調査件数は16件（14.0%）で、その内訳は、給油取扱所が5件（31.3%）と最も多く、次いで一般取扱所、地下タンク貯蔵所がそれぞれ4件（25.0%）、移動タンク貯蔵所が3件（18.8%）となっています。

第 44 表 危険物施設等における火災事故の発生原因（平成 30 年中）

施設区分		製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵所	合計
			屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	給油	販売	移送	一般						
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4	0	0	0	4	8
	操作確認不十分	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
	操作未実施	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	監視不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	小計	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	6	0	0	2	6	14
物的要因	故障	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	腐食疲労等劣化	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4	0	0	2	0	6
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施工不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
	破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	小計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	7	0	1	2	4	14
その他	放火等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合計		1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	8	13	0	1	4	12	30

第 45 表 危険物施設等における流出事故の発生原因（平成 30 年中）

施設区分		製造所	貯蔵所						取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋内	給油	販売	移送	一般					
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
	誤操作	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	操作確認不十分	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	操作未実施	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	3	0	5
	監視不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3	0	5	2	11
物的要因	故障	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	腐食疲労等劣化	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	5	0	0	3	10
	施工不良	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2
	破損	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	4	0	0	0	4
	小計	0	0	0	0	4	0	1	0	4	0	0	3	12	0	0	3	17
その他	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	地震等災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	4
合計		0	0	0	0	4	0	3	0	5	0	0	4	16	0	7	6	32

第 46 表 危険物施設等におけるその他事故の発生原因（平成 30 年中）

施設区分		製造所	貯蔵所						取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋内	給油	販売	移送	一般					
人的要因	誤操作	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
物的要因	腐食疲労等劣化	0	0	0	0	3	0	0	0	12	0	0	0	15	0	0	0	15
	施工不良	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	破損	0	0	0	0	1	0	1	0	26	0	0	0	28	0	0	0	28
	小計	0	0	0	0	4	0	1	0	39	0	0	0	44	0	0	0	44
その他	交通事故	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	地震等災害	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
	小計	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	7	0	0	0	7
合計		0	0	0	0	4	0	3	0	45	0	0	0	52	0	0	0	52

(5) 深刻度評価指標別の事故発生状況

消防庁が発出した「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について（平成 28 年 11 月 2 日付け消防危第 203 号消防庁危険物保安室長通知）」により、危険物施設における火災事故及び流出事故の深刻度評価指標が、第 47 表及び第 48 表のとおり示され、これらの表で示される各 3 つの評価指標のうち、1 つ以上で深刻度レベル 1 となる事故を「重大事故」と定義し、全ての評価指標で深刻度レベルが 4 となる事故を「軽微な事故」と定義しています。

第 47 表 火災事故に係る深刻度評価指標

＜人的被害指標＞		＜影響範囲指標＞※1		＜収束時間指標＞※2	
深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容
1	死者が発生	1	事業所外に物的被害が発生	1	4 時間以上
2	重症者又は中等症者が発生	2	事業所内の隣接施設に物的被害が発生	2	2 時間～4 時間未満
3	軽症者が発生	3	施設装置建屋内のみに物的被害が発生	3	30 分～2 時間未満
4	軽症者なし	4	設備機器内のみに物的被害が発生	4	30 分未満

※1 移動タンク貯蔵所が荷卸し先等の事業所内に在る場合、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。

※2 収束時間は事故発生から鎮圧までの時間とする。事故発生日時が不明の場合は、事故発見から鎮圧までとする。

第 48 表 流出事故に係る深刻度評価指標

＜人的被害指標＞※1		＜流出範囲指標＞※2		＜流出量指標＞	
深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容
1	死者が発生	1	河川や海域に危険物が流出する等、事業所外へ広範囲に流出	1	流出・漏えいした「危険物」の指定数量倍数（合計）が 10 以上
2	重症者又は中等症者が発生	2	事業所周辺のみ流出※3	2	（同上）が 1 以上～10 未満
3	軽症者が発生	3	事業所内の隣接施設へ流出	3	（同上）が 0.1 以上～1 未満
4	軽症者なし	4	施設装置建屋内のみに流出	4	（同上）が 0.1 未満

※1 交通事故による死傷者は除く。

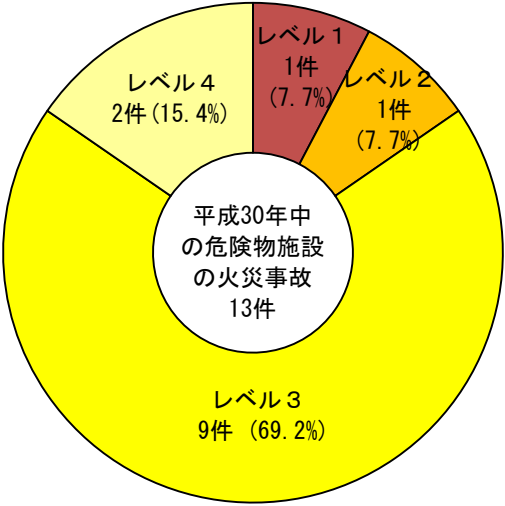
※2 移動タンク貯蔵所が荷卸し先等の事業所内に在る場合、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。

※3 事業所敷地境界線から 100m 程度の範囲にとどまるもの。また、流出範囲の記載のない場合は事業所外に流出量 100 L 程度。

当該深刻度評価指標に従い、平成 30 年中に発生した危険物施設における火災事故及び流出事故を分析した結果は、以下のとおりです。

ア 火災事故の状況

平成 30 年中に発生した危険物施設における火災事故 13 件について、深刻度評価指標別にみると、重大事故が 1 件（7.7%）、軽微な事故が 2 件（15.4%）となっています（第 37 図及び第 49 表参照）。深刻度評価指標がレベル 1 となった火災事故は、工事現場において、移動タンク貯蔵所から小型重機の燃料タンクに第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油の直接給油が行われていた際、作業員が給油ノズルに満量停止装置が設置されていると思い込み、燃料タンクの満量以上に給油してしまい、溢れた軽油が重機の高温のエンジン部にかかり出火したものです。移動タンク貯蔵所以外の小型重機にも物的被害が及んだため「影響範囲指標」がレベル 1 となりました。



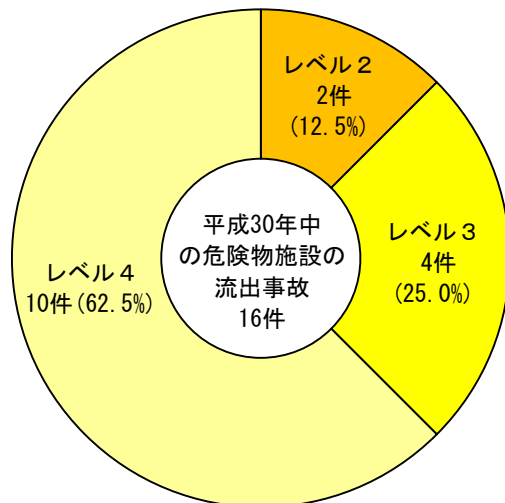
第 37 図 火災事故の深刻度評価指標別状況の発生状況

第 49 表 施設区分別にみた深刻度評価指標別の火災事故の状況

施設区分	深刻度評価指標				重大事故の割合 (%)	軽微な事故の割合 (%)
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4		
製造所	0	0	1	0	0.0	0.0
移動タンク貯蔵所	1	0	2	0	33.3	0.0
給油取扱所	0	0	1	0	0.0	0.0
一般取扱所	0	1	5	2	0.0	25.0
合計	1	1	9	2	7.7	15.4

イ 流出事故の状況

平成 30 年中に発生した危険物施設における流出事故 16 件を深刻度評価指標別にみると、重大事故は発生しておらず、軽微な事故が 10 件（62.5%）発生しています（第 38 図及び第 50 表参照）。深刻度評価指標がレベル 2 となった流出事故は 2 件あり、1 件は非常用発電設備の燃料を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、地下埋設配管がコンクリートマクロセル腐食及び燃料移送ポンプの位置変更の影響で開孔し、第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が流出したものです。流出範囲が周辺の土壌に及んだため「流出範囲指標」がレベル 2 となりました。もう 1 件は、非常用発電設備の燃料を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、送油管に何らかの理由で腐食孔が生じ、当該箇所から第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が流出したもので、1 件目と同様に「流出範囲指標」がレベル 2 となったものです。



第 38 図 流出事故の深刻度評価
指標別状況の発生状況

第 50 表 施設区別にみた深刻度評価指標別の
流出事故の状況

施 設 区 分	深刻度評価指標				重大 事故の割 合 (%)	軽微 な事 故の割 合 (%)
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	レ ベ ル 4		
地下タンク 貯 蔵 所	0	2	0	2	0.0	50.0
移動タンク 貯 蔵 所	0	0	2	1	0.0	33.3
給油取扱所	0	0	2	3	0.0	60.0
一般取扱所	0	0	0	4	0.0	100.0
合 計	0	2	4	10	0.0	62.5

2 危険物施設等の事故事例

平成 30 年中に危険物施設等で発生した事故事例は次のとおりです。

(1) 平成 30 年中に発生した主な事故事例

ア 火災事故

【事例 1】 移動タンク貯蔵所から小型重機に燃料を給油していた際に発生した火災事故

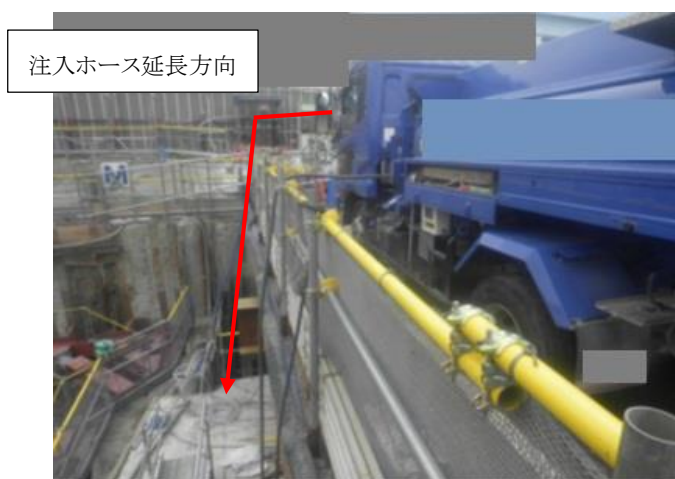
発生年月 平成 30 年 4 月

施設区分 移動タンク貯蔵所

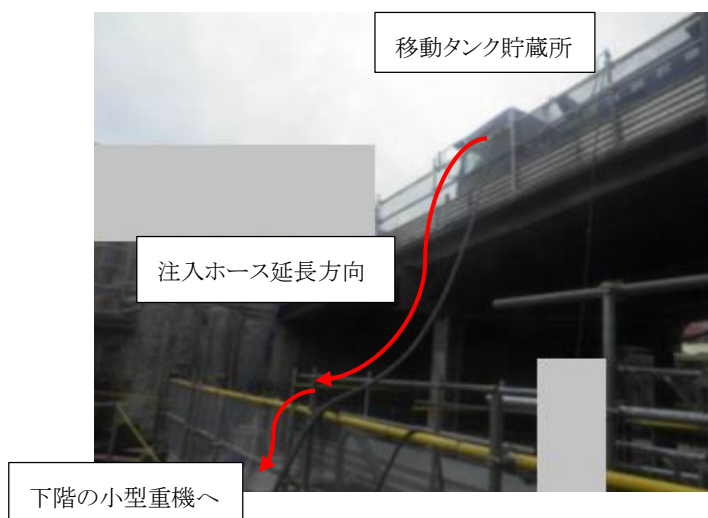
被害状況 小型重機 1 焼損、死傷者なし

概 要

工事現場において、移動タンク貯蔵所から注入ホースを下階へ延長して、小型重機の燃料タンクに第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油を直接給油する作業が行われていました。その際、作業員が注入ノズルに満量停止装置が設置されていると思い込み、燃料タンクの満量以上に軽油を給油し溢れてしまいました。溢れた軽油は、小型重機の停止直後の高温のエンジンルーム内に流入し出火に至りました。



移動タンク貯蔵所の状況



注入ホースを下階へ延長



小型重機への給油状況

イ 流出事故

【事例１】 地下タンク貯蔵所の埋設配管の開孔により重油が流出した事故

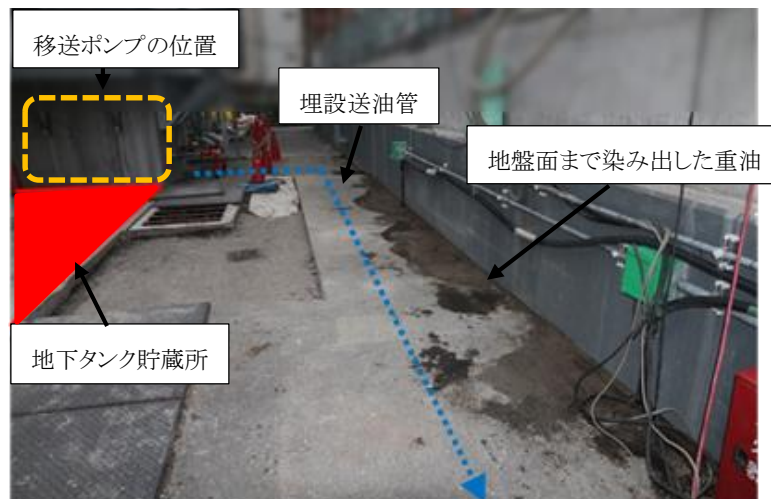
発生年月 平成 30 年 10 月

施設区分 地下タンク貯蔵所

被害状況 第４類第３石油類（非水溶性）重油約 1,500 L 流出、死傷者なし

概 要

一般取扱所として規制される非常用発電設備と、その燃料タンクである地下タンク貯蔵所から構成される施設において、燃料移送ポンプの更新工事が実施されました。燃料移送ポンプ更新後に試運転した際、地下タンク貯蔵所の規制範囲である埋設送油管部分から重油が流出し、地盤面上まで染み出てきました。流出の原因は、コンクリートマクロセルによる埋設送油管の腐食、燃料移送ポンプの更新と位置の変更により、埋設送油管部分の圧力が負圧から正圧へと変更されたことで、これまで土圧等で閉塞されていた腐食部が複数開孔したためと推定されます。



重油の流出状況



埋設配管掘削時の状況（●：開孔部の位置）



ウ その他の事故

【事例１】 営業用給油取扱所における固定給油設備の破損事故

発生年月 平成 30 年 12 月

施設区分 営業用給油取扱所（セルフ）

被害状況 固定給油設備の給油ノズル 2 本破損、死傷者なし

概 要

営業用屋外給油取扱所において、給油に訪れた乗用車の運転手が運転操作を誤り、左前方オーバーフェンダー部分を固定給油設備の給油ノズルに接触させ破損させた事故です。

幸いにも危険物の流出はありませんでした。

なお、本年中は給油取扱所において、同種事故が 25 件発生しました。



固定給油設備と車両の接触状況



車両が接触した固定給油設備の状況（給油ノズル補修後）

【事例 2】 営業用給油取扱所において地下タンク頂部の配管取付け部分が開孔した事故

発生年月 平成 30 年 11 月

施設区分 営業用給油取扱所(フル)

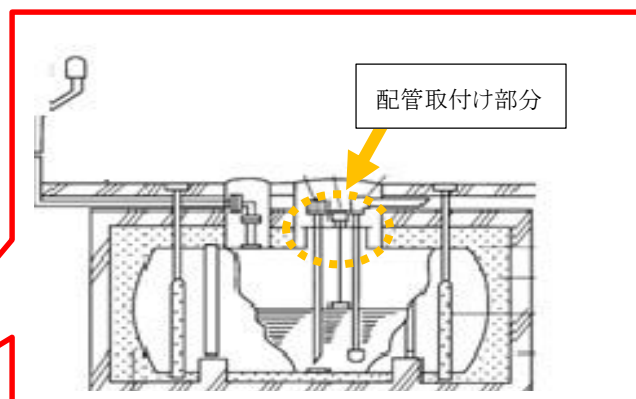
被害状況 地下タンク配管取付け部分破損

概 要

営業用屋内給油取扱所において、変更許可による工事が行われた際、複数の地下タンク頂部の配管取付け部分に開孔が確認されたものです。配管取付け部分は、いずれも地盤面下のピット形状を有する場所に位置し、当該場所には雨水等が溜まっている状況でした。

開孔が生じた原因は、雨水等が溜まり腐食しやすい環境に長年さらされていたこと、また溜まった雨水等を定期的に汲み出す等の維持管理がなされなかったことによると推定されます。

なお、本年中は給油取扱所で同種事故が 11 件発生しました。



配管取付け部分の開孔状況

【事例３】 営業用給油取扱所において台風の強風により発生した破損事故

発生年月 平成 30 年 9 月

施設区分 営業用給油取扱所(フル)

被害状況 キャノピー天井、キャノピー灯及びPOS外設機の破損

概 要

営業用屋内給油取扱所において、台風の強風でキャノピー天井が剥離し、キャノピー灯とともに落下して破損しました。また、POS外設機が強風の影響で転倒破損したものです。



給油取扱所の状況



強風で剥離落下したキャノピー天井の一部



強風で転倒したPOS外設機

(2) 全事故の概要等

ア 火災事故 (30 件)

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 1 人	営業用屋外給油取扱所 (フル) において、従業員 (20 代男性) が着用している作業着の汚れを落とすため、パーツクリーナー (第 4 類第 1 石油類) を自身の袖部分に吹き付けた。その後、休憩室内で喫煙しようと、ライターに火をつけたところ、吹き付けたパーツクリーナーが揮発して発生した可燃性蒸気に引火し、作業着に着火したものである。
2	1 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の一般取扱所である平版インキ工場において、作業場内のキャンバスダクト及び断熱材が焼損したものである。出火場所には熱風発生機があり、当該機器のコントロールセンサー (熱電対) は通常 170℃ の設定であるが、出火時は 300℃ に設定されていた。また、過熱防止装置は正常に動作することが確認できており、400℃ を超えると警報ランプが点灯することとなっていた。しかし、熱風発生機の操作パネルにはロック等がかかっておらず、ヒーター出口温度は誰でも自由に変更できる状態であった。当該機器に付随するダクトに設置された防火ダンパーの作動温度は 150℃ であり、温度ヒューズが溶断していることから、300℃ 近い高温の熱風により防火ダンパーが作動したとみられる。 本件は、防火ダンパーの作動によりダクトを通過できない熱風が、出口側ホッパーに滞留する状況に至り、キャンバスダクト及び断熱材が過熱され続け出火に至ったものと考えられる。
3	1 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	耐火造地上 1 階地下 1 階建て工場の地上 1 階部分にある少量危険物貯蔵取扱所の規制範囲内において、タイヤ研磨装置のダクト、ゴムくず各若干が焼損したものである。作業員が航空機用タイヤの研磨作業を行っていた際、研磨時に生じるゴムくずを集塵するダクトの手動ダンパーを誤って閉鎖状態のまま作業したため、ダクト内に高温のゴムくずが堆積した。そのことに気づいた作業員が、手動ダンパーを一気に開放したため、熱でくすぶっていたゴムくずが発火に至ったものと推定される。
4	2 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	準耐火造平屋建ての指定可燃物貯蔵取扱所である古紙を扱う工場において、再生紙プレス機により圧縮された古紙 1 m ³ 及びベルトコンベアカバーが焼損したものである。出火原因は、何らかの火源がプレス機内に混入し、圧縮された再生紙等に着火したものと推定されるが不明である。
5	3 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の一般取扱所である工場の倉庫内において、電気ケーブル 2 m 等が焼損したものである。焼損した電気ケーブルは、油類を使用する機器等に接続されたものではなく、倉庫内天井付近にあるケーブルダクト内に敷設されたものである。出火原因は、ケーブルの経年劣化、もしくはねずみ等の小動物の食害によりケーブルが破損し地絡したことによると推定される。
6	3 月	製造所	死者 0 人 負傷者 0 人	製造所で医薬品の原薬を製造する過程において、ポリエチレン製の容器に入れた第 4 類第 1 石油類 (非水溶性) 酢酸エチル、第 4 類第 1 石油類 (非水溶性) トルエン等の混合溶液を、エアードボンブにより吸い上げ、高圧ろ過機によりろ過する作業が行われていた。その際、作業員が混合液をステンレス製のひしゃくですくい取ろうとしたところ、静電気火花が発生し、可燃性蒸気に引火して出火したものである。なお、作業員は局所排気を使用せず、アースも取らずに作業を行っていたものである。
7	3 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	車両の塗装等を行う 1 棟規制の一般取扱所の屋外保有空地内において、従業員が停車していたフォークリフトのエンジンをかけようとした際、エンジンルームから出火したものである。出火原因は、フォークリフトのエンジンルーム内に設置された LPG 燃料パイプに亀裂が生じ、当該箇所から流出した LPG ガスが、ディストリビューターのパッキンがずれた隙間から侵入し、エンジン始動時の火花で引火したものと推定される。

8	3 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	綿花類を貯蔵し、又は取扱う指定可燃物貯蔵取扱所において、従業員が製綿機で作業中、製綿折りたたみ機の下部から出火し、機械に付着した綿ぼこり、ダクト等に延焼したものである。出火原因は、製綿機下部にある端子台に接続された、切断機の電気配線が半断線してスパークが発生、その近傍に溜まっていた綿ぼこり等に着火したものと推定される。
9	4 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	廃プラスチック等の産業廃棄物を一時的に集積し分別する指定可燃物貯蔵取扱所である作業所において、保管されていた廃電池 1 m ³ 等が焼損したものである。出火原因は、電圧が残ったまま廃棄され大量に集積されたリチウムイオンバッテリーの一部が、外力等により内部の絶縁破壊を生じ、短絡したことによると推定される。
10	4 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	耐火造 8 階建て 1 棟規制の指定可燃物貯蔵取扱所である工場の 4 階において、円筒形ミキサー機械内部でプラスチック着色剤の攪拌作業が行われていた。次工程移行までの間、攪拌後のプラスチック着色剤を約 1 時間ミキサー内で保管していたところ、当該プラスチック着色剤から出火したものである。出火原因は、攪拌中の摩擦熱が蓄熱したことによると推定される。
11	4 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である屋外ごみ処理施設において、回収された電動自転車用バッテリーが降雨により浸水した結果、内部の損傷したセルが短絡して発熱し、バッテリー外装部に着火したことで周囲のごみくず等に延焼したものである。
12	4 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	建築工事現場において、作業員が移動タンク貯蔵所から小型重機の燃料タンクに第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油を直接給油していた際、給油ノズルに満量停止装置が設置されていると思い込み、燃料タンクの満量を超えて給油し溢れさせた。さらに溢れた軽油が、当該重機の高温のエンジンルーム内に流入し出火したものである。
13	5 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	指定数量以上の第 4 類アルコール類等を、ドラム缶等の状態で海外から輸入されたコンテナに入れて運搬するセミトレーラーから出火したものである。出火原因は、何らかの要因でブレーキライニングの結合材が発火したものであるが、積荷である危険物に焼損等はなかった。なお、指定数量以上の運搬であったにもかかわらず、標識は掲示されていなかったものである。
14	5 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	少量危険物貯蔵取扱所である大学実験室内において、学生が金属錯体の触媒反応の開発に伴う実験を行った。その際、使用した水素化カリウム（第 3 類禁水性物質）を普段と異なる廃棄手順により処理したため、すべて反応しきらないままの状態となった。さらにそれを実験台下部の棚内のごみ袋に廃棄したため、水素化カリウムが何らかの水分と反応し発火したものである。
15	5 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	一棟規制の一般取扱所である自動車製造工場において、工場内の電気配線 2.5m 等が焼損したものである。出火原因は、電着塗装装置の電着槽に入れた車両ボディのドア固定用金具が経年劣化により破損したことで、車両のドアが開いてしまい、電極棒に接触したため、電気配線に過電流が流れ出火に至ったものである。
16	6 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	古紙卸売業の作業所内において、搬入された古紙をプレスしていたところ、少量危険物貯蔵取扱所として規制されるプレス機の作動油圧縮用ポンプモーター 5 機のうち 1 機から火花が発生し、ポンプモーターが焼損したものである。出火原因は、当該ポンプ内が経年や周囲環境により劣化し、回転子が回りづらくなり、最終的に電氣的負荷により巻線コイル部分で層間短絡したものである。
17	6 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 1 人	移動タンク貯蔵所の常置場所において、移動タンク貯蔵所の不在時に駐車されていたペット用火葬車から出火したものである。当該車両の電気配線が、経年使用により絶縁劣化を起こし、トラッキング現象が起こり出火に至ったものである。
18	6 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所として規制される帳票類の製造等を行う工場の 1 階において、紙プレス機、ダクト 20m 等が焼損した火災である。出火原因は、2 階に設置された工業用大型シュレッダー内の清掃不足で、当該シュレッダーの部品が不具合を起こし摩擦熱が発生して、シュレッダー内の紙くずが着火、その紙くずが焼損したダクトを介して 1 階の紙プレス機付近に落ち延焼したと推定される。

19	6 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所として規制される帳票類の製造等を行う工場の 2 階において、工業用大型シュレッダー内の紙くず若干が焼損した火災である。当該工場では、数日前にも火災が発生している。出火原因は、前回の火災と同様に、工業用大型シュレッダー内の清掃不足による部品の不具合で摩擦熱が発生したことにより、紙くずが着火したものと推定される。
20	6 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	走行中の移動タンク貯蔵所（単一式）において、右タイヤ付近から出火し、タイヤホイールのグリース若干が焼損したものである。出火原因は、ブレーキペダルの動作不良により、ブレーキドラムとブレーキライニング部で摩擦熱が発生して、ブレーキライニングの結合材が発火したものである。移送中の第 4 類第 4 石油類潤滑油に被害はなかった。
21	6 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の一般取扱所であるインフラ部品等製作点検工場において、工場内に設置された NC 立旋盤内の制御基板若干が焼損したものである。出火原因は、何らかの理由で制御基板上のコンデンサー内に絶縁劣化が生じ、電極間に漏えい電流が流れて発熱し出火したものである。絶縁劣化が生じた要因は不明であるが、制御盤自体の点検及び交換が実施されていなかったことも出火の一因であると推定される。
22	7 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の指定可燃物貯蔵取扱所である産業廃棄物中間処理施設において、廃棄物を入れたコンテナ内から出火したものである。焼損したコンテナ内の残渣物には、塗料缶（シンナー入り等）、灯油缶等が確認されている。出火したのはフォークリフトが廃棄物を投入した際であり、廃棄物投入時の金属同士の衝撃火花が、コンテナ内に滞留していた可燃性蒸気に引火し出火しものと推定される。
23	7 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	機械室に設置されたエレベーター作動油（第 4 類第 4 石油類）を貯蔵する少量危険物貯蔵取扱所において火災が発生したものである。出火原因は、油圧ポンプのメカニカルシールが経年劣化し、当該部分から作動油が漏れ、V ベルトに付着したことで、プーリーと合成樹脂の V ベルトが空転し、摩擦熱により出火したと推定される。
24	7 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の一般取扱所である産業廃棄物処理施設の 4 階ごみ給じん装置内から出火し、ごみ 2.5 m ³ 等が焼損したものである。当該施設は、産業廃棄物を引火性液体（第 4 類第 3 石油類）等により燃やし、処理工程で発生する熱により、ボイラー内の水を蒸発させ、その圧力を利用して発電する施設である。出火原因は、ボイラー内の加熱管（液体水配管）が破断し、水が一気に蒸発したことで、ボイラー内の圧力が急上昇、その圧力により高温の可燃性ガスが給じん装置まで逆流して出火に至ったと推定される。なお、加熱管が破断した原因は、経年劣化及び管に付着した焼却灰を除去する蒸気が当たりやすい位置にあったことが考えられる。
25	8 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	区画室設置の一般取扱所である非常用発電設備の試運転中、区画室外に延長された排気筒の上面に置き忘れられていた構造用合板から出火したものである。出火原因は、排気筒に施工した断熱材を平滑にすることを目的に、排気筒フランジ部の突起に接触する断熱材に切れ込みを入れる形で施工したため、当該部分が断熱計算上の厚さより薄くなり、試運転時の排気熱が構造用合板に伝って炭化し出火に至ったと推定される。
26	9 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	区画室設置の一般取扱所である非常用発電設備を最大出力で作動点検中、区画室外に延長された排気筒のエキスパンションジョイント部で、排気筒に被覆されていた断熱材（ロックウール）に使用された粘着テープやスプレー糊等が焼損したものである。出火原因は、発電設備がクールダウン運転時に排ガス温度が低下したことにより、排気ダクト内が正圧状態に変化し、エキスパンションジョイント部の隙間から高温の排気熱が吹き付け、断熱材の補修で使用したスプレー糊に着火したと推定される。

27	11 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 1 人	原綿及び古布団綿を機械で加工等する 1 棟規制の指定可燃物貯蔵取扱所の工場において、従業員が作業中に背後から破裂音がしたため振り返ると、設置された機器付近に堆積した綿くず等から火炎が上がっていたものである。出火原因は、製綿機のファンシャフトとファンカバーの間に堆積した綿くずが、ファンモータの高速回転により摩擦発熱し、綿くずに着火したものと推定される。
28	11 月	指定可燃物 貯蔵取扱所 (無届)	死者 0 人 負傷者 6 人	多量の材木等を保管する無届の指定可燃物貯蔵取扱所から出火し、計 7 棟 6 6 8 m ² が焼損したものである。当該火災により傷者 6 名が発生している。出火原因は、材木等に何者かが何らかの火源を用いて放火したものと推定される。
29	12 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	プラスチック廃材を破碎、梱包等する 1 棟規制の指定可燃物貯蔵取扱所において、廃材中に入っていた簡易式ライターが破碎梱包機により破碎された。その際漏れ出た可燃性ガスに、金属火花が引火して出火し、破碎梱包機、廃材 10 m ³ が焼損したものである。
30	12 月	指定可燃物 貯蔵取扱所 (無届)	死者 0 人 負傷者 0 人	木炭類を貯蔵する無届の指定可燃物貯蔵取扱所において、作業員が出荷用木炭の乾燥作業を行うため、木炭を鉄製の箱に入れ簡易ガスこんろにかけて乾燥させた。その後、ガスこんろの火を消し、木炭をそのまま放置していたところ、近傍にあった段ボールが木炭の輻射熱により着火し出火に至ったものである。

イ 流出事故（32 件）

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	第 4 類第 2 石油類（非水溶性）灯油を移動販売中の軽トラックの荷台に、密栓されぬまま積載されていた灯油入りポリタンクが、路上 2 カ所で落下し、合計約 20 L が流出したものである。落下した原因は、軽トラック荷台のあおりがロックされていなかったことによる。
2	2 月	給油取扱所（船舶）	死者 0 人 負傷者 0 人	船舶給油取扱所において、地下埋設配管から第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油が若干土中に流出したものである。当該配管は、変更許可工事に伴う仮使用部分に位置する既存送油配管であり、変更工事の掘削作業時に流出が判明したものである。配管には線状の痕があり、配管設置時の埋戻し作業で損傷した可能性がある。流出した危険物は少量であること、前回の定期点検では異常が認められていないことから、今回土壌を掘削した影響で、配管損傷部周囲の土壌等による外圧が減少し、かつ、配管のポリエチレン剥離部分の経年劣化の影響で流出に至ったものと推定される。
3	2 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 1 人	第 4 類第 1 石油類（非水溶性）のシンナーが入った容器 3 缶（1 缶あたり 4 L 入り）を運搬していた軽ワゴン車が、路上で前方の車両に衝突する交通事故を起こした。その衝撃でシンナー缶が倒れ、1 缶の蓋が開き、車内及び路上に約 4 L 流出したものである。
4	2 月	少量危険物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	屋上非常用発電設備とその燃料用地下タンクからなる少量危険物貯蔵取扱所において、地震の揺れによる油面の流動で、屋上サービスタンク部分の返油ポンプが作動した。その結果、地下タンク側に許容量以上返油され、通気管部分から第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が約 540 L 溢れ出したものである。
5	3 月	給油取扱所（自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、シャベルローダーの運転手が給油のため車両を後退させていた際、側面の防火塀に気を取られ、車両右後方部分を固定給油設備に接触させ破損させた。破損後、施設関係者が固定給油設備の内部点検を行い異常がないと判断して給油した結果、固定給油設備内部のフランジ部分から第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油が若干にじみ出たものである。
6	3 月	地下タンク貯蔵所（直埋設以外）	死者 0 人 負傷者 0 人	屋上非常用発電設備の燃料タンクである地下タンク貯蔵所において、移送ポンプ二次側の圧力ゲージの減圧が確認された。このため配管の気密点検を行ったところ、埋設送油管部分が原因で減圧していることが判明した。後日、当該箇所を掘削した結果、送油管にピンホールが開いており、ピンホール周囲の土壌に第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が流出している状況が認められた。ピンホールが生じた原因は、何らかの要因による腐食と推定される。
7	3 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	防水工事で使用する第 4 類第 1 石油類（水溶性）アセトン、メタノール、第 2 石油類（非水溶性）スチレン、第 5 類第 2 種自己反応性物質を一斗缶等の容器で運搬していた軽自動車が単独交通事故を起こし横転した。その際、一斗缶のフタが開き、車内にスチレン約 1 L が流出、さらに横転した車両を起こした際、ドア部分から路上にも流出したものである。
8	4 月	地下タンク貯蔵所（直埋設）	死者 0 人 負傷者 0 人	容器詰替用の第 4 類第 2 石油類（非水溶性）灯油を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、気密点検が実施された際、マンホール内の送油管継手部分から灯油が漏洩している状況が確認されたものである。当該継手を外して確認したところ、パッキンが経年劣化で硬化するとともに、接続面が腐食して発生した錆により隙間が拡大している状況であった。パッキンの劣化と隙間の拡大により漏洩したと推定されるが、もともとの施工不良が主要因と考えられる。
9	4 月	少量危険物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	第 4 類第 4 石油類である作動油を油圧装置に使用する少量危険物貯蔵取扱所の模擬飛行訓練装置において、油圧ホースと配管の結合部の O リングが経年劣化により損傷したことで、当該箇所から作動油約 250 L がピット内に流出したものである。また、ピット内のコンクリート舗装部分にひび割れがあったため、当該部分からピット下部基礎地盤にも流れ出たものである。

10	4 月	地下タンク 貯蔵所 (直埋設以外)	死者 0 人 負傷者 0 人	非常用発電設備用の燃料である第 4 類第 3 石油類 (非水溶性) 重油を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、気密点検が実施された際、気密異常及び配管ピット内への重油の漏えいが確認されたものである。漏えい箇所を確認した結果、配管ピット内のバイパス弁付近のフランジ部分であり、当該箇所からピット内に約 10 L 漏えいしたものである。原因は当該フランジ部分のパッキンの破損であるが、破損に至った経緯は不明である。
11	5 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所 (セルフ) において、乗用車の運転手が給油していた際、車両の燃料タンク上部の一部に緩み及び亀裂が生じていたため、当該箇所から給油中の第 4 類第 1 石油類 (非水溶性) ガソリンが約 2 L 流出したものである。
12	5 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	建物地下 2 階に設置された一般取扱所であるボイラー設備において、ボイラー本体の更新工事に伴い、コンクリート基礎部分のはつり工事が行われていた際、作業員がはつり機操作を誤り、地下埋設配管を損傷させ、第 4 類第 2 石油類 (非水溶性) 灯油を流出させたものである。なお、一連の工事の中で、合計 3 回同種事故を発生 (いずれも灯油約 5 L 流出) させたものである。
13	6 月	指定可燃物 貯蔵取扱所 (無届)	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物である可燃性液体類を貯蔵する移動タンク貯蔵所 (被けん引式積載式) において、タンク上部のバルブキャビネット内にあるマンホールの固定ボルトが 8 本中 1 本しか締まっていなかったため、マンホールに隙間が生じ、走行中の油面の揺れにより可燃性液体類が約 10 L 溢れ出たものである。溢れ出た可燃性液体類は、バルブキャビネット内に溜まり、当該キャビネット内の雨水用ドレンからドレンホースをつたって、車体後輪付近の路上等に流出したものである。
14	6 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	ディーゼルエンジン等をテストするための少量危険物貯蔵取扱所において、作業員が誤ってエンジンに接続されていない側の燃料管バルブを開放し、そのまま翌日まで放置したことから、当該管から第 4 類第 2 石油類 (非水溶性) 軽油が約 3,300 L 流出したものである。
15	6 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	区画室設置の一般取扱所である非常用発電設備において、定期点検が実施された際、当該発電設備本体下部から第 4 類第 4 石油類の潤滑油が約 10 L 漏れている状況が確認されたものである。漏えいの原因は、潤滑油モーターの始動接点が何らかの要因で溶着し、モーターが稼働し続けたため、停止中の発電設備内で潤滑油圧が高まり、圧に弱い発電設備のガスケット部分からしみ出したものと推定される。
16	6 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用給油取扱所 (セルフ) において、定期点検が実施された際、遠方注入口から専用地下タンクへと至る埋設配管部分に気密異常が認められた。後日、気密異常部分を掘削したところ、埋設配管 3 カ所に開孔が確認された。また、開孔近傍の土壌を分析したところ、ガソリン成分等が検出され、土壌に流出していることが判明したものである。配管が開孔した原因は、腐食と推定されるが、腐食が生じた経過は不明である。
17	6 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用給油取扱所 (フル) において、従業員が顧客の持参した複数の携行缶に第 4 類第 2 石油類 (非水溶) 軽油を給油し、トラック荷台に積載したが、携行缶 1 缶の蓋を閉め忘れた。顧客が当該トラックを発車させ、給油取扱所を曲がって出た際、携行缶が倒れて蓋が閉まっていなかった携行缶から軽油約 12 L が流出したものである。
18	7 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	重機用燃料である第 4 類第 2 石油類 (非水溶) 軽油を 18 L ポリタンクに 2 缶、第 4 類第 1 石油類 (非水溶) ガソリンを 10 L 携行缶 1 缶に入れ、トラック荷台に積載し運搬していた運転手が、作業現場近くの路肩にトラックを駐車させていた。その際、通行人が当該トラック近傍から路上に油が流れているのを見出し 110 番通報したものである。トラックを確認した結果、荷台に積載された軽油入り 18 L ポリタンク 1 缶が転倒しており、さらに当該ポリタンクに亀裂が生じていたため、亀裂部分から軽油約 10 L が荷台及び路上に流出したものである。

19	8 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、移動タンク貯蔵所（単一車積載式以外）から荷卸しが行われていた際、作業員が移動タンク貯蔵所の配管内の残油を抜き取るため、2 か所の吐出口のコックを開けたが、注油ホースを緊結しなかった側の吐出口のコックを閉め忘れた。そのまま第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油の荷卸しを開始したため、当該吐出口から軽油約 50 L が敷地内に流出したものである。
20	8 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	工事で使用する資機材の燃料である第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油を、ノズルをつけたままの状態の 18 L ポリタンクに入れ、トラックの荷台に積載して運搬していたところ、ポリタンクが荷台上で転倒し、路上及び駐車場内に約 10 L 流出したものである。
21	8 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	屋上に設置された少量危険物貯蔵取扱所である非常用発電設備の燃料用屋外タンクにおいて、タンク底部の鋼板に腐食が確認された。さらに当該腐食部分に、燃料である第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油のにじみが認められたものである。腐食の原因は、経年劣化によるものと推定される。
22	8 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	工事現場において、地上部分に停車した移動タンク貯蔵所（単一車積載式以外）から、地下 2 階相当部分にある重機に、燃料である第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油を給油していたところ、移動タンク貯蔵所側の注入ホースとホースリールの接続部付近のホースが破損し、当該箇所から軽油が流出したものである。流出量は 20 L 以上と推定される。注入ホースが破損した原因は、経年劣化により、ホース巻き上げ時に負荷がかかる部分に亀裂が生じ、送油圧により破損に至ったと推定される。
23	9 月	給油取扱所 （自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、懸垂式固定給油設備から車両に第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリンの給油が行われていた際、満量になっても給油ノズルからの吐出が止まらず、約 1 L が地盤面に流出した。非常停止ボタンにより吐出が停止されたが、再度動作確認のためノズルを降ろしたところ、さらに給油ノズルから 0.5 L 噴出したため、再度非常停止ボタンにて停止措置が講じられた。原因は、給油設備が上屋等のない屋外で長年使用されていたことで、給油ノズルレバー等の隙間から雨水や埃等が入り、主弁を構成する弁棒等の周囲に付着して固着した状態となったため、開閉レバーを操作しても弁棒が作動せず、主弁が閉じず流出したものと推定される。
24	10 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	共同住宅の屋上に設置された少量危険物貯蔵取扱所である非常用発電設備において、送油配管のフレキシ部分が台風の強風の影響で破損し、当該箇所から第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油が約 700 L 流出したものである。
25	10 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	第 4 類動植物油類に該当する植物性食用油をドラム缶（180L）2 缶及びペール缶（15L）9 缶に収納し、トラックの荷台に積載して運搬していた運転手が、車両から降車した際に荷台から少量の油が漏れていることに気付いた。当該運転手が荷台の内部を確認すると、ドラム缶 1 缶の蓋が外れており、荷台上に油がこぼれている状況であった。また、運転手は、その直前に一時的に停車していた近隣の場所にも油が漏れているかもしれないと思い確認に向かったところ、路上に油が漏れている状況であった。トラック荷台と路上の両方を合わせた流出量は約 10 L である。
26	10 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	移動タンク貯蔵所（単一車積載式以外）から給油ホースを約 30m 延長し、軌道上にある燃料タンク車の発電機燃料タンクに、燃料である第 4 類第 2 石油類（非水溶性）軽油を給油していたところ、発電機タンク側の液面燃料ゲージが破損していたため、当該破損箇所から約 40 L 流出したものである。
27	10 月	地下タンク 貯蔵所 （直埋設以外）	死者 0 人 負傷者 0 人	一般取扱所である非常用発電設備とその燃料タンクである地下タンク貯蔵所から構成される施設において、燃料移送ポンプ更新工事が実施された。燃料移送ポンプ更新後、試運転したところ、地下タンク貯蔵所の規制範囲である埋設配管部分から第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が約 1500 L 流出し地盤面まで染み出てきたものである。流出の原因は、コンクリートマクロセルによる埋設配管の腐食と、ポンプ変更工事により燃料の移送が負圧から正圧へと変更されたことで、これまで土圧等で閉塞されていた腐食部が開孔したためと推定される。

28	10 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	タイヤ製造等を行う 1 棟規制の指定可燃物貯蔵取扱所において、タイヤ加硫機用の油圧ユニットポンプ装置の配管エルボ溶接部に経年劣化でピンホールが生じ、当該箇所から可燃性液体類である作動油が若干流出した。その後、施設関係者は、当該箇所に応急措置を講じたのち再稼働したため、当該箇所のピンホールが加圧で拡大し、さらに 1 m ³ 流出したものである。
29	10 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	一般取扱所である発電設備において、関係者が設備の点検を実施した際、燃料配管接続部（溶接部）から燃料である第 4 類第 3 石油類（非水溶性）重油が若干量漏れているのを発見したものである。溶接部の破損原因は、設置後 38 年が経過していることから、発電設備稼働時の振動及び経年劣化により溶接部分に亀裂が生じたためと推定される。
30	11 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	1 棟規制の一般取扱所内において、自動車用エンジンに第 4 類第 4 石油類のトランスミッションオイルを注入する設備の点検が実施された。その際、サービスタンク内への送油を制御する電磁補給弁が開いた状態のまま電源が落とされた。翌朝、別の点検作業員が電磁補給弁が開いた状態のまま、燃料元タンク側の送油ポンプのみ電源を入れたため、サービスタンクに満量以上送油され続け、タンクのエア抜き用バルブからトランスミッションオイル約 200 L が流出したものである。
31	11 月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所としての規制を受けるタイヤ製造加硫機（作動油として可燃性液体類を使用）において、油圧ゴムホースの屈曲部が経年劣化により破損し、当該箇所からピット内に作動油約 80 L が流出したものである。
32	11 月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	非常用発電設備のサービスタンク（容量 490 L）である少量危険物貯蔵取扱所において、タンク内に溜まった水を長年抜かず使用していたことから、タンク底部が腐食劣化し、当該箇所から第 4 類第 2 石油類（非水溶性）灯油が約 2 L 防油堤内に漏れたものである。

ウ その他の事故（52 件）

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（セルフ）において、定期点検が実施された際、気密異常が確認された。調査の結果、地下専用タンクと固定給油設備間に位置するマンホール内の送油配管に腐食孔が確認された。当該マンホール内には水が溜まっており、配管が腐食しやすい環境にあった。また、配管設置から長期間経過しているため、腐食しやすい環境と相まって経年劣化により腐食孔が生じたと推定される。危険物の流出はなかった。
2	1 月	給油取扱所 （自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、給油の際に吐出量が少なかったため、事業所が点検業者に点検を依頼した。点検の結果、地下タンクと固定給油設備間に位置するマンホール内の送油管に腐食孔が確認された。腐食孔は、経年劣化により生じたと推定される。マンホール内には水が溜まっており、腐食孔からタンク内に水が入った可能性があり、給油した車両に不具合が発生した。マンホール内に油等は確認されず、危険物の流出はなかった。
3	2 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、定期点検が実施された際、気密異常が認められた。確認の結果、遠方注入口から地下専用タンクへと至る間の埋設配管部分に漏気が認められた。経年劣化に伴う腐食が原因と推定される。危険物の流出はなかった。
4	2 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、乗用車の運転手（70 代男性）が洗車機を使用した後、車両を後退させた際、左側後部を固定給油設備の給油ノズルに接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
5	2 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 1 人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、乗用車の運転手（70 代男性）が洗車を終えて施設内から出ようとした際、アクセルとブレーキを踏み間違え、車両を P O S 外設機に接触させ破損させたものである。また、車両が従業員にも接触し負傷したものである。
6	2 月	給油取扱所 （自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、ガソリン用地下タンク内に軽油が混入したものである。原因は、地下タンク清掃業者が、ガソリンタンクの清掃後、続けて軽油タンクの清掃作業を実施した際、ガソリン注入口に接続していたホースを軽油の注入口につなぎ替えることを失念し、そのまま軽油のろ過作業を始めたことによる。
7	2 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、従業員がキャノピー柱に傷があるのを発見したものである。車両が接触したものと推定されるが、事故等の目撃がないことから原因は不明である。
8	2 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、荷卸しに來所した移動タンク貯蔵所の運転手（47 歳男性）が、遠方注入口に車両を近づけようと後退させた際、後方不注意で固定給油設備に車両後部バンパーを接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
9	2 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	採石場において、ダンプトラックが移動タンク貯蔵所（単一式積載式以外）から給油を受けた後に発進した際、当該移動タンク貯蔵所に衝突し乗り上げ破損させたものである。原因は、ダンプトラックの運転手が、移動タンク貯蔵所が停車していることを失念したことによる。なお、移動タンク貯蔵所からの危険物の流出はなかった。
10	2 月	給油取扱所 （自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、点検業者がガソリン用地下タンクの気密点検を実施した際、マンホール内の配管取付け部に気密異常を認めたものである。後日再度確認した結果、開孔が確認された。開孔した原因は、雨水の浸入による腐食、もしくは迷走電流の影響による腐食と推定される。なお、危険物の流出はなかった。
11	3 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、乗用車の運転手（83 歳男性）が洗車後、拭き上げのためにタッチアップスペースに車両を移動させるため後退させたところ、ブレーキが間に合わず車止めとアイランドを乗り越え、マットクリーナーに衝突し破損させたものである。

12	3 月	給油取扱所 (自家用)	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、定期点検に伴い気密点検が実施された際、専用地下タンクのマンホール内液面計挿入用配管部分に気密異常が確認された。気密異常の原因は、経年劣化で腐食孔が生じたためと推定される。危険物の流出はなかった。
13	3 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(フル)において配管の気密点検が実施された際、ポンプ設備と専用地下タンク間の埋設配管部分に気密異常が確認され、腐食孔があることが判明した。腐食孔が生じた原因は、雨水等による影響もしくは迷走電流によるものと推定された。危険物の流出はなかった。
14	3 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した宣伝用トラックの運転手が、車両を固定給油設備の停止位置に移動させた際、他の車両に気をとられてガードポール(車両衝突防止措置)に右側面を接触させた。その後、車両位置を修正しようと、運転席側のドアを少し開けて後退させたところ、誤ってアクセルを強く踏んでしまい、ドア後下部を給油ノズルの受け部分に接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
15	3 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した4tトラックの運転手が、車両を給油レーンの停止位置に止めたが、給油口が反対であったため方向変換しようと再度発進させた。その際、車両左後方部分を固定給油設備等に接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
16	4 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、給油に來所した軽貨物自動車の運転手(10代男性)が、固定給油設備の前に車両を停車させようとした際、ブレーキとアクセルを踏み間違え、前方右側部分を固定給油設備に接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
17	4 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、施設敷地内に設置されたサインポールの支柱最上部が、強風の影響により破損したものである。
18	4 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、移動タンク貯蔵所の運転手が荷卸し完了後に車両のハンドルを左に切って前進しようとした際、車両右後方部分を遠方注入口とその保護カバーに接触させ破損変形させたものである。給油取扱所、移動タンク貯蔵所側ともに危険物の流出はなかった。
19	4 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、給油に來所した乗用車の運転手(70歳前後)が、従業員が給油作業後に事務手続きのためその場を離れた際、単独で車両を移動させた。その際、車両のアクセルとブレーキを踏み間違え、給油取扱所事務所の扉に衝突させガラスを破損させたものである。
20	4 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した営業車の運転手(40代男性)が、車両を給油レーンに入れる際、運転操作を誤り、固定給油設備の給油ノズルに接触落下させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
21	5 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した乗用車の運転手が、給油後車両を前進左折させた際、助手席側のドア下部をガードポール(車両衝突防止措置)に接触させ破損させたものである。
22	5 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、給油に來店した4tトラックの運転手が、給油スペースに車両を後退で進入させた際、運転操作を誤り、左後部の荷台を固定給油設備の軽油ノズルに接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
23	6 月	地下タンク 貯蔵所 (直埋設)	死者 0 人 負傷者 0 人	ボイラー用燃料を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、2系統あるオイルギヤポンプのうち、しばらく使用していなかった1系統を使用した際、エアーをかんているような異常が認められた。点検の結果、地下タンクからギヤポンプ室への給油配管の一部に破損が確認されたものである。破損の原因は、経年劣化による腐食と推定される。危険物の流出はなかった。

24	6 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、軽油埋設タンクと固定給油設備間の吸引管の一部に開孔が確認されたものである。開孔が生じた配管は、マンホール内の立ち上がり管であり、マンホール内には水が浸入している状態であった。開孔した原因は、水等が浸入しやすい環境と経年劣化による腐食と推定される。危険物の流出はなかった。
25	6 月	給油取扱所 (自家用)	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所の埋設ガソリンタンクで微加圧試験が行われた際、タンクの配管取付け部分に開孔が発見された。開孔部の改修にあたり、完成検査前検査が実施された際、新たに気密漏れが確認されたものである。
26	6 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した乗用車の運転手が運転操作を誤り、車両左フロント部を固定給油設備に接触させ、給油ノズル及び給油ノズル受けを破損させたものである。危険物の流出はなかった。
27	7 月	地下タンク 貯蔵所 (直埋設)	死者 0 人 負傷者 0 人	ボイラー用燃料を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、気密点検が実施された際、通気管の埋設部分に漏れが確認され、破損していることが判明したものである。原因は、経年による腐食と推定される。
28	7 月	給油取扱所 (自家用)	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、運転手が車両を後退させていた際、通気管に接触させペーパーリカバリーを破損させたものである。
29	7 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、顧客が乗用車を後退させた際、右フロントバンパー及びフェンダーを灯油用固定注油設備のキャノピー柱に接触させ破損させたものである。
30	8 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、設置されている固定式車内用掃除設備を、何者かが何らかの原因により破損させ立ち去ったものである。
31	8 月	給油取扱所 (フル)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、気密点検が実施された際、気密異常が認められた。確認の結果、地下タンク頂部に接続されたマンホール内の送油管に約 2mm のピンホールがあることが判明した。マンホール内には雨水等が溜まっており、腐食しやすい環境と経年による劣化でピンホールが発生したと推定される。危険物の流出はなかった。
32	8 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 3 人	移動タンク貯蔵所(単一車積載式以外)を運転中の運転手(63 歳男性)が、走行中に一時的に意識を失い、対向車線にはみ出して車両 7 台に接触したものである。移動タンク貯蔵所の車体に破損が生じたが、危険物の流出はなかった。
33	9 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、従業員が泡消火設備の消火薬剤格納庫にへこみ等の破損があること発見したものである。原因は、車両が接触したことによると推定されるが、現認等はなく不明である。
34	9 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、給油に來所した乗用車の運転手(40 代女性)が、給油レーンに車両を停車させた際、誤ってブレーキペダルから足を外してしまい、前方に設置されていたガードポール(車両衝突防止措置)及びキャノピー支柱に接触させ破損させたものである。
35	9 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、來所した 4 t トラックの荷箱上部が、灯油用固定注油設備のキャノピー部分に接触し破損させたものである。
36	9 月	地下タンク 貯蔵所 (直埋設以外)	死者 0 人 負傷者 0 人	非常用発電設備用の燃料を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、定期点検に伴う気密点検が実施された際、液面計取付け部付近のフランジ部分に気密漏れが見つかったものである。原因は、フランジ部分のパッキン等の破損によると推定される。

37	9 月	移動タンク 貯蔵所	死者 0 人 負傷者 1 人	第 4 類第 3 石油類の廃油を移送中の移動タンク貯蔵所（単一車積載式以外）と軽ワゴン車が衝突する交通事故が発生した。この事故により、移動タンク貯蔵所のバンパー、荷卸し用ホース収納ボックス及び消火器収納ボックスが変形破損したものである。危険物の流出はなかった。
38	9 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（セルフ）において、灯油用固定注油設備から灯油が吐出できなくなる不具合が発生したため、業者により点検が実施された。その結果、灯油用の埋設送油管に直径約 2mm のピンホールが生じていることが判明した。ピンホールが生じた原因は、配管設置施工時に、何らかの理由で配管被覆に傷が付き、当該箇所から腐食が進行したと推定される。なお、周囲の土壤に灯油は流出していない。
39	9 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、トラックが給油後に従業員の指示に従いレーンから出ようとした際、内輪差により車両右後方部分を固定給油設備に接触させ、給油ノズル及び給油ノズルホルダーを破損させたものである。危険物の流出はなかった。
40	9 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、トラックが給油後にレーンから出ようとした際、オーバーハングにより車両右後方部分を固定給油設備に接触させ、給油ノズルホルダー等を破損させたものである。危険物の流出はなかった。
41	10 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、台風の強風によりキャノピーの天井部分が約 19m×12m に渡って剥離し落下したものである。また、落下した天井面に設置されていたキャノピー灯 15 灯が破損した。さらにアイランド上に設置されていた POS 外設機 1 基が転倒し破損したものである。けが人及び危険物の流出等はなかった。
42	10 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、トラックが給油後にレーンから出ようとした際、積載物（産業廃棄物の鉄筋）をキャノピーに接触させ破損させたものである。
43	10 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、従業員がモニター越しに固定給油設備の給油ノズルが脱落していることに気づき、現場の確認に向かった。現場にて当該従業員が、固定給油設備から給油しようとしていた顧客に事情を聞いたところ、車両を接触させ破損させたことが判明したものである。危険物の流出はなかった。
44	11 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、従業員が油臭を感じて業者に点検を依頼した。点検の結果、ガソリン用地下タンクのマンホール内配管取付け部分にピンホールが見つかり、別の配管取付け部分のフランジゴムシートにズレが確認されたものである。マンホール内は水が溜まりやすい環境であり、経年により劣化しそれぞれ破損等したものと推定される。危険物の流出はなかった。
45	11 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	フルサービスからセルフサービスへ改修工事中である営業用屋内給油取扱所において、施工業者が配管工事を行っていた際、地下タンク 3 基の配管取付け部分に複数のピンホールが開いているのを発見した。配管取付け部分は、いずれもピット形状をした場所の中にあり、雨水等が溜まりやすい位置にあった。このため経年により腐食したと推定されるが、設置年数を考慮すると、普段からの維持管理が不十分であったことも要因と考えられる。危険物の流出はなかった。
46	11 月	給油取扱所 （自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋内給油取扱所において、車両が後退で給油取扱所内に進入した際、左後方バンパーを通気管に接触させ破損させたものである。
47	11 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、顧客のマイクロバス運転手が、車両の方向変換をしようと後退した際、外輪差により車体左後方部分を固定給油設備に衝突させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。
48	12 月	給油取扱所 （フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、改修工事に伴い、改修業者がはつり機にて土間をはつた際、誤って埋設遠方注入管を 2 カ所破損させたものである。危険物の流出はなかった。
49	12 月	給油取扱所 （セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、給油に來所した乗用車の運転手が、車両間隔を誤り、固定給油設備の給油ノズル 2 本に左前方オーバーフェンダーを接触させ破損させたものである。危険物の流出はなかった。

50	12 月	地下タンク 貯蔵所 (直埋設)	死者 0 人 負傷者 0 人	ボイラー用燃料である第 4 類第 2 石油類（非水溶性）灯油を貯蔵する地下タンク貯蔵所において気密点検が実施された際、送油管、返油管及び通気管の埋設部で気密異常が認められたものである。配管はいずれも埋設部で、経年劣化により破損したと推定される。
51	12 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 1 人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、給油に来所した軽ワゴン車の運転手（男性 74 歳）が、給油後に車両を発進させた際、運転操作を誤り、車両を立て看板及び事務所の壁体に衝突させ破損させたものである。
52	平成 31 年 1 月	給油取扱所 (自家用)	死者 0 人 負傷者 0 人	自家用屋外給油取扱所において、車両に給油する際、エアールをかけたような状況が確認されたことから気密点検が実施された。その結果、地下タンクマンホール内の吸引管立ち上がり部分に開孔が生じていることが判明した。開孔した原因は経年による腐食と推定される。なお、危険物の流出はなかった。

資 料

1 地域別及び消防署別の危険物施設数(最近5年間)

地 域	事業所 数	危険物 施設数	製 造 所	貯 蔵 所								
				屋 内	屋 外	屋 内	屋 外	地 下	簡 易	移 動	屋 外	屋 外
平 成 26 年 度 末	8,456	12,763	77	1,826	392	1,138	2,930	8	1,602	167		
平 成 27 年 度 末	8,358	12,741	78	1,789	384	1,133	2,910	8	1,633	172		
平 成 28 年 度 末	8,282	12,631	75	1,762	371	1,147	2,911	8	1,585	169		
平 成 29 年 度 末	8,278	12,626	70	1,748	366	1,168	2,928	8	1,552	171		
平 成 30 年 度 末	8,220	12,599	68	1,724	352	1,165	2,958	7	1,546	162		
特 別 区 計	5,486	8,392	49	1,055	140	1,027	1,895	3	975	65		
千 代 田 区	丸 の 内	208	379	0	0	0	106	95	0	0	0	
	麹 町	138	242	0	5	0	52	97	0	1	0	
	神 田	101	133	0	12	0	25	42	0	0	0	
中 央 区	京 橋	125	201	0	1	0	78	49	0	0	0	
	日 本 橋	129	212	0	0	0	94	43	0	0	0	
	臨 港	67	116	1	10	11	13	29	2	3	2	
港 区	芝	194	334	0	8	0	77	111	0	0	1	
	麻 布	74	92	0	0	0	19	34	0	2	0	
	赤 坂	99	132	0	0	0	26	50	0	0	0	
	高 輪	92	143	0	11	1	28	46	0	3	0	
品 川 区	品 川	156	219	0	41	7	25	58	0	2	0	
	大 井	118	286	0	21	0	9	18	0	203	0	
	荏 原	39	55	0	12	0	3	16	0	0	0	
大 田 区	大 森	184	265	2	64	2	15	46	0	18	4	
	田 園 調 布	46	66	0	18	0	6	17	0	6	0	
	蒲 田	226	329	10	67	40	19	39	0	48	7	
	矢 口	41	51	0	16	0	4	10	0	0	0	
目 黒 区	目 黒	91	123	0	22	0	11	36	0	2	0	
世 田 谷 区	世 田 谷	82	113	0	22	0	6	25	0	4	2	
	玉 川	62	82	0	12	0	6	17	1	4	2	
	成 城	73	112	0	17	3	7	18	0	33	0	
渋 谷 区	渋 谷	207	282	0	6	0	63	103	0	1	0	
新 宿 区	四 谷	34	50	0	1	0	11	19	0	0	0	
	牛 込	82	105	0	8	1	17	33	0	3	0	
	新 宿	164	230	0	15	0	53	72	0	5	1	
中 野 区	中 野	37	53	0	8	0	6	13	0	2	0	
	野 方	22	27	0	2	0	3	6	0	0	0	
杉 並 区	杉 並	55	63	0	3	0	5	16	0	1	0	
	荻 窪	40	47	0	5	0	4	13	0	2	0	
文 京 区	小 石 川	64	85	0	11	0	13	27	0	0	0	
	本 郷	53	99	0	24	0	5	30	0	0	0	
豊 島 区	豊 島	60	93	0	8	0	13	32	0	4	0	
	池 袋	31	32	0	2	0	8	8	0	0	0	
北 区	王 子	54	66	1	17	2	3	13	0	2	1	
	赤 羽	72	114	5	31	7	6	26	0	3	1	
	滝 野 川	50	85	0	25	2	3	21	0	0	0	
板 橋 区	板 橋	64	79	0	8	0	4	17	0	4	0	
	志 村	159	293	11	76	6	24	43	0	22	21	
練 馬 区	練 馬	56	65	0	9	0	3	10	0	14	0	
	光 が 丘	53	78	0	12	0	3	10	0	22	0	
	石 神 井	60	78	0	3	0	2	16	0	20	0	
台 東 区	上 野	53	60	0	6	0	11	16	0	4	0	
	浅 草	31	39	0	6	0	5	6	0	0	0	
	日 本 堤	38	45	0	0	0	9	5	0	0	0	
荒 川 区	荒 川	63	102	0	29	0	2	18	0	25	0	
	尾 久	50	83	2	16	5	6	4	0	24	0	
足 立 区	千 住	67	96	2	22	0	5	17	0	8	2	
	足 立	137	221	3	33	7	2	46	0	60	1	
	西 新 井	156	229	4	27	0	2	29	0	73	4	
墨 田 区	本 所	82	100	0	16	0	11	28	0	0	0	
	向 島	75	187	2	29	2	15	13	0	85	0	
江 東 区	深 川	279	453	0	55	6	37	136	0	20	9	
	城 東	161	297	1	51	33	12	49	0	32	3	
葛 飾 区	本 田	155	222	0	55	1	13	37	0	40	1	
	金 町	51	64	1	9	0	3	10	0	10	0	
江 戸 川 区	江 戸 川	116	174	4	32	1	8	20	0	44	1	
	葛 西	133	216	0	24	2	6	23	0	91	2	
	小 岩	77	95	0	12	1	2	14	0	25	0	

取扱所							少量危険物 貯蔵取扱所	指定可燃物 貯蔵取扱所	
給油		販売		移送	一般取				
営業用	自家用	第1種	第2種						
自動車	その他								
1,090	66	672	252	96	13	2,434	25,860	5,799	26
1,071	64	655	245	93	13	2,493	26,330	5,863	27
1,037	65	649	231	94	13	2,514	26,620	5,903	28
1,000	66	649	225	92	13	2,570	27,090	5,910	29
969	67	654	216	91	12	2,608	27,334	5,965	30
624	37	414	190	76	1	1,841	18,342	4,665	特別区
0	0	4	0	0	0	174	207	5	丸の内
5	0	4	0	0	0	78	540	16	麹町
9	0	2	10	0	0	33	195	19	神田
6	0	0	1	0	0	66	359	20	京橋
9	0	1	9	0	0	56	427	12	日本橋
4	1	11	0	0	0	29	190	37	臨港
10	1	5	1	0	0	120	644	78	芝
9	0	3	0	0	0	25	119	6	麻布
5	0	3	0	0	0	48	238	15	赤坂
5	2	5	1	0	0	41	144	20	高輪
7	0	8	5	3	0	63	536	55	品川
2	2	12	0	0	0	19	169	47	大井
7	0	3	4	1	0	9	218	27	荏原
26	1	27	3	1	0	56	448	250	大森
9	0	2	2	2	0	4	433	36	田園調布
14	19	9	4	4	1	48	447	57	蒲田
8	0	1	1	0	0	11	182	28	矢口
18	0	7	3	1	0	23	218	28	目黒
18	0	12	3	1	0	20	244	23	世田谷
24	0	5	2	0	0	9	250	25	玉川
13	0	6	5	0	0	10	359	59	成城
13	0	5	3	0	0	88	382	4	渋谷
2	0	2	1	0	0	14	278	14	四谷
8	0	6	1	0	0	28	124	125	牛込
11	0	3	3	0	0	67	416	32	新宿
5	0	4	2	0	0	13	96	20	中野
5	0	3	2	2	0	4	249	27	野方
14	0	9	2	2	0	11	359	37	杉並
13	0	4	0	0	0	6	233	39	荻窪
7	0	1	2	0	0	24	382	84	小石川
6	0	2	1	1	0	30	535	9	本郷
6	0	3	0	2	0	25	252	21	豊島
4	0	2	2	1	0	5	196	19	池袋
6	0	3	1	0	0	17	120	50	王子
6	0	9	2	2	0	16	226	69	赤羽
4	3	3	2	1	0	21	224	50	滝野川
13	0	2	9	4	0	18	372	87	板橋
22	0	14	5	3	0	46	743	250	志村
11	0	6	1	0	0	11	254	50	練馬
14	0	7	2	1	0	7	90	20	光が丘
14	0	9	1	1	0	12	231	41	石神井
8	0	1	3	3	0	8	215	38	上野
7	0	1	7	3	0	4	128	32	浅草
5	0	0	9	11	0	6	315	28	日本堤
7	1	6	6	2	0	6	242	204	荒川
7	0	0	7	2	0	10	136	67	尾久
9	0	9	4	1	0	17	185	91	千住
29	0	13	3	1	0	23	557	152	足立
23	0	28	4	1	0	34	360	369	西新井
14	0	3	7	3	0	18	313	141	本所
9	0	5	7	5	0	15	388	235	向島
18	1	29	5	4	0	133	836	354	深川
18	4	31	3	1	0	59	528	569	城東
15	0	13	10	3	0	34	801	163	本田
9	0	11	0	0	0	11	208	51	金町
22	1	12	10	3	0	16	531	80	江戸川
18	1	16	4	0	0	29	124	104	葛西
14	0	9	5	0	0	13	146	76	小岩

地 域	事業所 数	危険物 施設数	製造所	貯 蔵 所							
				屋 内	屋 外	屋 内	屋 外	地 下	簡 易	移 動	屋 外
受 託 地 区 計	2,536	3,771	19	646	108	121	1,008	3	514	45	
立 川 市	118	226	0	24	6	7	69	0	45	2	
国 立 市	40	53	0	7	1	2	17		5	0	
武 蔵 野 市	36	40	0	2	0	5	19	0	0	0	
三 鷹 市	85	139	0	21	1	7	45	0	7	2	
府 中 市	162	243	0	64	2	20	64	0	10	0	
昭 島 市	116	181	0	29	12	6	33	0	32	5	
調 布 市	100	138	0	23	2	6	46	0	3	0	
小 金 井 市	35	43	0	15	0	1	13	0	0	0	
小 平 市	73	147	1	19	0	4	47	1	32	2	
東 村 山 市	73	95	1	28	0	1	28	0	7	0	
国 分 寺 市	29	34	0	10	0	0	8	0	1	1	
狛 江 市	14	16	0	1	0	0	5	0	0	0	
東 大 和 市	36	41	0	8	1	3	9	0	4	0	
武 蔵 村 山 市	64	87	0	13	0	0	17	0	19	0	
清 瀬 市	24	36	0	5	2	2	11	0	3	0	
東 久 留 米 市	48	99	0	11	0	1	16	0	40	0	
西 東 京 市	46	71	0	5	0	2	24	0	5	2	
八 王 子 市	442	702	4	124	23	19	164	1	172	3	
青 梅 市	193	271	2	46	4	5	88	0	24	10	
町 田 市	174	243	1	42	0	7	70	1	42	3	
日 野 市	136	149	1	30	14	1	36	0	7	0	
福 生 市	52	70	0	9	1	1	21	0	8	0	
羽 村 市	78	129	1	31	6	3	25	0	6	6	
瑞 穂 町	100	165	5	43	17	2	33	0	8	5	
多 摩 市	74	115	0	12	2	11	43	0	2	0	
あきる野市	112	134	3	16	9	3	27	0	16	1	
日 の 出 町	31	45	0	8	1	1	12	0	5	2	
檜 原 村	13	15	0	0	0	0	7	0	3	0	
奥 多 摩 町	32	44	0	0	4	1	11	0	8	1	

地 域	事業所 数	危険物 施設数	製造所	貯 蔵 所							
				屋 内	屋 外	屋 内	屋 外	地 下	簡 易	移 動	屋 外
島 し ょ 地 域 計	198	436	0	23	104	17	55	1	57	52	
大 島 町	42	85	0	2	13	2	19	0	19	7	
利 島 村	6	12	0	2	4	0	1	0	0	2	
新 島 村	23	41	0	5	8	0	6	0	2	1	
神 津 島 村	12	28	0	0	5	1	4	0	1	3	
三 宅 村	25	47	0	2	6	1	7	0	8	8	
御 蔵 島 村	4	9	0	0	3	0	0	0	0	3	
八 丈 町	39	67	0	4	14	5	10	0	11	2	
青 ケ 島 村	3	6	0	0	2	0	1	0	0	1	
小 笠 原 村	44	141	0	8	49	8	7	1	16	25	

取扱所						少量危険物 貯蔵取扱所	指定可燃物 貯蔵取扱所		
給油		販売		移送	一般取				
営業用	その他	自家用	第1種						第2種
自動車	その他								
310	7	234	26	15	0	715	8,992	1,300	受託地区
11	4	11	1	0	0	46	539	50	立川
4	0	5	0	0	0	12	265	13	
3	0	5	1	0	0	5	350	13	武蔵野
8	0	8	0	2	0	38	208	53	三鷹
16	0	16	0	3	0	48	553	55	府中
10	0	13	1	0	0	40	469	31	昭島
16	2	7	1	3	0	29	260	40	調布
4	0	4	0	0	0	6	117	20	小金井
10	0	6	1	0	0	24	400	75	小平
5	0	8	0	0	0	17	369	51	東村山
10	0	2	0	0	0	2	206	13	国分寺
4	0	2	0	1	0	3	61	28	狛江
9	0	2	0	0	0	5	139	34	北多摩西部
8	0	11	0	2	0	17	268	61	
2	1	2	0	0	0	8	150	18	清瀬
9	0	10	0	0	0	12	243	37	東久留米
5	0	4	0	1	0	23	112	20	西東京
55	0	33	7	0	0	97	1,035	145	八王子
20	0	14	4	1	0	53	741	152	青梅
31	0	10	2	0	0	34	451	42	町田
14	0	7	2	0	0	37	304	48	日野
9	0	5	0	1	0	15	213	29	福生
6	0	9	4	0	0	32	255	51	
9	0	15	1	1	0	26	419	58	多摩
12	0	5	0	0	0	28	208	24	
12	0	12	0	0	0	35	384	85	秋川
2	0	4	0	0	0	10	95	34	
2	0	1	1	0	0	1	54	8	奥多摩
4	0	3	0	0	0	12	124	12	

取 扱 所						
給 油		販 売		移 送	一 般 取	
営 業 用 自 動 車	そ の 他	自家用	第 1 種	第 2 種		
35	23	6	0	0	11	52
11	2	1	0	0	1	8
1	0	0	0	0	0	2
4	5	2	0	0	2	6
2	5	0	0	0	3	4
5	2	1	0	0	1	6
1	0	0	0	0	0	2
7	5	1	0	0	2	6
1	0	0	0	0	0	1
3	4	1	0	0	2	17

2 危険物施設別の許可数量(貯蔵・取扱最大数量、平成31年3月末現在)

特別区及び受託地区

危険物品名		計	製造所	貯 蔵 所						
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	動 庫
第一類	第一種酸化性固体	54.3	0.0	9.7	0.0	0.0	22.4	0.0		8.9
	第二種酸化性固体	22.1	0.0	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第三種酸化性固体	63.8	0.3	42.3	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
第二類	硫化りん	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	赤りん	6.0	0.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	硫黄	465.3	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第一種可燃性固体	4.0	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	鉄粉	35.5	0.0	31.5	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第二種可燃性固体	8.4	0.9	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	引火性固体	396.6	1.6	46.0	0.0	0.0	0.0	0.0		338.8
第三類	カリウム	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	ナトリウム	220.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	アルキルアルミニウム	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.3
	アルキルリチウム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第一種自然発火性物質 及び禁水性物質	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	黄りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第二種自然発火性物質 及び禁水性物質	1.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第三種自然発火性物質 及び禁水性物質	11.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
第四類	特殊引火物	913.7	0.2	22.9	0.0	0.0	0.0	0.0		888.2
	第一石油類（非水溶性）	80,684.5	364.8	2,903.3	18,403.0	0.0	1,157.0	3.5		7,729.9
	〃（水溶性）	2,973.8	25.6	282.1	0.0	0.6	46.3	0.0		2,242.5
	アルコール類	4,995.6	319.2	825.6	267.1	0.0	414.5	0.0		2,852.1
	第二石油類（非水溶性）	278,032.0	550.1	4,138.8	113,281.8	2,439.1	44,928.2	0.6		12,591.7
	〃（水溶性）	4,213.4	65.3	663.4	0.0	0.0	92.5	0.0		2,813.9
	第三石油類（非水溶性）	134,976.3	519.7	2,794.2	14,821.8	8,691.7	71,687.2	0.0		5,566.1
	〃（水溶性）	5,816.6	125.7	682.5	74.5	0.9	188.6	0.0		2,569.6
	第四石油類	15,374.3	224.4	3,509.0	2,985.8	115.9	328.8	0.0		3,225.5
第五類	動植物油類	3,857.2	1.3	71.0	28.0	0.0	9.6	0.0		972.6
	第一種自己反応性物質	0.6	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
第六類	第二種自己反応性物質	75.2	17.6	13.6	20.3	0.0	0.0	0.0		11.6
	第六類	214.7	0.0	4.2	17.9	0.0	0.0	0.0		187.7

※ 単位は第四類はkL、その他は1,000kgです。小数点第二位を四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

島しょ地域

危険物品名		計	製造所	貯 蔵 所						
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	動 庫
第四類	特殊引火物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第一石油類（非水溶性）	2438.039	0.0	94.7	850.0	0.0	100.0	0.6		180.0
	〃（水溶性）	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	アルコール類	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第二石油類（非水溶性）	25,768.6	0.0	90.1	19,848.8	8.7	894.7	0.6		384.4
	〃（水溶性）	11.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第三石油類（非水溶性）	18,575.5	0.0	8.4	11,782.8	193.4	260.0	0.0		57.6
	〃（水溶性）	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	第四石油類	73.2	0.0	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
第五類	動植物油類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0

※ 単位は第四類はkL、その他は1,000kgです。小数点第二位を四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

取 扱 所							
屋 外	給 油 販 売			移 送		一 般 取	
	業 用	自 家 用	第 1 種	第 2 種	移 送	一 般 取	
自 動 車	そ の 他						
0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	11.9
0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.5
0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	0.0	0.0	6.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	459.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	9.5	0.0	0.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	220.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.1	0.0	1.0
10.5	36,851.5	136.2	2,552.1	230.4	432.4	0.0	9,910.0
0.0	48.0	0.0	0.0	19.3	10.6	0.0	298.8
5.1	0.0	0.0	0.0	23.7	15.6	0.0	272.8
197.2	22,319.7	13,924.8	12,491.9	295.3	380.9	25,150.0	25,341.8
17.2	0.0	0.0	0.0	14.0	1.1	0.0	546.0
3,374.8	1,184.9	22.0	42.1	102.5	48.2	0.0	26,121.0
517.6	52.0	0.0	0.0	15.5	19.9	0.0	1,569.9
666.7	38.0	0.0	6.3	54.6	15.4	0.0	4,203.9
1.0	0.0	0.0	0.0	6.0	18.1	0.0	2,749.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1
0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	3.8

取 扱 所							
屋 外	給 油 販 売			移 送		一 般 取	
	業 用	自 家 用	第 1 種	第 2 種	移 送	一 般 取	
自 動 車	そ の 他						
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	471.5	44.2	30.5	0.0	0.0	580.0	86.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
412.6	623.9	1,298.8	1.2	0.0	0.0	1,770.0	434.8
0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0
681.8	3.8	130.0	0.0	0.0	0.0	4,570.0	887.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0
18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

3 地域別及び消防署別の事務処理状況(最近5年間)

申 請 ・ 届 出			申 請								
			許 可 (設 置)	許 可 (変 更)	完 成 検 査 前 検 査	完 成 検 査 (設 置)	完 成 検 査 (変 更)	仮 貯 蔵	仮 取 扱 い	仮 使 用	予 防 規 程
平 成 26 年 度			336	711	120	235	614	668	256	516	459
平 成 27 年 度			336	708	66	256	657	767	270	487	264
平 成 28 年 度			337	659	67	218	602	787	246	479	265
平 成 29 年 度			365	687	74	231	610	754	228	476	222
平 成 30 年 度			324	663	61	159	587	836	233	450	220
特 別 区 計			245	354	41	106	313	830	163	227	127
千 代 田 区	丸 の 内		14	11	1	2	9	0	5	7	8
	麴 町		6	5	1	3	4	0	6	3	1
	神 田		4	0	0	0	0	0	1	0	1
中 央 区	京 橋		8	6	1	8	5	0	10	3	4
	日 本 橋		6	6	1	7	6	0	2	5	2
	臨 港		8	5	1	0	4	37	2	6	4
港 区	芝		28	10	0	8	9	1	14	8	3
	麻 布		4	6	0	1	3	0	3	6	0
	赤 坂		11	5	2	5	5	0	6	6	3
	高 輪		2	4	0	2	3	0	4	1	2
品 川 区	品 川		3	1	0	2	1	0	0	0	0
	大 井		1	1	0	0	1	664	2	0	0
	荏 原		3	3	2	1	3	0	2	1	0
大 田 区	大 森		2	13	2	1	12	2	0	10	4
	田 園 調 布		0	2	0	0	2	0	2	2	2
	蒲 田		20	16	2	7	13	0	9	7	0
	矢 口		1	3	0	1	2	0	1	2	0
目 黒 区	目 黒		0	3	0	0	3	0	4	2	8
世 田 谷 区	世 田 谷		5	6	2	3	6	0	0	4	5
	玉 川		0	4	0	0	3	0	3	2	3
	成 城		2	6	0	1	6	0	0	2	2
渋 谷 区	渋 谷		11	4	5	8	3	0	14	2	6
新 宿 区	四 谷		5	0	0	0	0	0	1	0	1
	牛 込		0	8	0	0	8	0	3	3	0
	新 宿		7	5	0	3	4	0	6	3	4
中 野 区	中 野		2	3	1	3	3	0	0	2	0
	野 方		2	2	3	0	1	0	0	1	2
杉 並 区	杉 並		0	4	0	0	4	0	1	4	1
	荻 窪		1	2	0	1	2	0	1	2	6
文 京 区	小 石 川		5	1	0	1	1	0	1	1	3
	本 郷		2	1	0	2	1	0	0	1	3
豊 島 区	豊 島		3	3	0	1	3	0	2	2	0
	池 袋		0	4	0	0	4	0	3	3	2
北 区	王 子		2	3	0	1	3	2	0	3	3
	赤 羽		0	14	1	0	14	0	0	8	3
	滝 野 川		1	3	0	1	2	0	5	3	2
板 橋 区	板 橋		0	6	0	0	5	0	4	4	2
	志 村		1	21	0	1	15	0	7	18	1
練 馬 区	練 馬		0	7	0	0	7	0	2	2	0
	光 が 丘		3	7	0	2	7	0	0	3	0
	石 神 井		1	3	2	1	3	0	2	2	4
台 東 区	上 野		1	4	5	2	4	0	0	3	0
	浅 草		0	1	0	0	1	0	1	1	0
	日 本 堤		0	4	0	0	3	0	0	1	2
荒 川 区	荒 川		0	3	0	0	3	0	0	0	3
	尾 久		2	1	0	2	1	0	1	1	0
足 立 区	千 住		0	6	0	0	5	0	1	5	1
	足 立		3	15	1	1	13	0	3	10	2
	西 新 井		6	11	4	6	12	0	3	4	1
墨 田 区	本 所		0	5	0	0	4	0	1	5	0
	向 島		6	9	0	6	7	0	2	7	0
江 東 区	深 川		37	21	0	7	19	124	2	8	6
	城 東		1	25	3	1	24	0	11	20	2
葛 飾 区	本 田		4	10	1	1	8	0	4	5	4
	金 町		2	5	0	0	3	0	2	4	2
江 戸 川 区	江 戸 川		3	2	0	2	1	0	0	1	4
	葛 西		5	9	0	0	9	0	4	6	3
	小 岩		1	6	0	1	6	0	0	2	2

届 出												
譲渡引渡	品名・数量 倍 数 変 更	廃 止	保安監督者 選 解 任	資料提出	少量危険物 (設 置)	少量危険物 (変 更)	少量危険物 (廃 止)	指定可燃物 (設 置)	指定可燃物 (変 更)	指定可燃物 (廃 止)	条例タンク 検 査	
77	163	361	1,152	1,197	1,590	1,859	1,150	156	101	98	26	26
113	132	349	1,249	1,187	1,637	1,342	1,167	143	107	79	22	27
105	117	362	1,337	1,173	1,424	1,025	1,134	119	65	79	16	28
162	164	366	1,257	1,195	922	295	794	133	101	134	6	29
104	130	322	1,176	1,227	942	290	850	135	78	92	22	30
66	70	221	726	737	739	202	641	84	53	77	11	特別区
1	2	2	15	22	7	2	7	0	0	0	0	丸 の 内
0	0	3	8	7	24	1	15	0	0	0	0	麴 町
2	0	4	5	2	11	1	5	0	0	0	0	神 田
0	0	8	7	4	44	11	19	0	0	4	0	京 橋
0	1	3	9	0	22	4	16	1	1	0	0	日 本 橋
0	0	3	11	20	10	2	8	0	0	1	0	臨 港
5	0	6	28	14	30	12	15	2	1	0	0	芝
0	0	3	4	6	4	1	4	1	0	0	0	麻 布
4	0	2	5	3	16	4	19	0	1	0	0	赤 坂
0	0	3	11	9	8	2	14	0	0	1	0	高 輪
0	0	17	18	15	56	4	53	0	0	2	0	品 川
5	3	3	8	115	14	11	19	1	1	4	0	大 井
1	0	3	3	7	2	2	0	1	2	1	0	荏 原
1	4	2	29	20	9	11	7	10	6	6	0	大 森
0	0	1	10	5	5	6	5	0	0	0	0	田 園 調 布
0	4	6	61	41	17	6	20	4	1	2	4	蒲 田
0	0	5	3	5	5	4	12	0	0	2	2	矢 口
0	0	7	17	13	1	2	5	0	0	0	0	目 黒
0	0	5	6	9	9	6	8	0	0	0	0	世 田 谷
2	2	5	9	18	12	4	10	0	1	0	0	玉 川
1	0	1	4	3	2	1	3	0	0	0	0	成 城
1	0	5	15	28	13	4	13	0	1	0	0	渋 谷
0	0	2	2	3	19	1	8	2	0	0	0	四 谷
0	0	6	6	6	4	1	5	0	0	0	0	牛 込
0	1	1	21	10	18	5	13	2	0	0	0	新 宿
0	1	2	9	3	2	1	1	0	0	0	0	中 野
0	0	0	8	7	1	0	0	0	1	0	0	野 方
0	1	1	9	9	2	0	5	1	1	0	0	杉 並
0	0	0	8	5	5	3	3	4	0	0	0	荻 窪
9	1	0	16	6	38	3	32	0	1	1	0	小 石 川
0	0	0	13	11	2	3	2	0	0	1	0	本 郷
0	0	4	8	4	17	0	13	0	0	0	0	豊 島
0	0	2	5	4	11	1	11	0	0	0	0	池 袋
0	1	1	7	3	5	2	2	0	1	0	0	王 子
1	5	3	13	3	13	0	5	0	0	1	0	赤 羽
0	1	2	12	10	3	0	2	0	0	1	0	滝 野 川
0	0	0	9	15	1	0	4	0	0	0	0	板 橋
2	6	6	24	19	10	19	6	1	3	2	3	志 村
1	0	3	3	6	3	0	4	4	0	1	0	練 馬
0	0	1	9	10	2	0	7	0	0	0	0	光 が 丘
1	1	3	10	13	4	2	4	2	0	2	0	石 神 井
0	0	0	1	4	17	2	17	0	0	0	0	上 野
0	0	2	5	3	2	1	7	0	0	1	0	浅 草
0	0	1	4	4	1	1	9	0	0	0	0	日 本 堤
0	0	4	9	8	6	7	7	1	1	1	0	荒 川
0	1	3	2	6	4	11	8	0	1	3	0	尾 久
1	0	3	10	13	8	1	6	3	1	4	0	千 住
3	0	4	23	28	9	5	8	3	1	2	0	足 立
2	1	8	34	22	12	0	9	3	2	1	0	西 新 井
0	2	4	18	18	4	3	9	0	0	0	0	本 所
1	22	6	3	3	2	1	4	2	2	4	0	向 島
15	1	5	31	15	146	3	123	18	16	17	0	深 川
1	3	8	23	22	13	2	12	15	3	6	1	城 東
1	1	10	16	17	5	0	5	0	0	1	0	本 田
0	2	2	14	9	4	1	1	0	0	0	0	金 町
1	1	2	28	29	9	17	1	0	2	0	0	江 戸 川
2	2	13	21	18	14	2	8	0	1	5	0	葛 西
2	0	12	6	5	2	3	3	3	1	0	1	小 岩

申 請 ・ 届 出		申 請								
		許 可 (設 置)	許 可 (変 更)	完 成 検 査 前 検 査	完 成 検 査 (設 置)	完 成 検 査 (変 更)	仮 貯 蔵	仮 取 扱 い	仮 使 用	予 防 規 程
受 託 地 区 計		73	286	16	48	254	6	70	203	88
立 川 市	立 川	9	14	0	6	14	0	6	8	5
国 立 市										
武 蔵 野 市	武 蔵 野	2	1	0	1	1	0	3	0	1
三 鷹 市	三 鷹	4	4	0	3	3	0	8	4	6
府 中 市	府 中	4	9	1	2	7	0	2	7	5
昭 島 市	昭 島	2	12	0	2	12	0	0	5	3
調 布 市	調 布	7	4	0	4	3	0	2	2	10
小 金 井 市	小 金 井	2	2	0	0	2	0	0	1	3
小 平 市	小 平	3	22	3	3	17	0	3	21	4
東 村 山 市	東 村 山	1	5	0	0	5	0	3	1	0
国 分 寺 市	国 分 寺	0	3	0	0	3	0	1	3	1
狛 江 市	狛 江	1	0	0	1	0	0	1	0	0
東 大 和 市	北多摩西部	2	15	1	2	15	0	1	5	5
武 蔵 村 山 市										
清 瀬 市	清 瀬	2	2	0	2	2	0	1	0	1
東 久 留 米 市	東 久 留 米	2	2	1	2	2	0	4	0	2
西 東 京 市	西 東 京	1	5	1	1	5	0	1	0	0
八 王 子 市	八 王 子	16	53	4	14	49	1	12	36	18
青 梅 市	青 梅	2	12	0	2	10	0	8	6	3
町 田 市	町 田	1	11	0	0	11	0	4	9	8
日 野 市	日 野	0	25	3	0	22	0	1	20	4
福 生 市	福 生	4	68	2	1	56	0	3	67	3
羽 村 市										
瑞 穂 町										
多 摩 市	多 摩	6	5	0	0	3	1	4	4	2
あ き る 野 市	秋 川	2	10	0	2	10	4	1	4	4
日 の 出 町										
檜 原 村										
奥 多 摩 町	奥 多 摩	0	2	0	0	2	0	1	0	0
島 し ょ 地 域 計		6	23	4	5	20			20	5

届出												
譲渡引渡	品名・数量 倍数変更	廃止	保安監督者 選解任	資料提出	少量危険物 (設置)	少量危険物 (変更)	少量危険物 (廃止)	指定可燃物 (設置)	指定可燃物 (変更)	指定可燃物 (廃止)	条例タンク 検査	
38	57	90	415	481	203	88	209	51	25	15	11	受託地区
5	3	7	20	9	30	5	29	2	0	1	0	立川
2	0	2	6	5	8	1	7	0	0	0	0	武蔵野
1	7	2	40	10	8	4	7	3	1	0	0	三鷹
10	2	3	33	13	3	6	2	1	1	0	0	府中
7	0	8	13	10	9	3	5	3	0	1	0	昭島
1	0	2	17	13	24	0	23	8	1	0	0	調布
0	0	1	4	7	1	3	3	0	0	0	0	小金井
1	3	8	15	30	8	4	11	3	1	0	0	小平
0	1	0	6	6	6	3	9	0	0	1	0	東村山
0	0	2	1	8	2	3	3	0	0	0	0	国分寺
0	0	0	2	5	0	1	3	0	0	0	0	狛江
0	5	5	17	15	12	5	14	8	1	4	5	北多摩西部
0	0	2	3	4	2	1	0	6	0	4	0	清瀬
0	0	1	7	6	3	0	3	0	0	0	0	東久留米
0	1	3	4	5	6	2	2	0	1	1	0	西東京
5	14	15	87	84	29	17	32	7	2	0	0	八王子
0	2	5	18	28	9	8	9	1	3	0	0	青梅
6	2	3	25	48	5	4	12	0	0	0	0	町田
0	10	9	32	44	5	0	6	1	2	0	0	日野
0	1	4	29	117	16	12	13	5	6	2	6	福生
0	1	3	18	7	4	1	3	0	1	0	0	多摩
0	5	5	14	6	7	5	7	3	5	1	0	秋川
0	0	0	4	1	6	0	6	0	0	0	0	奥多摩
0	3	11	35	9								島しょ地区

4 地域別及び消防署別の許可状況(最近5年間)

年度・区分 消防署		26			27			28			29			30		
		計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更
合 計		1,047	336	711	1,044	336	708	996	337	659	1,052	365	687	987	324	663
特 別 区 計		621	244	377	639	265	374	573	244	329	627	286	341	599	245	354
千 代 田 区	丸 の 内	17	9	8	24	21	3	27	23	4	27	19	8	25	14	11
	麴 町	29	9	20	31	18	13	18	3	15	14	8	6	11	6	5
	神 田	5	5	0	6	5	1	8	8	0	9	7	2	4	4	0
中 央 区	京 橋	17	12	5	11	9	2	28	24	4	25	11	14	14	8	6
	日 本 橋	13	12	1	8	5	3	28	24	4	33	27	6	12	6	6
	臨 港	18	6	12	20	9	11	13	0	13	12	7	5	13	8	5
港 区	芝	29	21	8	24	16	8	16	11	5	37	27	10	38	28	10
	麻 布	6	3	3	12	10	2	8	2	6	4	2	2	10	4	6
	赤 坂	6	5	1	6	6	0	17	14	3	8	2	6	16	11	5
	高 輪	9	4	5	14	2	12	4	2	2	12	5	7	6	2	4
品 川 区	品 川	10	6	4	16	11	5	17	10	7	21	11	10	4	3	1
	大 井	12	5	7	9	5	4	8	6	2	14	8	6	2	1	1
	荏 原	3	2	1	1	0	1	2	1	1	0	0		6	3	3
大 田 区	大 森	14	6	8	24	6	18	23	3	20	26	7	19	15	2	13
	田 園 調 布	3	1	2	1	0	1	2	0	2	5	4	1	2	0	2
	蒲 田	24	6	18	38	9	29	33	5	28	31	11	20	36	20	16
	矢 口	4	1	3	3	0	3	2	0	2	7	2	5	4	1	3
目 黒 区	目 黒	9	1	8	4	0	4	11	4	7	9	4	5	3	0	3
世 田 谷 区	世 田 谷	1	1	0	6	3	3	7	3	4	2	0	2	11	5	6
	玉 川	7	2	5	8	1	7	2	2	0	6	1	5	4	0	4
	成 城	4	1	3	6	2	4	1	0	1	4	0	4	8	2	6
渋 谷 区	渋 谷	15	13	2	26	15	11	16	9	7	22	13	9	15	11	4
新 宿 区	四 谷	1	0	1	1	1	0	7	5	2	5	5	0	5	5	0
	牛 込	11	8	3	11	6	5	9	4	5	10	5	5	8	0	8
	新 宿	19	10	9	11	4	7	16	4	12	20	11	9	12	7	5
中 野 区	中 野	2	0	2	0	0	0	6	2	4	3	2	1	5	2	3
	野 方	1	1	0	1	0	1	1	0	1	3	0	3	4	2	2
杉 並 区	杉 並	3	2	1	7	2	5	2	0	2	5	2	3	4	0	4
	荻 窪	2	0	2	4	0	4	4	2	2	4	3	1	3	1	2
文 京 区	小 石 川	4	3	1	5	2	3	9	1	8	7	1	6	6	5	1
	本 郷	15	10	5	8	6	2	3	2	1	6	2	4	3	2	1
豊 島 区	豊 島	7	3	4	4	0	4	1	0	1	11	9	2	6	3	3
	池 袋	2	0	2	0	0	0	4	0	4	2	1	1	4	0	4
北 区	王 子	6	2	4	2	0	2	3	2	1	0	0	0	5	2	3
	赤 羽	15	2	13	11	3	8	14	7	7	5	1	4	14	0	14
	滝 野 川	4	0	4	4	1	3	7	3	4	2	1	1	4	1	3
板 橋 区	板 橋	2	1	1	8	4	4	2	1	1	4	0	4	6	0	6
	志 村	26	8	18	34	16	18	18	2	16	25	2	23	22	1	21
練 馬 区	練 馬	6	2	4	5	0	5	7	3	4	2	0	2	7	0	7
	光 が 丘	9	3	6	5	2	3	4	0	4	3	1	2	10	3	7
	石 神 井	8	1	7	1	0	1	5	1	4	1	0	1	4	1	3
台 東 区	上 野	4	1	3	6	4	2	5	3	2	4	3	1	5	1	4
	浅 草	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1
	日 本 堤	2	0	2	2	0	2	1	0	1	2	1	1	4	0	4
荒 川 区	荒 川	4	1	3	8	3	5	3	0	3	6	2	4	3	0	3
	尾 久	2	1	1	1	0	1	3	0	3	2	1	1	3	2	1
足 立 区	千 住	12	0	12	12	2	10	10	4	6	10	0	10	6	0	6
	足 立	21	3	18	34	4	30	26	6	20	19	4	15	18	3	15
	西 新 井	31	5	26	35	7	28	21	6	15	20	8	12	17	6	11
墨 田 区	本 所	9	0	9	8	0	8	9	1	8	13	4	9	5	0	5
	向 島	13	8	5	13	8	5	12	7	5	9	3	6	15	6	9
江 東 区	深 川	23	11	12	23	14	9	14	10	4	30	15	15	58	37	21
	城 東	14	6	8	18	5	13	14	7	7	19	6	13	26	1	25
葛 飾 区	本 田	11	2	9	10	3	7	14	1	13	17	4	13	14	4	10
	金 町	10	2	8	6	1	5	8	1	7	4	0	4	7	2	5
江 戸 川 区	江 戸 川	16	5	11	20	5	15	6	2	4	6	2	4	5	3	2
	葛 西	44	10	34	14	6	8	13	3	10	11	5	6	14	5	9
	小 岩	6	1	5	8	2	6	1	0	1	7	6	1	7	1	6

		26			27			28			29			30		
		計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更
受託地区計		385	81	304	385	69	316	384	80	304	392	67	325	359	73	286
立川市	立川	12	2	10	10	7	3	11	8	3	15	0	15	23	9	14
国立市	武蔵野	2	2	0	3	1	2	2	0	2	1	0	1	3	2	1
武蔵野市	武蔵野	2	2	0	3	1	2	2	0	2	1	0	1	3	2	1
三鷹市	三鷹	12	5	7	7	6	1	11	6	5	9	4	5	8	4	4
府中市	府中	25	2	23	21	2	19	18	2	16	11	2	9	13	4	9
昭島市	昭島	17	4	13	22	7	15	16	5	11	16	2	14	14	2	12
調布市	調布	10	5	5	6	2	4	9	2	7	8	1	7	11	7	4
小金井市	小金井	5	1	4	0	0	0	1	0	1	4	3	1	4	2	2
小平市	小平	26	4	22	30	2	28	40	12	28	21	3	18	25	3	22
東村山市	東村山	3	0	3	9	1	8	1	0	1	6	0	6	6	1	5
国分寺市	国分寺	2	0	2	4	1	3	2	1	1	2	0	2	3	0	3
狛江市	狛江	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
東大和市	北多摩西部	6	0	6	6	0	6	9	2	7	13	4	9	17	2	15
武蔵村山市	北多摩西部	6	0	6	6	0	6	9	2	7	13	4	9	17	2	15
清瀬市	清瀬	3	2	1	2	0	2	0	0	0	1	0	1	4	2	2
東久留米市	東久留米	8	3	5	8	1	7	3	2	1	1	0	1	4	2	2
西東京市	西東京	2	0	2	4	2	2	2	1	1	4	2	2	6	1	5
八王子市	八王子	87	26	61	72	18	54	75	12	63	88	18	70	69	16	53
青梅市	青梅	21	3	18	27	3	24	31	5	26	25	1	24	14	2	12
町田市	町田	19	6	13	22	5	17	19	4	15	17	6	11	12	1	11
日野市	日野	48	2	46	49	6	43	31	0	31	22	5	17	25	0	25
福生市	福生	60	8	52	59	3	56	72	5	67	94	8	86	72	4	68
羽村市	福生	60	8	52	59	3	56	72	5	67	94	8	86	72	4	68
瑞穂町	福生	60	8	52	59	3	56	72	5	67	94	8	86	72	4	68
多摩市	多摩	10	2	8	14	1	13	16	5	11	13	2	11	11	6	5
あきる野市	秋川	2	0	2	7	0	7	11	7	4	17	4	13	12	2	10
日の出町	秋川	2	0	2	7	0	7	11	7	4	17	4	13	12	2	10
檜原村	秋川	2	0	2	7	0	7	11	7	4	17	4	13	12	2	10
奥多摩町	奥多摩	5	4	1	2	0	2	4	1	3	4	2	2	2	0	2
島しょ地域計		41	11	30	20	2	18	39	13	26	33	12	21	29	6	23

5 施設区分別の許可状況(最近5年間)

年度 区分			26			27			28			29			30		
			計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更
合 計			1, 047	336	711	1, 044	336	708	996	337	659	1, 052	365	687	987	324	663
製 造 所			41	2	39	35	5	30	40	3	37	26	1	25	31	0	31
貯 蔵 所	屋 内		30	19	11	32	27	5	37	29	8	47	30	17	37	22	15
	屋 外 タンク	特 定	8	0	8	5	0	5	6	0	6	7	2	5	7	0	7
		特 定 以 外	31	6	25	22	3	19	16	4	12	12	5	7	13	2	11
	屋 内 タ ン ク		54	31	23	49	34	15	62	49	13	64	42	22	37	21	16
	地 下 タ ン ク		151	87	64	149	73	76	154	82	72	161	108	53	172	113	59
	簡 易 タ ン ク		0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	移 動 タ ン ク		99	58	41	112	47	65	53	41	12	90	41	49	102	41	61
	屋 外		2	2	0	11	11	0	17	17	0	5	5	0	3	2	1
取 扱 所	給 油	営 業 用 自 動 車	178	12	166	177	8	169	178	4	174	184	2	182	183	2	181
		そ の 他	7	2	5	19	0	19	16	1	15	12	3	9	17	2	15
		自 家 用	74	17	57	60	16	44	50	12	38	67	16	51	52	15	37
	販 売	第 1 種	1	0	1	2	2	0	1	1	0	3	3	0	1	1	0
		第 2 種	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	移 送		1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10	0	10
一 般 取		370	100	270	368	108	260	363	92	271	374	107	267	322	103	219	

うち島しょ地域

年度 区分			26			27			28			29			30			
			計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	
合 計			41	11	30	20	2	18	39	13	26	33	12	21	29	6	23	
製 造 所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
貯 蔵 所	屋 内		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	屋 外 タンク	特 定	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
		特定以外	14	3	11	3	0	3	4	0	4	7	2	5	5	0	5	
	屋 内 タ ン ク		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	地 下 タ ン ク		2	1	1	0	0	0	0	0	0	6	5	1	1	1	0	
	簡 易 タ ン ク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	移 動 タ ン ク		5	1	4	8	2	6	0	0	0	7	3	4	3	3	0	
	屋 外		2	2	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0
取 扱 所	給 油	営 業 用	自 動 車	3	1	2	2	0	2	8	0	8	2	0	2	3	0	3
		そ の 他		1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	1	0	1
		自 家 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	販 売	第 1 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第 2 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	移 送		1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10	0	10	
	一 般 取		11	2	9	6	0	6	12	0	12	9	1	8	5	1	4	

6 地域別及び消防署別のセルフ給油取扱所の施設数(平成31年3月末現在)

特別区	署	施設数	特別区	署	施設数	受託地区	署	施設数
千代田区	丸の内	0	文京区	小石川	2	立川市	立川	6
	麹町	0		本郷	1	国立市		1
	神田	2	豊島区	豊島	1	武蔵野市	武蔵野	1
中央区	京橋	1		池袋	4	三鷹市	三鷹	5
	日本橋	1	北区	王子	1	府中市	府中	7
	臨港	0		赤羽	1	昭島市	昭島	8
港区	芝	3		滝野川	2	調布市	調布	8
	麻布	1	板橋区	板橋	3	小金井市	小金井	2
	赤坂	1		志村	8	小平市	小平	8
	高輪	0	練馬区	練馬	4	東村山市	東村山	0
品川区	品川	1		光が丘	7	国分寺市	国分寺	4
	大井	0		石神井	8	狛江市	狛江	0
	荏原	2	台東区	上野	0	東大和市	北多摩西部	5
大田区	大森	10		浅草	0	武蔵村山市		3
	田園調布	3		日本堤	2	清瀬市	清瀬	1
	蒲田	1	荒川区	荒川	0	東久留米市	東久留米	6
目黒区	矢口	1		尾久	0	西東京市	西東京	2
	目黒	8	足立区	千住	1	八王子市	八王子	31
世田谷区	世田谷	8		足立	13	青梅市	青梅	9
	玉川	9		西新井	6	町田市	町田	20
	成城	7	墨田区	本所	0	日野市	日野	10
渋谷区	渋谷	3		向島	2	福生市	福生	4
	四谷	0	江東区	深川	7	羽村市		2
新宿区	牛込	1		城東	6	瑞穂町		3
	新宿	3	葛飾区	本田	4	多摩市	多摩	7
中野区	中野	0		金町	4	あきる野市	秋川	6
	野方	2	江戸川区	江戸川	8	日の出町		1
杉並区	杉並	3		葛西	5	檜原村		0
	荻窪	8		小岩	5	奥多摩町	奥多摩	0
特別区計		184	受託地区計		160	島しょ地域計		1
						合計		345

7 地域別及び消防署別の危険物施設等における事故発生状況(平成30年中)

消防署	合計	事故種別			施 設 区 分 別																
		火災	流出	その他	製造所	貯 蔵 所							取扱所				無許可 施設	運搬 車両	少量危険 物貯蔵取 扱所	指定可燃 物貯蔵取 扱所	
						屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋外	給油	販売	移送	一般取					
合 計	114	30	32	52	1	0	0	0	8	0	9	0	51	0	0	12	0	8	10	15	
丸 内	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
麴 町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
神 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京 橋	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日 本 橋	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
臨 港	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
芝	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
麻 布	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 坂	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高 輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
品 川	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
大 井	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
荏 原	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
大 森	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
田 園 調 布	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
蒲 田	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
矢 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
目 黒	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
世 田 谷	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
玉 川	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
成 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
渋 谷	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
四 谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
牛 込	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
新 宿	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中 野	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
野 方	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
杉 並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
荻 窪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本 郷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
池 袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 羽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滝 野 川	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
板 橋	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
志 村	6	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	1	
練 馬	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
光 が 丘	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
石 神 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浅 草	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日 本 堤	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
荒 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
尾 久	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
千 住	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
足 立	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
西 新 井	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	
本 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向 島	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
深 川	5	2	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	
城 東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本 田	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
金 町	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
江 戸 川	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
葛 西	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
小 岩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
立 川	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
武 蔵 野	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
三 鷹	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
府 中	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	
昭 島	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
調 布	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
小 金 井	0	0	0																		

8 近年発生した地震による危険物施設の被害状況（平成 31 年 3 月末現在）

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	危険物施設の被害状況
S58. 5. 26	昭和 58 年 (1983 年) 日本海中部地震	5 (M 7.7)	屋外タンク貯蔵所 71 件（タンク火災 1 件、タンク本体漏油 16 件等）、屋内貯蔵所 9 件（容器の落下破損 6 件等）、地下タンク貯蔵所 48 件（地盤沈下、タンクの沈下、隆起等 33 件等）、給油取扱所 89 件（舗装の沈下・隆起、タンクの沈下 50 件、防火堀倒壊 9 件等）の被害があった。
S59. 9. 14	昭和 59 年 (1984 年) 長野県西部地震	6 (M 6.9)	屋内貯蔵所及び地下タンク貯蔵所が土石流により埋没した。この他屋内貯蔵所 19 件、地下タンク貯蔵所 10 件、屋外タンク貯蔵所 9 件、給油取扱所 2 件等について破損等の被害があった。
H 5. 1. 15	平成 5 年 (1993 年) 釧路沖地震	6 (M 7.8)	特別防災区域内で屋外タンク貯蔵所の沈下 2 件、座屈 1 件等 29 件の被害があり、この他、港湾内アスファルトタンクの亀裂による流出 1 件、給油取扱所 35 件（販売室の破損等 26 件、計量機等の破損 25 件、防火堀亀裂 13 件）の被害があった。
H 5. 7. 12	平成 5 年 (1993 年) 北海道南西沖地震	5 (M 7.8)	屋内タンク貯蔵所（800kL）が土砂崩れにより破損し、防油堤内に流出、また、漁港の屋外タンク貯蔵所（200kL）が津波により変形、製油所の屋外タンク貯蔵所 3 基がスロッシング（液面揺動）により漏油があった。
H 6.10. 4	平成 6 年 (1994 年) 北海道東方沖地震	6 (M 8.1)	給油取扱所 36 件（防火堀の破損が 18 件、販売室のガラス破損 3 件等）、屋外タンク貯蔵所 19 件（不等沈下 4 件、犬走りの亀裂等 15 件）の被害があり、根室市では、家庭用の灯油ホームタンク（490L）の転倒 260 件があり、うち 68 件が漏えいした。
H 6.12.28	平成 6 年 (1994 年) 三陸はるか沖地震	6 (M 7.5)	屋外タンク貯蔵所 34 件（雨水進入防止措置剥離 12 件、犬走り亀裂 5 件、不等沈下 4 件、固定ボルト破損 3 件等）、屋内貯蔵所 4 件（容器が転倒落下し、危険物が漏えい）、一般取扱所 6 件（壁の破損 2 件、犬走り亀裂 2 件等）の被害があった。 このほか事業所の敷地内に小規模な液状化現象が見られた。
H 7. 1. 17	平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7 (M 7.3)	給油取扱所 347 件（防火堀の倒壊・傾斜、キャノピーの転倒・落下、計量機の転倒、地盤面の亀裂・沈下、配管の損傷等）、屋外タンク貯蔵所 343 件（基礎の地盤の亀裂・陥没等、スロッシングによる危険物の漏えい、タンクの傾斜・座屈、破損による危険物の漏えい、防油堤の亀裂等）、一般取扱所 207 件（傾斜・変形、地盤面の陥没・亀裂、煉瓦造りの建築物の崩壊）、屋内貯蔵所 162 件（煉瓦造りの建築物の崩壊、収納容器の落下による破損・漏えい）、地下タンク貯蔵所 98 件（埋設・地上配管の破損・変形、上部スラブ周囲の陥没等）等の被害があったが、危険物施設から発生した火災や大量の危険物が施設外に流出した事例はなかった。

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	危険物施設の被害状況
H12. 10. 6	平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震	6 強 (M 7.3)	移送取扱所 1 件(配管破損)、屋内貯蔵所 4 件(容器の落下)、給油取扱所 5 件(地盤沈下、配管破損等)、屋外タンク貯蔵所 1 件(配管破損)、地下タンク貯蔵所(配管破損)の被害があったが、いずれも火災・漏えい事故には至らなかった。
H15. 7. 26	平成 15 年(2003 年) 宮城県北部地震	6 強 (M 6.4)	給油取扱所の防火塙の破損・倒壊や屋外タンク貯蔵所において防油堤の亀裂等の被害が発生した。また、ホームタンクの転倒が多数発生した。
H15. 9. 26	平成 15 年(2003 年) 十勝沖地震	6 弱 (M 8.0)	屋内貯蔵所 1 件、屋外タンク貯蔵所 50 件(火災、タンク浮き屋根上への滞油、タンク浮き屋根の破損及びタンク屋根板・側板の変形)、地下タンク貯蔵所 3 件(タンク本体の浮上等)、給油取扱所 10 件(防火塙の亀裂・破損等)の被害があった。地震発生時のスロッシングに起因する浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の火災(リング火災及び全面火災の計 2 件)が起こり、大規模タンク火災となった。
H16. 10. 23	平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震	7 (M 6.8)	製造所 1 件、給油取扱所 51 件(防火塙倒壊 39 件、漏えい 1 件等)、一般取扱所 10 件、地下タンク貯蔵所 28 件(漏えい 3 件等)、屋内タンク貯蔵所 6 件の被害があり、火災の発生はなく、漏えいは 5 件発生した。
H19. 3. 25	平成 19 年(2007 年) 能登半島地震	6 強 (M 6.9)	地下タンク貯蔵所 25 件(地下貯蔵タンクの破損 6 件、タンク室周囲の陥没 5 件等)、給油取扱所 13 件(防火塙の亀裂 6 件等)、一般取扱所 8 件(配管の破損 3 件等)、屋外タンク貯蔵所 6 件(防油堤の亀裂 5 件等)、計 52 件の被害があった。
H19. 7. 16	平成 19 年(2007 年) 新潟県中越沖地震	6 強 (M 6.8)	屋外タンク貯蔵所 8 件(流出 3 件、破損 5 件)、給油取扱所 42 件(流出 2 件、破損 40 件)、移送取扱所 1 件(流出)、一般取扱所 8 件(流出 1 件、破損 7 件)、屋外貯蔵所 1 件(破損)、屋内貯蔵所 3 件(破損)、地下タンク貯蔵所 15 件(破損)、計 78 件の被害があった。
H20. 6. 14	平成 20 年(2008 年) 岩手・宮城内陸地震	6 強 (M 7.2)	屋内タンク貯蔵所 1 件(流出)の被害があった。
H20. 7. 24	平成 20 年(2008 年) 岩手県沿岸北部を震源とする地震	6 強 (M 6.8)	地下タンク貯蔵所 1 件(流出)、給油取扱所 1 件(外壁等破損)、移送取扱所 1 件(架台沈下)、一般取扱所 1 件(火災)計 4 件の被害があった。
H21. 8. 11	平成 21 年(2009 年) 駿河湾を震源とする地震	6 弱 (M 6.5)	屋外タンク貯蔵所 3 件(流出 1 件、地盤の亀裂 2 件)、製造所 1 件(消火配管の破損)、給油取扱所 1 件(防火塙の亀裂)、計 5 件の被害があった。

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	危険物施設の被害状況
H23. 3. 11	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖 地震（東日本大震 災）	7 (M 9.0)	一般取扱所 18 件（火災 5 件、流出 13 件）、屋外 タンク貯蔵所 27 件（流出）、屋内貯蔵所 18 件（流 出）、地下タンク貯蔵所 14 件（流出）、給油取扱所 4 件、移送取扱所 3 件の被害があった他、地震の揺 れにより発生した破損 1,235 件、主に地盤沈下や 地震の液状化により建築物や設備等が沈下や隆起若 しくは傾斜する等の被害があった。このほか、津波 による被害として、火災 36 件、流出 106 件、破損 1,347 件、その他 332 件の被害が発生した。
H28. 4. 14	平成 28 年 4 月 14 日 以降に発生した一 連の熊本県熊本地 方を震源とする地 震（平成 28 年熊本 地震）	7 (M 6.5) 熊本県益城町 7(M 7.3) 熊本県益城町、 西原村	製造所 4 件（破損 4 件）、屋内貯蔵所 2 件（破損 2 件）、屋外タンク貯蔵所 23 件（流出 5 件、破損 13 件、その他 5 件）、地下タンク貯蔵所 13 件（流出 1 件、破損 12 件）、屋外貯蔵所 1 件（破損 1 件）、給 油取扱所 79 件（流出 1 件、破損 78 件）移送取扱所 1 件（破損 1 件）、一般取扱所 18 件（流出 1 件、破 損 16 件、その他 1 件）計 141 件の被害があった。 破損が 127 施設（90%）と最も多く、次いで流出 が 8 施設（5.7%）その他が 6 施設（4.3%）となっ ており、火災は発生していない。 ※被害状況の調査は、本震において震度 5 強以上 の震度を観測した地域を管轄する消防本部を対象と した。

9 危険物規制に係る法令改正経過と主な事故等（平成31年3月末現在）

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
S34. 4	・危険物の規制に関する実施規定を市町村条例から法律及び命令に規定し、危険物規制事務は全国一律とした。	・新潟地震による原油貯蔵屋外タンク炎上火災（S396. 16） ・硝化綿の自然発火による倉庫爆発火災（S39. 7. 14 品川区勝島倉庫） ・ノルマルヘキサンの引火による米油製造所火災（S43. 3. 11 江戸川区） ・重油タンクからの油流出による特殊浴場火災（S44. 3. 29 新宿区） ・屋外タンクからの重油流出事故（S49. 12. 18 岡山県水島製油所） ・給油中のガソリンに引火した給油取扱所火災（S55. 7. 2 港区） ・第二次臨時行政調査会答申・行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（S58. 12）
S35. 7	・少量危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を市町村条例で定めることとした。	
S40. 5	・仮貯蔵、仮取扱いの承認 ・危険物の種類、数量の変更届出 ・危険物の貯蔵取扱基準遵守命令、命令違反に対する使用停止命令 ・危険物取扱主任者の業務の明確化 ・危険物施設保安員の制度 ・予防規程の作成、認可等 ・自衛消防組織の設置 ・立入検査等の対象範囲の拡大等（製造所等の他に指定数量以上の危険物を貯蔵し取り扱っていると認められる場所の追加、収去できる物として、危険物の疑いのある物の追加） ・無許可貯蔵の危険物に対する措置命令 ・消防庁長官の応援のための措置要求（組織法）	
S46. 6	・仮使用の承認・危険物取扱主任者制度を、危険物取扱者、危険物保安監督者制度に改正 ・丙種危険物取扱者追加 ・保安講習の受講 ・移動タンク貯蔵所による危険物の移送における危険物取扱者の乗車、移送の基準 ・走行中の移動タンク貯蔵所の停止命令等 ・特殊引火物、第4石油類の指定等、品名の整理統合 ・公安委員会への通報 ・緊急時の使用停止命令 ・事故発生時の応急措置及び通報 ・予防規程に定める事項	
S50. 12	・石油コンビナート等災害防止法の制定 ・製造所等の許可について、危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないことが、判断基準として追加 ・保安統括管理者の選任 ・定期点検の実施 ・事故発生時の応急措置実施命令	
S51. 5	・危険物保安技術協会の設立 ・完成検査前検査 ・屋外タンク貯蔵所の保安検査 ・特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤、タンク本体の基準強化（危政令）	
S58. 12	・危険物取扱者試験、消防設備士試験事務に係る指定試験機関制度の導入	

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
S61. 4	・移動タンク貯蔵所に係る基準遵守命令及び応急措置命令権限の拡大	・走行中のローリー横転による炎上火災 (S60. 5. 6 目黒区柿の木坂) ・火力発電所屋外タンク爆発炎上火災 (S62. 5. 26 品川区) ・第二次臨時行政調査会最終答申
S63. 5	・危険物の範囲等の見直し ・許可の取消し ・乙種危険物取扱者受験資格から実務経験の要件を削除 ・危険物保安統括管理者、危険物保安監督者の解任命令 ・危険物保安監督者の選任要件に 6 か月の実務経験を追加	
H 1. 3	・手数料変更（危政令）	
H 2. 4	・給油取扱所内における移動タンク等への詰替容量緩和（危政令）	
H 3. 3	・S S 二重殻タンクの基準（危政令）	
H 5. 7	・S F 二重殻タンクの基準（危政令） ・油中ポンプの基準 ・給油取扱所のロング給油ホースの基準（危政令）	・製造所で過酸化ベンゾイルの小分け作業中に発生した爆発火災 (H2. 5. 26 板橋区) ・製油所熱交換器の爆発火災 (H4. 10. 16 袖ヶ浦) ・北海道南西沖地震（M7. 8）で崖崩れによる屋外タンクの損傷事故 (H5. 7. 12 北海道奥尻島)
H 6. 3 . 6	・移動タンク貯蔵所容量制限緩和（危政令） ・メタノール給油取扱所の基準（危政令） ・甲種危険物取扱者の受験資格の認定制度廃止（法）	・製油所発電タービン爆発事故（H6. 2. 25 川崎市）
H 7. 2	・完成検査前検査の規制範囲変更（危政令） ・F F 二重殻タンクの基準（危政令） ・C N G 充填設備を併設する給油取扱所の基準整備（危政令）	・阪神淡路大震災（M7. 2）で危険物施設からの漏えい事故多数（H7. 1. 17 兵庫県・大阪府等） ・走行中のローリー横転による炎上火災 (H8. 7. 17 首都高速 4 号線) ・走行中の横転による炎上火災 (H8. 8. 2 東名高速大津 IC)
H 9. 2	・給油取扱所で用いるガラス要件の緩和（危政令）	・東レ・ダウコーニング・シリコン工場（製造所）火災 死者 1 名・傷者 1 名（H 9. 11. 11 市原市） ・海難事故で沈没したタンカーからの重油流出事故（H9. 1. 2 島根～秋田日本海沿岸） ・走行中のローリー走行が大型ダンプと接触炎上した火災（H10. 9. 21 山梨県南巨摩郡）

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H10. 2	・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準（危政令） ・圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準（危政令） ・20号タンクの容量に係る基準（危政令） ・配管に用いる材質に係る基準（危政令） ・特定屋外タンクの緊急遮断弁の基準（危政令） ・特例を定める一般取扱所の種類拡大（危政令） ・S I単位に係る基準（危政令） ・危険物以外の物品を同時貯蔵する場合の基準緩和（危政令） ・申請書等の様式の改正（危政令） ・防油堤への伸縮目地（止液板）の設置	・医療品等製造工場のヒドロキシルアミン再蒸留工程爆発火災（H12. 6. 10 群馬県） ・鳥取県西部地震（M7. 3） （H12. 10. 6 鳥取県、島根県等） ・芸予地震（M6. 7） （H13. 3. 24 広島県、愛媛県等） ・ごみ固形化燃料（RDF）貯蔵槽火災 死者2名（消防職員）、傷者5名 （H15. 8. 14 三重県） ・宮城県北部地震（M6. 4） （H15. 8. 26 宮城県） ・エクソンモービル(有)名古屋油槽所の屋外タンク工事中火災 死者6名、傷者1名 （H15. 8. 29 名古屋市）
H11. 1 . 3 . 9	・準特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準（危政令） ・危険物の運搬等に関する基準（危政令） ・変更許可と仮使用承認の同時申請に関する事項（危政令） ・地方分権推進に伴う法令整備による改正（危政令）	
H12. 3 . 5 . 9	・特定屋外タンクの内部点検周期に関する事項（危政令） ・地下埋設タンク、地下埋設配管、移動貯蔵タンクの漏れの点検に関する事項（危政令） ・大型ゴム製容器等、運搬容器に関する事項（危政令） ・危険物取扱者免状に関する事項（危政令） ・建基法改正に伴い、防火設備等の用語を変更（法、危政令） ・省庁再編に伴い、法令中の省庁名等を変更（法、危政令）	
H13. 7 . 9	・危険物の範囲に関する事項 ヒドロキシルアミン等の追加（別表第五類の項） 引火点の高いものの危険物からの除外（別表第四類の項） ・高引火点の範囲に関する事項（危政令） ・専用タンクの容量制限に関する事項（危政令） ・指定可燃物の範囲に関する事項（危政令）	
H14. 1	・引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所に関する事項（危政令） ・機械で荷役する構造を有する容器の積み重ね高さに関する事項（危政令）	
H15. 12	・特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期に関する事項（危政令） ・移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項（危政令） ・移動タンク貯蔵所による危険物の移送の基準に関する事項（危政令） ・地下貯蔵タンク等及び地下埋設配管に係る定期点検に関する事項（危規則、危告示）	

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H15. 12		・(株)ブリヂストン栃木工場火災 (H15. 9. 8 黒磯市) ・平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震 (M8.0) (H15. 9. 26 北海道) ・出光興産(株)北海道製油所火災 (H15. 9. 28 苫小牧市)
H16. 6 . 7	・指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵、取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準の条例委任 (法) ・指定可燃物に再生資源燃料を追加 (危政令)	・新潟県中越地震 (M6. 8) 死者 48 名、負傷者 4,808 名 (H16. 10. 23 新潟県) ・マツダ(株)宇品第一工場火災 (H16. 12. 15 広島市)
H17. 1 . 2 . 3	・浮き屋根の耐震機能確保に関する事項 (危規則) ・予防規程に定めなければならない事項 (危規則) ・設置及び変更の許可申請書の添付書類 (危規則) ・地下タンク貯蔵所の技術上の基準の性能規定化 (危政令) ・水素充てん設備設置給油取扱所の基準 (危政令) ・地下貯蔵タンク及びタンク室の構造等の技術基準 (危規則) ・圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例基準 (危規則)	・九州石油(株)大分製油所の特定屋外タンク浮き屋根沈降事故 (H17. 2. 19 大分市) ・太陽石油(株)開放点検中の原油タンク火災 (H18. 1. 17 愛今治市)
H18. 3 . 10	・給油取扱所の定義に関する事項 (危政令) ・給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項 (危政令) ・船舶に直接給油するための移動タンク貯蔵所に関する事項 (危政令) ・保安物件の変更 (危規則)	・コスモ石油(株)千葉製油所の水素製造装置爆発火災 (H18. 4. 16 市原市) ・東亜石油(株)京浜製油所の減圧残渣油タンク火災 (H18. 5. 21 川崎市) ・中国自動車道 西宮 IC におけるローリー横転による流出ガソリン炎上火災 (H18. 7. 7 兵庫県西宮市) ・金剛化学(株)の遠心分離機爆発火災 (H18. 12. 11 富山市) ・信越化学工業(株)直江津工場のメチルセルロース製造中の爆発火災 (H19. 3. 20 上越市)
H19. 3 . 10	・運搬の技術上の基準に関する事項 (危規則) ・貯蔵の技術上の基準に関する事項 (危規則) ・二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻に係る定期点検に関する事項 (危告示) ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の安全対策に係る事項 (危規則) ・甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る事項 (危規則) ・運搬容器の基準に係る事項 (危告示)	・岩手・宮城内陸地震 (M6. 8) (H19. 7. 16 岩手・宮城県) ・柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災 (H19. 7. 16 新潟県柏崎市) ・三菱化学(株)鹿島事業所エチレンプラント火災 (H19. 12. 21 茨城県神栖市)

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H20. 6	危険物流出等の事故原因調査（法）	- 関東高压化学(株)横浜工場の 高压反応釜圧縮作業中の爆発 火災（H20. 4. 7 横浜市） - 走行中のローリー横転火災 （H20. 8. 3 板橋区首都高速 5 号池袋線） - 日興化成(株)本社のシンナー 精製中の火災 （H20. 9. 5 さいたま市）
H21. 10	危険物の貯蔵及び取扱いを中止している特定屋外タンク貯蔵所等についての新基準適合延長に関する事項（危政令、危規則）	(株)日本海水小名浜工場の蒸留タンク爆発火災 （H21. 1. 5 いわき市） - 三和油化工業(株)の廃油タンク火災（H21. 10. 26 刈谷市）
H22. 2 . 6	- 危険物の類別の変更に関する事項（危政令） - 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に関する事項（危規則、危告示）	日本カーリット(株)横浜工場の 高压反応釜作業中の爆発火災（H22. 1. 7 横浜市）
H23. 12	- 危険物に新規物質の追加（危政令） - 浮き屋根付特定屋外タンク貯蔵所に関する事項（危政令、危規則） - エタノール等を取り扱う給油取扱所に関する事項（危政令、危規則） - 消火設備に関する事項（危政令、危規則）	東ソー(株)南陽事業所の製造施設爆発火災 （H23. 11. 13 周南市）
H24. 3 . 5 . 12	- エタノール等を取り扱う給油取扱所に関する事項（危規則） - 一般取扱所の特例、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項、予防規程に定めなければならない事項の追加（危政令） - 給油取扱所に設置することができる圧縮水素スタンドに関する事項の変更（危規則）	- 三井化学(株)岩国工場のレゾルシン製造施設爆発火災 （H24. 4. 22 和木町） (株)日本触媒姫路製造所のアクリル酸廃液タンクの爆発火災（H24. 9. 29 姫路市） - 沖縄ターミナル株式会社屋外タンク貯蔵所からの原油流出事故 （H24. 11. 7 沖縄県うるま市）
H25. 7	消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）	- 福知山市花火大会で露店で使用中の発電機にガソリンを給油しようとして出火し多数の死傷者が発生した火災 死者 3 人、傷者 59 人 （H25. 8. 15 福知山市） - エバークリーン(株)廃油精製施設の爆発火災 死者 2 人、傷者 9 人 （H25. 11. 25 千葉県野田市）

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H27. 6 . 7	・ 液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準に関する事項（危規則） ・ 用語の整理等に関する事項（危規則） ・ 施工期日に関する事項（危規則） ・ 消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）	・ 三菱マテリアル(株)四日市工場爆発火災 死者 5 人、傷者 13 人 (H26. 1. 9 三重県四日市市)
H28. 3 . 8	・ 改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則第 40 条の 3 の 7 に関する事項（危規則） ・ ボンディングを行うための導線に関する事項（危規則） ・ 消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）	・ JXエネルギー(株)根岸製油所火災 (H28. 6. 24 神奈川県横浜市)
H29. 1 . 6	・ 圧縮天然ガスタンドのガス充填設備及びガス配管の給油空地への設置等に関する事項（危規則） ・ 消防活動阻害物質から物質の除外（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）	・ 東燃ゼネラル石油(株)和歌山工場火災 (H29. 1. 22 和歌山県有田市) ・ 三和油化工業(株) 爆発火災 (H29. 3. 17 茨城県稲敷市)
H30. 4 . 8 . 11	・ 危規則第 11 条に介護医療院が追加（危規則） ・ 石油コンビナート等特別防災区域に新たに東京国際空港地区が指定（危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示） ・ 甲種危険物取扱者試験の受験資格に関する事項（危規則）	・ プロテインケミカル(株)福井工場爆発火災 死者 1 人、傷者 11 人 (H30. 7. 2 福井県三方上中郡) ・ 新日鐵住金(株)室蘭製鐵所火災 (H30. 9. 6 北海道室蘭市)

10 規制改革の推進による措置事項等

規制改革は、我が国の経済成長の阻害要因等となる規制の可否を熟議し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠な取り組みであり、危険物行政についても規制改革が推進されてきました。

平成28年9月に規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革推進会議」が設置されました。

本会議において、平成30年6月に「規制改革推進に関する第3次答申」が、また、同年11月に「規制改革推進に関する第4次答申」が内閣総理大臣に提出されました。平成30年度で規制改革推進に関する答申で対象となった危険物行政に係る事項は次のとおりです。

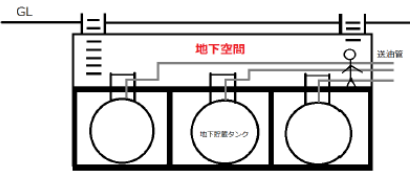
事項名	規制改革の内容	実施時期
危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請（消防法（昭和23年法律第186号）第10条1項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
危険物保安監督者選任届出書	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置

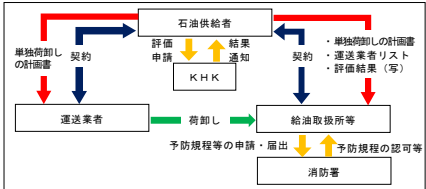
規制改革推進による措置事項

年 度	措 置 事 項
平成 7 年度	(1) 危険物輸送容器等に係る基準 (2) 国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査 (3) 屋外タンク貯蔵所に係る不等沈下量の測定 (4) 完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲 (5) 危険物の地下貯蔵タンクの基準 (6) 甲種危険物取扱者試験受験資格の認定 (7) 危険物施設に係る保有空地の緑化 (8) 天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準
平成 8 年度	(1) 危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続 (2) 移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用 (3) 屋外貯蔵タンクの溶接工事に係る手続 (4) 危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料の範囲 (5) 給油取扱所の事業所等に用いることができる建築材料の範囲 (6) 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口に使用することができるガラスの範囲 (7) 強化プラスチック製二重殻タンクへの灯油等の貯蔵 (8) 給油取扱所の事業所等に設ける可燃性蒸気流入防止措置の構造要件
平成 9 年度	(1) 土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油 (2) 液化石油ガス（LPG）充填所の設置に関する基準 (3) 一般取扱所の基準の特例 (4) 製造所及び一般取扱所内の危険物を取り扱うタンクの基準 (5) 危険物施設におけるFRP製配管の使用（性能規定化） (6) 危険物施設における危険物以外の物品の同時貯蔵 (7) 移動タンク貯蔵所における危険物以外の物品の貯蔵 (8) 危険物施設と高圧ガスの移動式製造設備との保安距離 (9) 危険物配管における非危険物の取扱いに関する基準
平成 10 年度	(1) セルフ給油取扱所 (2) 完成検査済証の交付に係る手続 (3) 給油取扱所の荷卸し時の立会い義務 (4) 危険物施設の変更工事に係る完成検査等 (5) 危険物施設の複数の変更工事に係る完成検査
平成 11 年度	(1) NAS（ナトリウム硫黄）電池の変電所への設置に関する基準 (2) 屋外貯蔵タンクの補修時における手続上の取扱い (3) セルフ給油取扱所における給油量規制 (4) 屋外タンク貯蔵所の内部点検の周囲
平成 12 年度	(1) セルフ給油取扱所に設ける固定給油設備の危険範囲の基準 (2) 消防法の危険物（引火性液体）の概念（高引火点危険物） (3) タンクコンテナ等の移動タンク貯蔵所の基準 (4) 液体危険物タンクに係る水圧試験等の検査実施者の範囲
平成 13 年度	給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場の面積
平成 14 年度	(1) 引火点の高い液体の危険物からの除外 (2) 製造所等の緊急使用停止命令の解除
平成 15 年度	(1) 特定屋外タンク貯蔵所における保安検査の開放周期 (2) 移動タンク貯蔵所の間仕切り及び防波板 (3) 移動タンク貯蔵所に係る運転要員の確保 (4) 地下埋設タンク・配管に係る定期点検

年 度	措 置 事 項
平成 16 年度	(1) 水素供給スタンド及び給油取扱所の併設の制限の見直し (2) 地下タンク貯蔵所の技術基準の一部性能規定化 (3) 危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大 (4) 特定事業所の休止時における防災要員及び防災資機材の配備の緩和
平成 17 年度	(1) 給油取扱所等の技術基準の一部性能規定化 (2) 危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大
平成 19 年度	(1) 大容量泡放射システムの性能規定化 (2) 安全弁の分解検査周期の一部見直し (3) 引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和 (4) 危険物施設の変更工事に係る完成検査等
平成 20 年度	製造所等の定期点検の整備
平成 21 年度	製造所等の定期点検の整備の一部改正
平成 22 年度	特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期の延長
平成 23 年度	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和
平成 24 年度	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用
平成 25 年度	(1) 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン (2) 液化水素スタンド基準の整備
平成 26 年度	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化
平成 30 年度	(1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の標準書式作成 (2) 危険物保安監督者の選任に係る実務経験証明書の見直し

11 危険物規制事務に係る依命通達・通知等（平成 30 年度中）

発信月日	文書番号	概 要
H30. 4. 20	30 予危第 26 号 予防部長通知	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
		1 障害者総合支援法の改正に関する事項 介護保険施設の新たな類型として、長期療養のための医療と介護を提供する「介護医療院」が新設されることに伴い、危規則第11条第4号チにおいて介護医療院を加えるもの。 2 地域包括ケア強化法の改正に関する事項 障害者総合支援法において「共同生活援助」、「地域活動支援センター」及び「福祉ホーム」について規定している条項が改められることに伴い、当該規程を引用している危規則第11条第4号リを改めるもの。
H30. 6. 13	30 予危第 104 号 予防部長通知	地下空間を有する地下タンク貯蔵所の運用について（通知）
		総務省消防庁からタンク室上部と地盤面の間に地下空間を設ける地下タンク貯蔵所に関する執務資料等が示されたことから、当庁における運用基準を通知したものの。  タンク室上部と地盤面の間の地下空間
H30. 7. 2	30 予危第 191 号 危険物課長通知	地下空間を有する地下タンク貯蔵所の運用に係る質疑回答について（通知）
		地下空間を有する地下タンク貯蔵所の運用について（平成30年6月13日30予危第104号予防部長通知）に対する質疑回答を取りまとめたもの。
H30. 8. 13	30 予危第 239 号 予防部長通知	危険物事務に係る適正な事務処理の徹底について（通知）
		製造所等の設置許可手数料等を誤徴収していた事案が2件発生したことから、手数料徴収時における事務処理上の留意点について通知したものの。
H30. 8. 29	30 予危第 315 号 危険物課長通知	給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項について（通知）
		総務省消防庁から給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項について執務資料が示されたことから、当庁における取扱い上の留意事項を示したものの。
H30. 9. 7	30 予危第 333 号 予防部長通知	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）
		石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令が平成30年8月31日に施行され、東京国際空港地区が石

		油コンビナート等特別防災区域に指定されたもの。
H30. 9. 11	30 予危第 13 号 予防部長依命通達	一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の基準の策定について（依命通達）
		少量危険物の一時的な貯蔵又は取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第34条の4を適用し、一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所に関する基準（以下1～4に関すること）を策定したもの。 1 基準の適用期間 2 反復の制限 3 貯蔵及び取扱いの基準 4 位置、構造及び設備の基準
H30. 9. 11	30 予危第 255 号 予防部長通知	一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の基準の事務処理手順等について（通知）
		一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所及び震災時の一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所について、届出時期、届出書記載要領及び事務処理要領等を示したもの。
H30. 9. 27	30 予危第 259 号 予防部長通知	非常用発電設備の配管の耐震措置に係るガイドラインの策定について（通知）
		一般取扱所又は少量危険物貯蔵取扱所に該当する非常用発電設備に接続される危険物配管のうち、建築物に設けられるものを指導対象とした、非常用発電設備の配管の耐震措置に係るガイドラインを示したもの。
H30. 9. 28	30 予危第 87 号 予防部長通知	「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用指針」の一部改正について（通知）
		東京消防庁危険物規程事務処理要綱第28号に基づく危険物施設の審査基準本編第20に掲げる「給油取扱所等における単独荷卸しの運用指針」の一部を改正するもの。 1 安全対策設備に関すること 2 単独荷卸しに係る教育訓練に関すること
H30. 10. 10	30 予危第 397 号 危険物課長通知	危険物規制情報N o. 1 6 0 の掲示について（通知）
		給油取扱所、地下貯蔵タンクを有する製造所及び一般取扱所並びに地下タンク貯蔵所における単独荷卸しについて、基本的な考え方等をまとめたもの。  給油取扱所等の単独荷卸しの例
H30. 10. 15	30 予危第 396 号 予防部長通知	特定防災施設等の検査に関する手数料の新設について（通知）
		東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されたことに伴い、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律

		第84号) 第15条第2項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する手数料が新設されたもの。
H30. 11. 29	30 予危第 343 号 危険物課長通知	非常用発電設備の排気筒通知に係る留意事項について (通知)
		危規則第28条の57第2項 (区画設置による一般取扱所の特例) の規定を適用する一般取扱所に該当する非常用発電設備において区画壁を貫通する排気筒を設置しようとする場合には、非常用発電設備等における排気筒に係る運用等について (平成29年11月10日29予危第407号予防部長通知) に基づき、適切な延焼防止措置を講じることにより危政令第23条 (基準の特例) の適用を認める運用をしているところである。 この通知に基づき排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆した非常用発電設備で試運転を実施した際に火災が発生し、これを補修した後の試運転時にも再び火災が発生する事案が発生したことから、排気筒施工時の留意事項を示したもの。
H30. 12. 3	30 予危第 383 号 予防部長通知	一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の基準の策定に伴う質疑回答について (通知)
		一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の基準の策定について (平成30年9月11日30予危第13号予防部長依命通達) に対する質疑回答を取りまとめたもの。
H30. 12. 28	30 予危第 543 号 危険物課長通知	危険物規制事務に関する執務資料 (移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止関係) の送付について (通知)
		平成30年12月7日三重県内の給油取扱所において、ガソリンが混入した灯油を誤って顧客に販売した事案が発生したことをうけ、総務省消防庁から移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について、周知資料が示されたもの。
H31. 1. 11	30 予危第 552 号 危険物課長通知	非常用発電設備の配管の耐震措置に係る執務資料の送付について (通知)
		1 近年発生した地震等による危険物配管等の損傷事例の紹介 2 危険物配管の耐震措置に係る実験映像の掲載
H31. 1. 16	30 予危第 530 号 危険物課長通知	震災時等に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行う仮取扱いに係る留意事項について (通知)
		総務省消防庁から震災時等の仮取扱いの形態として、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して車両にガソリンを給油する仮取扱いが示されたことから、当庁における対応要領について通知したもの。
H31. 3. 13	30 予危第 602 号 予防部長依命通達	火災予防施行規程、東京消防庁危険物規程等及び東京消防庁危険物規程事務処理要綱等の一部改正について (依命通達)
		平成30年8月31日に東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されたことに伴い、関係規定等を改正するとともに、所要の整備を行うもの。 1 コンビナート法に基づく届出等の処理関係 2 コンビナート法に基づく立入検査等関係 3 危険物取扱者保安講習関係 4 その他所要の整備関係

H31. 3. 29	30 予危第 632 号 危険物課長通知	執務資料（非常用発電設備）の掲示について（通知）
		1 事前相談において技術上の基準に適合しない構造が判明した例 2 第三者機関による評価制度を活用した特例処理 3 非常用発電設備からの流出事故事例
H31. 3. 29	30 予危第 682 号 危険物課長通知	危険物施設の審査に係る実務資料の掲示について（通知）
		1 一般取扱所（ボイラー等・区画室単位）の審査チェックリストの一部修正 2 危政令第19条第2項の一般取扱所のうち、危規則第28条の57第2項を適用する非常用発電設備を設置する場合の審査書例の作成

危 険 物 行 政 の 現 況 と
危険物施設等における事故の概要
(平成 30 年)

令和 2 年 3 月発行
編集 東京消防庁予防部危険物課
東京都千代田区大手町一丁目 3 番 5 号
電話 03(3212)2111 (代表)
